第153回国会概観

第153回国会(臨時会)は、9月27日に召集され、12月7日、72日間の会期を終了した。 会期については、召集日の衆参両院本会議において、12月7日までの72日間とすること をそれぞれ全会一致により議決した。

開会式は27日午後1時から、参議院議場で行われた。

同日、開会式に引き続き、衆参両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問は10月1日、2日、3日に行われた。

召集日当日、参議院本会議において、米国における同時多発テロ事件による犠牲者の冥福を祈り、黙祷を捧げた。前衆議院議長伊藤宗一郎君逝去につき井上裕参議院議長はすでに、明記をささげた旨報告、その弔詞を朗読した。米国における同時多発テロ事件に関する決議案を賛成多数で可決した。

10月4日、5日、衆議院において予算委員会が開かれ、9日、10日、参議院で予算委員会が行われ、予算の執行状況に関する件について質疑が行われた。

今国会は、深刻化する景気及び雇用情勢を受けて、雇用対策国会と目されていたが、9月11日に米国で起きた同時多発テロ事件を受けて、同テロ事件への我が国の対応策が大きな焦点となった。

会期の前半はテロ対策関連法案が、後半は平成13年度補正予算、景気、雇用対策等が論 点となった。

テロ対策特別措置法案、自衛隊法改正案及び海上保安庁法改正案のテロ対策関連3法案は、10月5日、閣議決定、国会に提出され、29日、成立した。

テロ対策特別措置法の成立を受けて、11月16日、政府は自衛艦及び輸送機をインド洋等に派遣し、米軍等への補給・輸送を柱とする同法に基づく対応措置に関する基本計画を閣議決定した。20日、中谷元・防衛庁長官は、小泉総理の承認を得て実施要項を決定した。これを受け、同日、中谷防衛庁長官は海上、航空の両自衛隊に対してその実施を命じた。

テロ対策特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、 搜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件は、22日、国会 に提出され、衆議院においては、26日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動 等に関する特別委員会において、提案理由説明聴取、質疑が行われ、賛成多数で承認すべ きものと議決した。27日、本会議においても、賛成多数で承認することに決し、参議院に 送付された。参議院においては、29日、外交防衛委員会において、趣旨説明聴取、質疑が 行われ、質疑終局後、同承認を求めるの件は、賛成多数で承認すべきものと議決し、30日、 本会議においても、賛成多数で承認することに決した。

自衛隊の活動に関して国会の承認を求めることは、自衛隊発足以来初めてのケースであった。11月25日、補給艦、護衛艦、掃海母艦の海上自衛隊の3隻の自衛艦がインド洋に向け、出港した。

また、国連平和維持隊 (PKF) 本体業務への参加凍結を解除する等の国連平和維持活動 (PKO) 協力法改正案が30日、衆議院本会議において可決され、12月7日、参議院本会議において可決され、成立した。

11月16日、雇用・中小企業等セーフティネット充実対策費を盛り込んだ平成13年度補正予算は成立した。

12月1日の皇孫殿下の御誕生につき、5日、参議院本会議において、慶賀の意を表するため、天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を奉呈することとし、井上参議院議長は天皇陛下にささげる賀詞及び皇太子殿下にささげる賀詞を朗読した。衆議院本会議においても、4日、賀詞奉呈の件を全会一致で議決した。

12月7日、参議院本会議において、地方自治法等改正案の趣旨説明聴取、質疑を行った。 また、PKO改正案外3法案が可決され、成立した。井上議長は、敬宮愛子内親王殿下命 名の儀に当たり、天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈した旨報告した。 請願審議、地方自治法等改正案等の継続審査及び継続調査の会期末手続を行った。また、 同日、衆議院本会議においても、賀詞の奉呈報告が行われた後、請願審議、個人情報保護 法案等の閉会中審査の会期末手続等を行い、閉幕した。

議院の構成

参議院において、召集日当日、本会議において議員の議席を指定し、井上議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の5特別委員会を設置した。

17常任委員長のうち内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、環境、国家基本政策、決算、行政監視の13委員長の辞任を許可し、井上議長は新たに13委員長を指名した。

また、国民生活・経済に関する調査会において会長の辞任を許可し、会長を選任した。 衆議院では、召集日当日、本会議において、内閣委員長外4委員長の辞任を許可し、これら5委員長及び欠員となっていた懲罰委員長を新たに選任し、災害対策特別委員会外4 特別委員会の設置を行った。また、10月9日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会を設置した。

小泉総理大臣の所信表明演説

9月27日、両院本会議において、小泉総理が所信表明演説を行った。 所信表明演説の概要は次のとおりである。

米国において発生した同時多発テロは、米国のみならず人類に対する卑劣な攻撃である。 私は、この度米国を訪れ、テロのつめ跡を目の当たりにし、改めてこのような非道極まり ない行為に対し、強い憤りを覚えた。同時に、米国民及び被害者の方々に対して、心から お見舞い申し上げる。

私は、去る25日、ブッシュ大統領と会談し、世界の国々が力を合わせて、このようなテロリズムに対して毅然たる決意で闘っていかなければならないとの考えで一致した。そして、我が国が米国を強く支持すること、この同時多発テロに対応するため、できる限りの措置を実行するつもりであることを伝えてきた。テロリズムとの闘いは我が国自身の問題である。我が国は国際社会と協力して、主体的に、効果的な対策を講ずる。先週発表した7項目を実施に移すため、早急に必要な取組を行う。

今回のテロにより、世界経済への影響が懸念される。政府は細心の注意をもって状況を

把握し、各国と協力して、金融システム、為替など経済の安定のため、適切な対応を図る。

私は、「小泉構造改革5つの目標」を提示する。第1は「努力が報われ、再挑戦できる社会」、第2には、「民間と地方の知恵が、活力と豊かさを生み出す社会」、第3は「人をいたわり、安全で安心に暮らせる社会」、第4は「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、第5は「子どもたちの夢と希望をはぐくむ社会」である。私は、このような社会が実現できるよう、全力を尽くしていく。「改革工程表」として具体的な政策と実施時期を示したが、継続的に、進ちょく状況を評価・点検し、構造改革を一層進めてまいる。平成13年度補正予算については、安易な国債増発によるべきではなく、平成14年度予算における「国債発行額30兆円以下」と同様の方針で取り組む。

改革の痛みを和らげることは、政治の責任である。国民の雇用不安に対する処方せんを明確に示していく。先般、「産業構造改革・雇用対策本部」において、総合的な政策を取りまとめた。直ちに取り組むべき施策については、「改革先行プログラム」に盛り込み、補正予算を活用しつつ集中的に実施する。施策を進める当たっては平成14年度に1万人の雇用を創出するといった、具体的目標を定めて取り組む。

経済・財政の分野における第1の課題である不良債権の最終処理については、主要行に対して通常の検査を抜本的に強化することとし、加えて市場の評価に適時に対応した引き当てを確保するとともに、整理回収機構の機能を拡充するため、不良債権買取りの価格決定方式を弾力化し、更に企業再建のための基金の設立を推進する等の新たな措置により、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には、不良債権問題を正常化する。第2は、競争的な経済システムの構築であり、競争や技術革新を促すことなどにより、消費者・生活者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を図っていく。第3は、財政構造改革であり、平成14年度予算については、「国債発行額30兆円以下」との目標の下、「5兆円を削減しつつ重点分野に2兆円を再配分する」との方針で、歳出の思い切った見直しと重点的な配分に取り組む。

行政の構造改革については厳しい闘いが既に始まっている。特殊法人等は、廃止・民営化を前提にゼロベースからの徹底した見直しを行い、年内に各法人の整理合理化計画を策定する。道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化などについては、他の法人に先駆けて結論を出す。平成14年度予算において、これらの見直し結果等を反映し、特殊法人等に対する財政支出の大幅な削減を目指す。

先の参議院議員通常選挙に際し、現職の国家公務員が公職選挙法違反の容疑で逮捕され、 議員の辞職という事態に至ったことは、誠に遺憾である。今回の不祥事を重く受け止め、 綱紀の粛正に努めていく。

今般、我が国で初めて、狂牛病の感染が確認された。感染した牛が食用にも飼料用にも 供されることがないよう、緊急に体制を整えた。今後、情報開示を徹底し、万全の措置を 講じてまいる。

この所信表明演説に対して、10月1日、2日、衆議院本会議において、2日、3日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、米国同時多発テロ事件に関しテロ根絶へ向けた決意、国連安保理決議、テロ対策支援のための法整備、国内テロ対策、また、政治姿勢、不良債権処理、証券税制改革、補正予算、総合雇用対策、行政改革、医療制度改革、環境、高祖派選挙違反事

件、牛海綿状脳症問題、外務省不祥事等についてであった。(政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

平成13年度補正予算

平成13年度補正予算は、11月9日、閣議決定され、国会に提出された。

同補正予算は、10月26日に決定された改革先行プログラムを実施するために必要な経費の追加等を行うとともに義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずる一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上し、あわせて公債金の増額等を行うことを内容とするものである。

一般会計の歳出面においては、雇用・中小企業等セーフティネット充実対策費として、 雇用対策費5,500億5,400万円、中小企業等対策費2,511億円が、緊急構造改革加速施策対 策費として、電子政府実現促進対策費、学校情報化促進対策費及び保育所・放課後児童受 入体制整備対策費等1,988億7,100万円が、その他緊急テロ等対策費及び牛海綿状脳症対策 費等が計上され、追加額の合計は2兆9,955億2,800万円となる。

他方、既定経費の節減1兆1,573億8,700万円、地方交付税交付金の減額、公共事業等予備費の減額等、合計1兆9,345億7,500万円の修正減少を行うこととしているので、この補正による歳出総額の増加は1兆609億5,300万円となる。

歳入については、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入1兆1,020億円の減収を見込むとともに、前年度剰余金受入4,589億700万円を計上するほか、その他収入220億4,700万円の増収を見込み、1兆6,820億円の公債の増発を行うこととしている。この結果、平成13年度の公債発行予定額は30兆円、公債依存度は35.8%となる。

11月9日、両院本会議において、塩川正十郎財務相の財政演説及び質疑がそれぞれ行われた。

同日、両院の予算委員会において、提案理由説明聴取がそれぞれ行われた。

同補正予算は、衆議院において、12日、13日の両日、同委員会において質疑が行われ、 13日、質疑終了後、賛成多数で可決され、同日の本会議においても、賛成多数で可決され、 参議院に送付された。

参議院においては、14日、15日の両日、同委員会において質疑が行われ、15日、質疑終局後、賛成多数で可決され、16日、本会議において、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137票、反対97票の賛成多数で可決され、成立した。

同委員会においては、景気の現状認識、補正予算の義務的経費の追加、今回の雇用対策による雇用創出効果、米国同時多発テロ事件への対応、特殊法人改革、不良債権問題、第2次補正予算編成の可能性、医療制度改革、牛海綿状脳症対策、田中外務大臣の外交活動、地球温暖化防止国際会議、中国のWTO加盟問題等について質疑が行われた。

決算の審査

平成11年度決算は、11月28日、参議院本会議において、塩川財務相から報告があり、質 疑が行われた。同日、決算委員会において、塩川財務相等から説明聴取が行われた。

なお、平成11年度決算は継続審査となった。

テロ対策関連3法案の審議

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応し て行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置 及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(テロ対策特別措 置法案)、自衛隊法の一部を改正する法律案(自衛隊法改正案)、海上保安庁法の一部を改 正する法律案(海上保安庁法改正案)のこれら3法案は、衆議院においては、10月10日、 本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、国際テロリズムの防止及び我が国 の協力支援活動等に関する特別委員会において、提案理由説明聴取、11日及び12日、質疑 が行われ、13日、参考人質疑が行われ、15日、質疑が行われ、16日、自民、公明、保守の 連立与党3会派から、①内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索 救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日から20日以内に 国会に付議し、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないこと、 ②協力支援活動として行う自衛隊による役務の提供のうち、物品の輸送には、外国の領域 における武器・弾薬の陸上輸送を含まないこと、とする修正案が提出され、各案及び修正 案について質疑が行われた後、テロ対策特別措置法案は賛成多数で修正議決され、自衛隊 法改正案及び海上保安庁法改正案の両案は賛成多数で可決され、18日、本会議において、 テロ対策特別措置法案は賛成多数で修正議決され、自衛隊法改正案及び海上保安庁法改正 案の両案は賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、19日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、外交防衛委員会において、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案について趣旨説明聴取が行われ、国土交通委員会において海上保安庁法改正案の趣旨説明聴取が行われ、23日及び24日の両日、外交防衛委員会、国土交通委員会及び内閣委員会の3委員会による連合審査会において全閣僚が出席して質疑が行われた。25日、外交防衛委員会において、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案について、公聴会が行われた後、委員会が開かれ、質疑が行われた。同日、国土交通委員会において海上保安庁法改正案は質疑が行われた後、賛成多数で可決された。26日、外交防衛委員会において、テロ対策特別措置法案及び自衛隊法改正案の両案について、一般質疑及び総括質疑が行われた後、民主党・新緑風会提出のテロ対策特別措置法案の修正案を否決し、両案は賛成多数で可決された。29日、本会議において、海上保安庁法改正案は賛成多数で可決され、テロ対策特別措置法案の修正案を否決した後、それぞれ賛成多数で可決され、テロ対策関連3法案は成立した。

連合審査会及び外交防衛委員会においては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との関係、外国領域における陸上輸送から武器・弾薬を除外した理由、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平・復興に向けた我が国の役割、警護出動の対象、防衛秘密の定義等の諸問題について質疑が行われた。国土交通委員会においては、法律改正の背景、これまでの検討の経緯、能登半島沖不審船事案の教訓と反省、海上保安庁と防衛庁の協力体制等の諸問題について質疑が行われた。

爆弾テロ防止条約及び関係法律整備法案

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件は、人の死又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図をもって爆発物その他の致死装置を 公共の用に供される場所等に不法かつ故意に設置する行為等を犯罪とし、その犯罪につい ての国外犯を含む裁判権の設定等について規定するものである。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、本条約を実施するため、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定、これらの行為等に係る国外犯の処罰規定を設ける等の国内法整備を行うものである。

両案件は衆議院において、10月31日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において、両案件について提案理由説明聴取、11月1日、両案件について質疑が行われた後、同条約は全会一致で承認すべきものと議決され、同法案は全会一致で可決された。2日、本会議において、同条約は全会一致で承認するに決し、同法案は全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6日、外交防衛委員会において、両案件について趣旨説明聴取、8日、質疑が行われ、質疑終局後、同条約は全会一致で承認すべきものと議決し、同法案は全会一致で可決された。9日、本会議において、同条約は全会一致で承認することに決し、同法案は全会一致で可決され、成立した。

委員会においては、条約締結と国内法整備の意義、我が国に所在する国外犯の犯人又は 容疑者に対する捜査方法、テロリストの定義と包括テロ防止条約作成交渉における政府の 姿勢、化学兵器・生物兵器テロ対処への取組状況等の諸問題について質疑が行われた。

国連平和維持活動(PKO)協力法改正案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、本法第24条に基づく武器の使用に係る防衛対象を拡大するとともに、本法第9条第5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官に対し武器等の防護のための武器の使用を認めることとし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廃止しようとするものである。

本法案は、衆議院において、11月22日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、安全保障委員会において、提案理由説明聴取、27日、質疑が行われ、29日、質疑が行われた後、同法案は賛成多数で可決され、30日、本会議において、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月3日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、外 交防衛委員会において、趣旨説明聴取、4日及び6日、質疑が行われ、6日、質疑終局後、 賛成多数で可決され、7日、本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、我が国が参加したPKOの教訓と今回の法改正の理由、PKF本体業務の凍結を解除する理由、武器使用要件の緩和と憲法上禁止される武力行使との関係、PKO参加5原則の見直し等の諸問題について質疑が行われた。

雇用対策臨時特例法案

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の 創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案は、最近における経済 社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者が離職 を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、 雇用の機会の創出等を図り、もって中高年齢者の雇用の安定に資するため、雇用保険の基 本手当の支給の特例、中小企業者が行う雇用管理の改善に関する事業についての計画の認 定の特例その他の特例措置を講じようとするものである。

本法律案は、衆議院において、11月16日、本会議で、趣旨説明聴取、質疑が行われ、厚生労働委員会において、同日、提案理由説明聴取が行われ、20日、21日、質疑が行われ、27日、質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、本会議において、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、28日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、29日、厚生労働委員会において、趣旨説明聴取が行われ、12月4日、6日、質疑が行われ、6日、質疑終局後、賛成多数で可決され、7日、本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、派遣期間延長による雇用創出効果、ワークシェアリング導入に対する政府の方針、緊急地域雇用特別交付金事業の在り方等の諸問題について質疑が行われた。

金融再生法改正案

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に預金保険機構が資産の買取りを行うことができることとし、特定整理回収協定に含まれる事項として買い取った資産について可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること等を追加するとともに、資産の買取価格は時価によるものとするものである。

本法律案は、衆議院において、11月21日、財務金融委員会において、提案理由説明聴取が行われ、27日、質疑が行われ、28日、参考人から意見を聴取し、質疑が行われた後、提出者等に質疑が行われ、30日、質疑が行われた後、賛成多数で可決され、同日、本会議においても、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月4日、財政金融委員会において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、 5日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、6日、質疑終局後、賛成多数で可決され、7 日、本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、不良債権の買取価格を時価によるものとした理由、不良債権買取り に伴う二次損失発生の懸念、整理回収機構の機能拡充の意義とその効果等の諸問題につい て質疑が行われた。

調査会

国際問題に関する調査会は、11月7日、第4期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状について報告を聴取、質疑を行った。また、28日、「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応(イスラム世界の歴史と現在)について、参考人から意見を聴取、参考人に対し質疑を行った。

国民生活・経済に関する調査会は、11月21日、「真に豊かな社会の構築」のうち、改革 先行プログラムについて質疑を行い、28日、日本経済の活性化に向けた課題について、参 考人から意見を聴取、参考人に対し質疑を行った。

共生社会に関する調査会は、11月19日、21日、「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について質疑を行った。また、12月3日、参考人から意見を聴取、参考人に対し質疑を行った。

国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)

今国会では、国家の基本政策に関する件について、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉総理と11月21日、12月5日の2回、討議を行った。

合同審査会では、特殊法人改革、雇用の確保、労働者の人権、政治主導の国会答弁、対 テロ戦争での核兵器使用反対、医療制度改革、牛海綿状脳症問題、総理の「閣僚の株取引 解禁の検討発言」等の諸問題について討議が行われた。

憲法調査会

参議院憲法調査会は、11月7日、ドイツ連邦共和国、スペイン及び英国における憲法事情について海外派遣議員から報告を聴取、意見交換を行った。21日、国民主権と国の機構に関する憲法判例について最高裁判所当局から説明を聴取、質疑を行った。

衆議院憲法調査会は、10月11日、ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団の調査の概要について説明を聴取、討議を行い、25日、11月8日、29日、「21世紀の日本のあるべき姿」について、参考人から意見を聴取、質疑を行い、12月6日、「21世紀の日本のあるべき姿」について、自由討議を行った。また、11月26日、名古屋市において地方公聴会を行った。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から新たに提出された法律案は28件であり、すべて成立した。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた内閣提出法律案7件のうち5件が成立 し、また衆議院で1件及び参議院で1件の計2件が引き続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに11件提出され、このうち1件が成立し、残り10件のうち2件は参議院で継続審査となり、7件が未了となり、1件は撤回された。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された29件のうち9件が成立し、残り20件のうち1件が否決され、14件が衆議院で継続審査となり、5件が未了となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた衆議院議員提出法律案36件のうち3件が成立し、残り33件のうち30件が衆議院で引き続き継続審査となり、3件は撤回となった。 予算は3件提出され、いずれも成立した。

条約は新規に提出された1件及び継続3件が、すべて承認された。

内閣提出の承認案件は1件であり、承認された。

決議案は2件提出され、1件を可決した。

国政調査

予算委員会においては、株価下落、雇用情勢悪化等により、補正予算編成論議が浮上したことから、第152回国会閉会後の9月19日、質疑が行われた。また、第153回国会冒頭に行われた小泉内閣の所信に対する本会議での代表質問を受けて、10月9日及び10日、質疑

が行われた。

牛海綿状脳症問題について、9月10日の農林水産省の発表を受け、農林水産委員会において、第152回国会閉会後の20日、質疑が行われた。また、10月11日及び12日の2日間、東京都、千葉県及び茨城県に委員派遣が行われ、25日、参考人から意見を聴取、質疑が行われ、30日、11月27日、質疑が行われた。なお、11月22日、武部勤農水相等から報告を聴取した。また、厚生労働委員会においては、10月18日、25日、11月6日、質疑が行われた。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

雇用問題について、厚生労働委員会において、10月18日、25日、質疑が行われた。この ほか、関係委員会において質疑が行われた。

特殊法人改革問題について、11月20日、内閣委員会において、また、27日、29日、国土 交通委員会において、それぞれ質疑が行われた。このほか、関係委員会においても質疑が 行われた。

気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議について、環境委員会において、 11月22日、質疑が行われた。

その他

裁判官弾劾裁判所は、児童買春処罰法違反容疑で逮捕され、刑事裁判において有罪が確 定した村木保裕東京地方裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行)に対し、11月28日、 罷免の判決を言い渡した。

1 参議院役員等一覧

(会期終了日 13.12.7 現在)

役 員 名 召集日(13.9.27)

会期中選任

	俊貝名	石集口(13.9.21)	云朔下进L
1	議 長	井上 裕(無)	
i	副議長	本岡 昭次 (無)	
	内 閣	佐藤 泰介 (民主)*	·
ميد	総務	田村 公平 (自保)*	
常	法務	高野 博師 (公明)*	
	外交防衛	武見 敬三 (自保)*	
任	財政金融	山下 八洲夫 (民主)*	
111	文教科学	橋本 聖子 (自保)※	
	厚生労働	阿部 正俊 (自保)*	
委	農林水産	常田 享詳 (自保)※	
X	経済産業	保坂 三蔵(自保)*	
	国土交通	北澤 俊美(民主)	
員	環境	堀 利和 (民主)*	
	国家基本政策	広中 和歌子 (民主)*	
	予算	真鍋 賢二(自保)	
長	决 算	岩井 國臣(自保)※	
	行政監視	森本 晃司 (公明)*	
	議院運営	山崎 正昭(自保)	
<u></u>	懲 罰	吉岡 吉典(共産)	
特	災害対策	加藤 修一(公明)**	İ
別	沖縄·北方	佐藤 雄平 (民主)*	
委	国会移転	沓掛 哲男 (自保)**	
員	金融経済	久世 公堯 (自保)*	
長	倫理選挙	倉田 寛之 (自保)*	
調	国際問題	関谷 勝嗣(自保)	
査会	国民生活	勝木 健司 (民主)*	
長	共生社会	小野 清子(自保)	
憲	法調査会会長	上杉 光弘(自保)	
政	治倫理審査会会長	中曽根 弘文(自保)	
事	務総長	川村 良典	

[※]印は召集日(13.9.27)選任

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 13.12.7 現在)

会 派	港 尼粉	① 16.	7.25 任	期満了	② 19.	7.28 任	期満了
会 派	議員数	比例	選挙区	合 計	比例	選挙区	合 計
自由民主党・保守党	115 (11)	17 (2)	33	50 (2)	21 (6)	44 (3)	65 (9)
民主党・新緑風会	60 (8)	12 (3)	21 (2)	33 (5)	8 (1)	19 (2)	27 (3)
公 明 党	24 (4)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	8 (1)	5 (1)	13 (2)
日本共産党	20 (9)	8 (2)	7 (5)	15 (7)	4 (2)	1	5 (2)
社会民主党・護憲連合	8 (4)	(2)	1 (1)	5 (3)	3 (1)	0	3 (1)
自 由 党	8 (1)	2	0	2	4	2 (1)	6 (1)
無所属の会	. 6 (1)	0	6 (1)	6 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	5	0	4	4	0	1	1
合 計	246 (38)	50 (10)	76 (10)	126 (20)	48 (11)	72 (7)	120 (18)
欠 員	1	0	0.	0	0	1	1
定数	247	50	76	126	48	73	121

^() 内は女性議員数

3 会派別所属議員一覧

無印の議員は平成16年7月25日任期満了、○印の議員は平成19年7月28日任期満了 また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・保守党】

· (115名)

					(1104	ロ /					
阿南	一成	(比	例)	○阿部	正俊	(山	形)	○愛知	治郎		城)
青木	幹雄	(島	根)	○荒井	正吾	(奈	良)	有馬	朗人	(比	例)
○有村	治子	(比	例)	井上	吉夫	(鹿り	見島)	泉	信也	(比	例)
市川	一朗	(宮	城)	入澤	肇	(比	例)	○岩井	國臣	(比	例)
岩城	光英	(福	島)	岩永	浩美	(佐	賀)	上杉	光弘	(宮	崎)
上野	公成	(群	馬)	○魚住	汎英	(比	例)	○小野	清子	(比	例)
○尾辻	秀久	(比	例)	大島	慶久	(比	例)	○大仁田	•	(比	例)
○大野	つや子	(岐	阜)	○太田	豊秋	(福	島)	○扇	千景	(比	例)
○加治屋	義人	(鹿	凡島)	加藤	紀文	(岡	山)	加納	時男	(比	例)
○狩野	安	(茨	城)	○景山	俊太郎	(島	根)	○片山	虎之助	(岡	山)
○金田	勝年	(秋	田).	亀井	郁夫	(広	島)	. 河本	英典	(滋	賀)
木村	仁	(熊	本)	岸	宏一	(山	形)	○北岡	秀二	(徳	島)
久世	公堯	(比	例)	久野	恒一	(茨	城)	○沓掛	哲男	(石	川)
○国井	正幸	(栃	木)	○倉田	寛之	千	葉)	○ 小泉	顕雄	(比	例)
○小斉平	敏文	(宮	崎)	○小林	温	(神多	奈川)	○後藤	博子	(大	分)
○鴻池	祥肇	(兵	庫)	○近藤	剛	(比	例)	佐々オ	マ 知子	(比	例)
佐藤	昭郎	(比	例)	○佐藤	泰三	(埼	玉)	斉藤	滋宣	(秋	田)
斎藤	十朗	(Ξ	重)	坂野	重信	(鳥	取)	○桜井	新	(比	例)
○山東	昭子	(比	例)	○清水	嘉与子	(比	例)	清水	達雄	(比	例)
○陣内	孝雄	(佐	賀)	○鈴木	政二	(愛	知)	○世耕	弘成	(和語	歌山)
○関谷	勝嗣	(愛	媛)	○田浦	直	(長	崎)	田中	直紀	(新	潟)
○田村	公平	(高	知)	○伊達	忠一	(北)	毎道)	○竹山	裕	(静	岡)
○武見	敬三	(比	例)	○谷川	秀善	(大	阪)	○段本	幸男	(比	例)
月原	茂皓	(比	例)	○常田	享詳	(鳥	取)	鶴保	庸介	(和記	歌山)
中川	義雄	(北)	海道)	○中島	眞人	山)	梨)	中曽村	弘文 弘文	(群	馬)
0 中原	爽	(比	例)	仲道	俊哉	(大	分)	○西田	吉宏	(京	都)
○西銘	順志郎	(沖	縄)	○野上	浩太郎	(富	山)	野沢	太三	(比	例)
野間	赳	(愛	媛)	南野	知惠子	(比	例)	○橋本	聖子	(比	例)
服部	三男雄	(奈	良)	○林	芳正	(山	口)	日出	英輔		例)
○福島	啓史郎	(比	例)	○藤井	基之	(比	例)	○保坂	三蔵		京)
○真島	一男	(新	潟)	○真鍋	賢二	(香	川)	0 舛添	要一	(比	例)
松谷	蒼一郎	〔長	崎)	松田	岩夫	(岐	阜)	○松村	龍二	(福	井)
○松山	政司	(福	岡)	○三浦	一水	(熊	本)	○溝手	顕正		島)
宮崎	秀樹	(比	例)	森下	博之	(高	知)	森田	次夫		例)
○森元	恒雄	(比	例)	森山	裕	(鹿	児島)	矢野	哲朗	(栃	木)
山内	俊夫	(香	川)	○山崎	力	(青	森)	山崎	正昭	(福	井)

○山下	英利	(滋	賀)	山下	善彦	(静	岡)		○山本	一太	(群	馬)
○吉田	博美	(長	野)	吉村	剛太郎	(福	岡)		若林	正俊		野)
脇	雅史		例)		,							
				【民主》	兄 ・ 新 (60名		風会	1				
浅尾	慶一郎	(神多	矢川)	○朝日	俊弘		例)		○伊藤	基隆	(比	例)
0池口		(比	例)	今井	澄	(比	例)		0 今泉		(千	葉)
○岩本	司	(福	岡)	海野	徹	(静	岡)		江田	五月	(岡	山)
江本	孟紀	(比	例)	0 小川	勝也		毎道)		小川	敏夫	東	京)
○大塚	耕平	(愛	知)	○大橋	巨泉	(比	例)		〇岡崎	トミ子	(宮	城)
勝木	健司		例)	0 神本	美恵子		例)		川橋	幸子		例)
木俣	佳丈	(愛	知)	北澤	俊美	〔長	野)		郡司	彰	(茨	城)
○小林		(茨	城)	小宫!	山 洋子	(比	例)		輿石	東	(山	梨)
佐藤	泰介	(愛	知)	○佐藤	道夫	(比	例)		佐藤	雄平	(福	島)
○齋藤	勁	(神多	奈川)	櫻井	充	(宮	城)		○榛葉	賀津也	(静	岡)
○鈴木	寛	(東	京)	高嶋	良充	(比	例)		○高橋	千秋	(三	重)
○谷	博之	(栃	木)	谷林	正昭	(富	山)	•	千葉	景子	(神秀	(川系
○辻	泰弘	(兵	庫)	○角田	義一	(群	馬)		内藤	正光	(比	例)
直嶋	正行	(比	例)	○羽田	雄一郎	(長	野)		長谷川	清	(比	例)
○平田	健二	(岐	阜)	広中	和歌子	(千	葉)		福山	哲郎	(京	都)
藤井	俊男	(埼	玉)	○藤原	正司	(比	例)		堀	利和	(比	例)
本田	良一	(熊	本)	○松井	孝治	(京	都)		円	より子	(比	例)
峰崎	直樹	(北)	毎道)	築瀬	進	(栃	木)		柳田	稔	(広	島)
山下	八洲夫	(岐	阜)	○山根	隆治	(埼	王)		○山本	孝史	(大	阪)
○和田	ひろ子	(福	島)	○若林	秀樹	(比	例)		藁科	滿治	(比	例)
	•			【公	明	3	₹]					
					(24名							
荒木	清寬		例)		裕一郎		例)		- 121/130	修一		例)
風間	昶		例)	o草川	昭三		例)		○木庭			例)
沢	たまき		例)	○白浜	一良		阪)		○高野			玉)
続	訓弘		例)		洋		例)		○遠山	清彦		例)
浜田	卓二郎		玉)		聿 敏子		京)		日笠	勝之		例)
弘友	和夫		岡)	1,24	潤一		例)		0 松	あきら		
森本	晃司		例)	口山。			京)		山下	栄一		阪)
○山本	香苗	(比	例)	○山本	保	(愛	知)		○渡辺	孝男	(比	例)
				【日	本共		党 】					
- 11 1			April 1		(20名		\		ML ==	44 4-	/11	Pro13
○井上	哲士		例)	井上	美代		京)		池田	幹幸		例)
市田	忠義		例)	岩佐	恵美		例)		○緒方			京)
大沢	辰美	(兵	庫)	0紙	智子	(比	例)		小池	晃	(比	例)

小泉	親司	(比	例)	大門	実紀史	(比	例)	富樫	練三	(埼	玉)
西山	登紀子		都)	畑野	君枝	(神多	条川)	八田	ひろ子	(愛	知)
林	紀子	(比	例)	○筆坂	秀世	(比	例)	宮本	岳志	(大	阪)
吉岡	吉典	(比	例)	○吉川	春子	(比	例)				-
			•	14 A D -	1 244 -	=#	宝油	i 🛆 1			
			L	社会民	生 兄 ゜ (8名)		思性				
1 - 2064	6H 7	/tr	3F3 \	→ 股力	雅子		例)	○大田	昌秀	(H	例)
大渕	絹子		潟)	大脇					*****	-	例)
○田嶋	陽子	(比	例)	福島	瑞穂	比	例)	渕上	貞雄	(比	לניש
○又市	征治	(比	例)	山本	正和	(比	例)				
				【自	由	Ė	₹ }				
					(8名)						
○大江	康弘	(比	例)	○田村	秀昭	(比	例)	○西岡	武夫	(比	例)
平野	貞夫	(比	例)	0 平野	達男	(岩	手)	○広野	ただし	(比	例)
○森	ゆうこ	新	潟)	渡辺	秀央	(比	例)				
				r tur	所属	ወ 4	≥ }				
				L πα	(6名)		~ 4				
岩本	荘太	· (石	川)	椎名	素夫		手)	田名音	阝 匡省	(青	森)
高橋	紀世子		島)	西川	きよし		阪)	松岡	滿壽男	(山	口)
1-2 1141	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,					. ===	- -			
				【各派に			、譲	貝】			
*		,	-44-		(5名)		亡 \	白件	少由	(). II	畑、
井上	裕	(千	葉)	○柏村	武昭		島)	島袋	宗康	(ተተ	縄)
中村	敦夫	(東	京)	本岡	昭次	(兵	庫)				

4 議員の異動

第152回国会終了日(13.8.10)以降における議員の異動

○逝去

真島 一男君(自保・新潟) 13.11.22 逝去

○辞職

高祖 憲治君(自保・比例) 13. 9.25 辞職

○繰上補充当選

中島 啓雄君(自保・比例) 13.10.3 当選(高祖憲治君辞職による)

【内閣委員会】

(21名)

委員	長	佐藤	泰介(民主)	上野	公成	(自保)	山根	隆治(民主)
理	事	斉藤	滋宣(自保)	竹山	裕	(自保)	山本	孝史(民主)
理	事	松村	龍二(自保)	仲道	俊哉	(自保)	白浜	一良(公明)
理	事	森田	次夫(自保)	西銘	順志郎	(自保)	森本	晃司(公明)
理	事	長谷川	清(民主)	真島	一男	(自保)	富樫	練三(共産)
理	事	吉川	春子(共産)	山崎	正昭	(自保)	田嶋	陽子(社民)
		井上	吉夫(自保)	小川	敏夫	(民主)	島袋	宗康 (無)
								(13.10.16 現在)

【総務委員会】

(25名)

					•					
委員	長	田村	公平	(自保)	久世	公堯	(自保)	魚住	裕一郎	(公明)
理	事	景山	俊太郎	(自保)	沓掛	哲男	(自保)	木庭	健太郎	(公明)
理	事	世耕	弘成	(自保)	日出	英輔	(自保)	八田	ひろ子	(共産)
理	事	谷川	秀善	(自保)	森元	恒雄	(自保)	宮本	岳志	(共産)
理	事	浅尾	慶一郎	(民主)	山内	俊夫	(自保)	又市	征治	(社民)
理	事	伊藤	基隆	(民主)	高嶋	良充	(民主)	渡辺	秀央	(自由)
		岩城	光英	(自保)	高橋	千秋	(民主)	松岡	滿壽男	(無会)
		小野	清子	(自保)	内藤	正光	(民主)			
		狩野	安	(自保)	松井	孝治	(民主)		(13. 10. 1	6 現在)

【法務委員会】

(21名)

委員	長	高野	博師 (公明)	岩井	國臣	(自保)	小川	敏夫(民主)
理	事	市川	一朗(自保)	片山 虏	見之助	(自保)	角田	義一(民主)
理	事	服部	三男雄(自保)	岸	宏一	(自保)	浜四津	敏子 (公明)
理	事	千葉	景子(民主)	佐々木	知子	(自保)	福島	瑞穂(社民)
理	事	日笠·	勝之(公明)	陣内	孝雄	(自保)	平野	貞夫(自由)
理	事	井上	哲士(共産)	中川	義雄	(自保)	柏村	武昭(無)
		青木	幹雄(自保)	江田	五月	(民主)	本岡	昭次(無)
							(1	3.10 11 現在)

【外交防衛委員会】

(21名)

委員	長	武見	敬三	(自保)	桜井	新	(自保)	佐藤	道夫	(民主)
理	事	山本	一太	(自保)	月原	茂皓	(自保)	齋藤	勁	(民主)
理	事	吉村	剛太郎	(自保)	福島	啓史郎	(自保)	広中	和歌子	(民主)
理	事	木俣	佳丈	(民主)	舛添	要一	(自保)	遠山	清彦	(公明)
理	事	山口	那津男	(公明)	森山	裕	(自保)	吉岡	吉典	(共産)
理	事	小泉	親司	(共産)	矢野	哲朗	(自保)	大田	昌秀	(社民)
		河本 ~	英典	(自保)	海野	徹	(民主)	田村	秀昭	(自由)
									(13. 10. 18	8 現在)

【財政金融委員会】

(25名)

委員	長	山下	八洲夫(民	主) 鴻池	祥肇	(自保)	峰崎	直樹	(民主)
理	事	入澤	肇(自	保) 坂野	重信	(自保)	浜田	卓二郎	(公明)
理	事	林	芳正(自1	保) 清水	達雄	(自保)	池田	幹幸	(共産)
理	事	若林	正俊(自	保) 中島	啓雄	(自保)	大門	実紀史	(共産)
理	事	四	より子(民	主) 溝手	顕正	(自保)	大渕	絹子	(社民)
理	事	山本	保(公	明) 山下	英利	(自保)	平野	達男	(自由)
		上杉	光弘(自	保) 小川	敏夫	(民主)	椎名	素夫	(無会)
		尾辻	秀久(自	保) 大塚	耕平	(民主)			
		金田	勝年(自	保) 内藤	正光	(民主)		(13. 10.	4 現在)

【文教科学委員会】

(21名)

				, . ,				
委員	長	橋本	聖子(自保)	有村 治	子(自保)	神本	美恵子	(民主)
理	事	阿南	一成(自保)	大仁田	孠(自保)	輿石	東	(民主)
理	事	亀井	郁夫(自保)	扇 千	景 (自保)	鈴木	寛	(民主)
理	事	小林	元(民主)	加納時	男(自保)	山本	香苗	(公明)
理	事	山下	栄一 (公明)	後藤 博	子(自保)	畑野	君枝	(共産)
理	事	林	紀子(共産)	中曽根 弘江	文(自保)	山本	正和	(社民)
		有馬	朗人(自保)	岩本	引(民主)	西岡	武夫	(自由)
							(13. 10. 2	5 現在)

【厚生労働委員会】

(25名)

委員長 阿	可部 正俊	(自保)	伊達	忠一	(自保)	辻	泰弘	(民主)
理事田	1浦 直	(自保)	鶴保	庸介	(自保)	沢	たまき	(公明)
理事中	唱 眞人	(自保)	中原	爽	(自保)	井上	美代	(共産)
理事朝	月日 俊弘	(民主)	南野	知惠子	(自保)	小池	晃	(共産)
理事柳	加田 稔	(民主)	藤井	基之	(自保)	大脇	雅子	(社民)
理事松	ふ あきら	(公明)	宮崎	秀樹	(自保)	森	ゆうこ	(自由)
夕	野 恒一	(自保)	今井	澄	(民主)	西川	きよし	(無会)
佐	定藤 泰三	(自保)	今泉	昭	(民主)			
斎	F藤 十朗	(自保)	川橋	幸子	(民主)		(13, 10, 1	1 現在)

【農林水産委員会】

(21名)

委員	長	常田	享詳(自保)	加治屋	義人	(自保)	榛笋	善 賀津也	(民主)
理	事	太田	豊秋(自保)	岸	宏一	(自保)	羽田	日 雄一郎	(民主)
理	事	国井	正幸(自保)	小斉平	敏文	(自保)	鶴	岡 洋	(公明)
理	事	田中	直紀(自保)	野間	赳	(自保)	渡证	2 孝男	(公明)
理	事	和田	ひろ子()	民主)	松山	政司	(自保)	市	田 忠義	(共産)
理	事	紙	智子(共産)	小川	勝也	(民主)	岩ス	ド 荘太	(無会)
		岩永	浩美(自保)	郡司	彰	(民主)	中村	寸 敦夫	(無)
									(13. 10.	9 現在)

【経済産業委員会】

(21名)

委員	長	保坂	三蔵	(自保)	加藤	紀文	(自保)	簗瀬	進	(民主)
理	事	魚住	汎英	(自保)	倉田	寛之	(自保)	若林	秀樹	(民主)
理	事	松田	岩夫	(自保)	小林	温	(自保)	荒木	清寛	(公明)
理	事	山崎	力	(自保)	近藤	岡川	(自保)	草川	昭三	(公明)
理	事	平田	健二	(民主)	関谷	勝嗣	(自保)	緒方	靖夫	(共産)
理	事	本田	良一	(民主)	直嶋	正行	(民主)	西山	登紀子	(共産)
		大島	慶久	(自保)	藤原	正司	(民主)	広野	ただし	(自由)
									(13. 10. 1	8 現在)

【国土交通委員会】

(25名)

委員	長	北澤	俊美(民主)	北岡	秀二	(自保)	藁科	滿治 (民主)
理	事	鈴木	政二(自保)	野上	浩太郎	(自保)	続	訓弘(公明)
理	事	山下	善彦(自保)	野沢	太三	(自保)	大沢	辰美(共産)
理	事	脇	雅史(自保)	松谷	蒼一郎	(自保)	富樫	練三(共産)
理	事	藤井	俊男(民主)	森下	博之	(自保)	渕上	貞雄(社民)
理	事	弘友	和夫(公明)	吉田	博美	(自保)	大江	康弘(自由)
		荒井	正吾(自保)	池口	修次	(民主)	田名部	匡省 (無会)
		泉	信也(自保)	佐藤	雄平	(民主)		
		木村	仁(自保)	谷林	正昭	(民主)	(13	3.10.18 現在)

【環境委員会】

(21名)

委員	員長	堀	利和	(民主)	小泉	顕雄	(自保)	谷	博之	(民主)
理	事	大野	つや子	(自保)	山東	昭子	(自保)	加藤	修一	(公明)
理	事	佐藤	昭郎	(自保)	段本	幸男	(自保)	風間	昶	(公明)
理	事	清水	嘉与子	(自保)	西田	吉宏	(自保)	福本	潤一	(公明)
理	事	江本	孟紀	(民主)	真鍋	賢二	(自保)	岩佐	恵美	(共産)
理	事	福山	哲郎	(民主)	大橋	巨泉	(民主)	高橋	紀世子	(無会)
		愛知	治郎	(自保)	小宮山	洋子	(民主)	井上	裕	(無)
									(13. 10. 18	8 現在)

【国家基本政策委員会】

(20名)										
委員	長	広中	和歌子	(民主)	加藤	紀文	(自保)	直嶋	正行(民主)	
理	事	河本	英典	(自保)	小泉	顕雄	(自保)	日笠	勝之(公明)	
理	事	矢野	哲朗	(自保)	舛添	要一	(自保)	富樫	練三(共産)	
理	事	今泉	昭	(民主)	松田	岩夫	(自保)	宮本	岳志(共産)	
理	事	木庭	健太郎	(公明)	吉村	剛太郎	(自保)	大渕	絹子(社民)	
		有村	治子	(自保)	岩本	司	(民主)	西岡	武夫(自由)	
		魚住	汎英	(自保)	大橋	巨泉	(民主)	•	(13.10.17 現在)	

【予算委員会】

(45名)

					`						
委員	長	真鍋	賢二	(自保)	佐藤	昭郎	(自保)		内藤	正光	(民主)
理	事	金田	勝年	(自保)	山東	昭子	(自保)	j	藤原	正司	(民主)
理	事	野沢	太三	(自保)	世耕	弘成	(自保)		円	より子	(民主)
理	事	日出	英輔	(自保)	田中	直紀	(自保)	1	峰崎	直樹	(民主)
理	事	松谷	蒼一郎	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	伊達	忠一	(自保)		若林	秀樹	(民主)
理	事	森下		(自保)	谷川	秀善	(自保)		草川	昭三	(公明)
理	事	齋藤		(民主)	段本	幸男	(自保)	:	福本	潤一	(公明)
理	事	高嶋	•	(民主)	松村	•	(自保)	;	松	あきら	(公明)
理	事	魚住	裕一郎		宮崎	秀樹	(自保)		紙	智子	(共産)
理	事	小池		(共産)	山崎	,	(自保)		大門	実紀史	(共産)
*	7	有馬		(自保)	山下		(自保)		宮本	岳志	(共産)
		市川	•	(自保)	浅尾	,	(民主)		福島	瑞穂	(社民)
		入澤	, ,	(自保)	江田		(民主)		平野	•	(自由)
		亀井	•	(自保)	小宮山		(民主)		平野		(自由)
		国井		(自保)	佐藤		(民主)		- 70	滿壽男	
		四升	正辛	(日本)	PLAS.	超八			11	(13. 10.	-
							_			(10. 10.	- Julia

【決算委員会】

(30名)

委員	長	岩井	國臣	(自保)	後藤	博子	(自保)	神本	美恵子 (民主)
理	事	佐々木	知子	(自保)	斉藤	滋宣	(自保)	谷	博之(民主)
理	事	中原	爽	(自保)	田浦	直	(自保)	辻	泰弘(民主)
理	事	三浦	一水	(自保)	鶴保	庸介	(自保)	遠山	清彦(公明)
理	事	今井	澄	(民主)	中島	啓雄	(自保)	山下	栄一 (公明)
理	事	川橋	幸子	(民主)	藤井	基之	(自保)	山本	保(公明)
理	事	八田	ひろ子	(共産)	山本	一太	(自保)	大沢	辰美(共産)
		荒井	正吾	(自保)	朝日	俊弘	(民主)	田嶋	陽子(社民)
		加治屋	義人	(自保)	池口	修次	(民主)	広野	ただし(自由)
		北岡	秀二	(自保)	海野	徹	(民主)	岩本	荘太(無会)
									(13.10.17 現在)

【行政監視委員会】

	【门以盖优安良去】											
	(30名)											
委員	長	森本	晃司	(公明)	中島	眞人	(自保)	大塚 耕平(月	民主)			
理	事	岸	宏一	(自保)	林	芳正	(自保)	鈴木 寛()	ミ主)			
理	事	佐藤	泰三	(自保)	福島	啓史郎	(自保)	千葉 景子()	民主)			
理	事	清水	達雄	(自保)	森田	次夫	(自保)	松井 孝治()	民主)			
理	事	小川	敏夫	(民主)	森元	恒雄	(自保)	山本 孝史()	民主)			
理	事	続	訓弘	(公明)	吉田	博美	(自保)	山本 香苗(:	公明)			
理	事	岩佐	恵美	(共産)	若林	正俊	(自保)	西山 登紀子(共産)			
		阿南	一成	(自保)	脇	雅史	(自保)	又市 征治(社民)			
		大野	つや子	(自保)	朝日	俊弘	(民主)	渡辺 秀央(自由)			
		近藤	剛	(自保)	岩本	司	(民主)	田名部 匡省(無会)			
								(13. 10. 15)	現在)			

【議院運営委員会】

(25名)

					(25	名)					
委員	長	山崎	正昭	(自保)	大仁田	厚	(自保)	谷林	正昭(民主)		
理	事	岩城	光英	(自保)	狩野	安	(自保)	福山	哲郎(民主)		
理	事	溝手	顕正	(自保)	小斉平	敏文	(自保)	藤井	俊男(民主)		
理	事	森山	裕	(自保)	小林	温	(自保)	本田	良一(民主)		
理	事	郡司	彰	(民主)	鶴保	庸介	(自保)	加藤	修一(公明)		
理	事	簗瀬	進	(民主)	西銘	順志郎	(自保)	沢	たまき(公明)		
理	事	荒木	清寛	(公明)	野上	浩太郎	(自保)	池田	幹幸(共産)		
理	事	畑野	君枝	(共産)	松山	政司	(自保)				
		愛知	治郎	(自保)	榛葉	賀津也	(民主)		(13.9.27 現在)		
	[庶 務 関 係 小 委 員 会]										
					(15	名)					
小委	員長	狩野	安	(自保)	野上	浩太郎	(自保)	本田	良一(民主)		
		愛知	治郎	(自保)	溝手	顕正	(自保)	築瀬	進(民主)		
		岩城	光英	(自保)	森山	裕	(自保)	荒木	清寛(公明)		
		大仁田	厚	(自保)	郡司	彰	(民主)	加藤	修一(公明)		
		鶴保	庸介	(自保)	福山	哲郎	(民主)	畑野	君枝(共産)		
									(召集日 現在)		
				([図書館運営	小委!	員会〕				
					(15	名)					
小委	員長	本田	良一	(民主)	西銘	順志郎	(自保)	福山	哲郎(民主)		
		岩城	光英	(自保)	松山	政司	(自保)	簗瀬	進(民主)		
		小斉平	敏文	(自保)	溝手	顕正	(自保)	荒木	清寛(公明)		
		小林	温	(自保)	森山	裕	(自保)	沢	たまき(公明)		
		鶴保	庸介	(自保)	郡司	彰	(民主)	畑野	君枝(共産)		
									(召集日 現在)		
					【懲罰委		1				
					(10						
委員		吉岡		(共産)	扇		(自保)	柳田	稔(民主)		
理	事	西田		(自保)			(自保)	白浜	一良(公明)		
理	事	輿石		(民主)	竹山		(自保)				
		青木	幹雄	(自保)	中曽根	弘文	(目保)		(13.11.14 現在)		
				r 555	害対策特	別委	昌 会 】				
					(20				•		
委員	長	加藤	修一	(公明)		俊太郎	(自保)	山根	隆治(民主)		
理	事	岸		(自保)	亀井		(自保)	山本			
理	事	宮崎		(自保)	小泉		(自保)	大沢			
理	事	谷林		(民主)	鶴保		(自保)	大門			
理	事	弘友		(公明)	森下		(自保)	渕上			
	-			(自保)		美恵子		大江			
								, .,—			

加治屋 義人(自保) 髙橋 千秋(民主) (13.9.27 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員	長	佐藤	雄平	(民主)	伊達	忠一	(自保)	佐藤	泰介(民主)
理	事	狩野	安	(自保)	西田	吉宏	(自保)	遠山	清彦(公明)
理	事	脇	雅史	(自保)	西銘	順志郎	(自保)	紙	智子(共産)
理	事	海野	徹	(民主)	日出	英輔	(自保)	小泉	親司(共産)
理	事	渡辺	孝男	(公明)	森田	次夫	(自保)	大田	昌秀(社民)
		後藤	博子	(自保)	岩本	司	(民主)	田村	秀昭(自由)
		佐藤	泰三	(自保)	木俣	佳丈	(民主)		(13.9.27 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員	長	沓掛	哲男(自保)	太田	豊秋(自保)	長谷川	清(民主)
理	事	国井	正幸(自保)	河本	英典(自保)	和田	ひろ子(民主)
理	事	鈴木	政二(自保)	近藤	剛(自保)	草川	昭三(公明)
理	事	江本	孟紀(民主)	保坂	三蔵(自保)	浜田	卓二郎(公明)
理	事	福本	潤一(公明)	山下	善彦(自保)	井上	美代(共産)
		有馬	朗人(自保)	伊藤	基隆(民主)	椎名	素夫(無会)
		大野	つや子(自保)	谷	博之(民主)		(13.9.27 現在)

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(25名)

委員	長	久世	公堯	(自保)	小林	温	(自保)	峰崎	直樹(民主)
理	事	佐々木	知子	(自保)	田中	直紀	(自保)	荒木	清寛(公明)
理	事	佐藤	昭郎	(自保)	野上	浩太郎	(自保)	池田	幹幸(共産)
理	事	若林	正俊	(自保)	. 林	芳正	(自保)	小池	晃(共産)
理	事	櫻井	充	(民主)	福島	啓史郎	(自保)	大脇	雅子(社民)
理	事	ЩΠ	那津男	(公明)	浅尾	慶一郎	(民主)	平野	達男(自由)
		荒井	正吾	(自保)	今泉	昭	(民主)	岩本	荘太 (無会)
		入澤	肇	(自保)	広中	和歌子	(民主)		
		小斉平	敏文	(自保)	円	より子	(民主)		(13.9.27 現在)

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(35名)

委員	長	倉田	寛之	(自保)	清水	達雄	(自保)	藤	‡ 俊男	(民主)
理	事	阿南	一成	(自保)	段本	幸男	(自保)	築液	順 . 進	(民主)
理	事	松村	龍二	(自保)	中島	眞人	(自保)	山	下 八洲夫	(民主)
理	事	矢野	哲朗	(自保)	藤井	基之	(自保)	木原	全 健太郎	(公明)
理	事	山下	善彦	(自保)	三浦	一水	(自保)	森木	卜 晃司	(公明)
理	事	小川	勝也	(民主)	森元	恒雄	(自保)	井_	L 哲士	(共産)
理	事	佐藤	道夫	(民主)	吉田	博美	(自保)	池	日 幹幸	(共産)
理	事	山本	保	(公明)	吉村	剛太郎	(自保)	八	田 ひろ子	(共産)
		愛知	治郎	(自保)	池口	修次	(民主)	又ī	节 征治	(社民)
		有村	治子	(自保)	小林	元	(民主)	広野	妤 ただし	(自由)
		泉	信也	(自保)	高嶋	良充	(民主)	西川	川 きよし	(無会)
		金田	勝年	(自保)	千葉	景子	(民主)		(13. 9. 2	7 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

슾	長	関谷	勝嗣	(自保)	桜井	新	(自保)	佐藤	雄平	(民主)
理	事	世耕	弘成	(自保)	西銘	順志郎	(自保)	山根	隆治	(民主)
理	事	山崎	力	(自保)	野上	浩太郎	(自保)	若林	秀樹	(民主)
理	事	山本	一太	(自保)	舛添	要一	(自保)	高野	博師	(公明)
理	事	藁科	滿治	(民主)	森元	恒雄	(自保)	井上	哲士	(共産)
理	事	沢	たまき	(公明)	吉田	博美	(自保)	大田	昌秀	(社民)
理	事	緒方	靖夫	(共産)	今井	澄	(民主)	田村	秀昭	(自由)
		入澤	肇	(自保)	小川	勝也	(民主)			
		小林	温	(自保)	木俣	佳丈	(民主)		(13. 10. 2	2 現在)

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

슾	長	勝木	健司	(民主)	小斉平	敏文	(自保)	辻	泰弘	(民主)
理	事	魚住	汎英	(自保)	鴻池	祥肇	(自保)	本田	良一	(民主)
理	事	北岡	秀二	(自保)	山東	昭子	(自保)	日笠	勝之	(公明)
理	事	鶴保	庸介	(自保)	鈴木	政二	(自保)	畑野	君枝	(共産)
理	事	内藤	正光	(民主)	伊達	忠一	(自保)	山本	正和	(社民)
理	事	松	あきら	(公明)	藤井	基之	(自保)	森	ゆうこ	(自由)
理	事	西山	登紀子	(共産)	松山	政司	(自保)	松岡	滿壽男	(無会)
		太田	豊秋	(自保)	朝日	俊弘	(民主)			
		加治屋	義人	(自保)	榛葉	賀津也	(民主)		(13.9.2)	7 現在)

【共生社会に関する調査会】

(25名)

숲	長	小野	清子	(自保)	大野	つや子	(自保)	鈴木	寛	(民主)
理	事	有馬	朗人	(自保)	小泉	顕雄	(自保)	平田	健二	(民主)
理	事	清水	嘉与子	(自保)	後藤	博子	(自保)	弘友	和夫	(公明)
理	事	田浦	直	(自保)	段本	幸男	(自保)	山本	香苗	(公明)
理	事	羽田	雄一郎	(民主)	中原	爽	(自保)	林	紀子	(共産)
理	事	渡辺	孝男	(公明)	山下	英利	(自保)	田嶋	陽子	(社民)
理	事	吉川	春子	(共産)	岡崎	トミ子	(民主)	高橋	紀世子	(無会)
		有村	治子	(自保)	郡司	彰	(民主)			
		大仁田	厚	(自保)	小宮山	洋子	(民主)		(13. 11. 9	5 現在)

【憲法調査会】

(45名)

슾	長	上杉	光弘	(自保)	斉藤	滋宣	(自保)	角田	義一	(民主)
幹	事	市川	一朗	(自保)	桜井	新	(自保)	直嶋	正行	(民主)
幹	事	加藤	紀文	(自保)	陣内	孝雄	(自保)	堀	利和	(民主)
幹	事	亀井	郁夫	(自保)	世耕	弘成	(自保)	松井	孝治	(民主)
幹	事	谷川	秀善	(自保)	中島	啓雄	(自保)	柳田	稔	(民主)
幹	事	野沢	太三	(自保)	中曽根	弘文	(自保)	魚住	裕一郎	(公明)
幹	事	江田	五月	(民主)	服部	三男雄	(自保)	高野	博師	(公明)
幹	事	高橋	千秋	(民主)	福島	啓史郎	(自保)	山口	那津男	(公明)
幹	事	山下	栄一	(公明)	舛添	要一	(自保)	宮本	岳志	(共産)
幹	事	小泉	親司	(共産)	松田	岩夫	(自保)	吉岡	吉典	(共産)
		愛知	治郎	(自保)	松山	政司	(自保)	吉川	春子	(共産)
		荒井	正吾	(自保)	大塚	耕平	(民主)	大脇	雅子	(社民)
		扇	千景	(自保)	川橋	幸子	(民主)	福島	瑞穂	(社民)
		景山	俊太郎	(自保)	北澤	俊美	(民主)	平野	貞夫	(自由)
		近藤	剛	(自保)	小林	元	(民主)	椎名	素夫	(無会)
									(13. 10. 3	1 現在)

【政治倫理審査会】

(15名)

会.	長	中曽村	艮 弘文	(自保)	清水	嘉与子	(自保)		長谷川	清	(民主)
幹	事	松谷	蒼一郎	(自保)	陣内	孝雄	(自保)		平田	健二	(民主)
幹	事	吉村	剛太郎	(自保)	竹山	裕	(自保)		鶴岡	洋	(公明)
幹	事	輿石	東	(民主)	野沢	太三	(自保)		浜四津	敏子	(公明)
		鴻池	祥肇	(自保)	大橋	巨泉	(民主)		吉岡	吉典	(共産)
								-	(!	3. 11. 1	6 現在)

1 本会議審議経過

〇平成13年9月27日(木)

開会 午前10時2分

米国における同時多発テロ事件による犠牲者の冥福を祈り、黙祷を捧げた。

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

前衆議院議長衆議院議員伊藤宗一郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長は、すでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	江本	孟紀君
総務委員長	溝手	顕正君
法務委員長	日笠	勝之君
外交防衛委員長	服部	三男雄君
財政金融委員長	伊藤	基隆君
文教科学委員長	市川	一朗君
厚生労働委員長	中島	眞人君
農林水産委員長	太田	豊秋君
経済産業委員長	加藤	紀文君
環境委員長	今泉	昭君
国家基本政策委員長	角田	義一君
決算委員長	谷川	秀善君
行政監視委員長	続	訓弘君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	佐藤	泰介君
総務委員長	田村	公平君
法務委員長	高野	博師君
外交防衛委員長	武見	敬三君
財政金融委員長	山下	八洲夫君
文教科学委員長	橋本	聖子君
厚生労働委員長	阿部	正俊君
農林水産委員長	常田	享詳君
経済産業委員長	保坂	三蔵君
環境委員長	堀	利和君
国家基本政策委員長	広中	和歌子君
決算委員長	岩井	國臣君
行政監視委員長	森本	晃司君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特** 別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題**に関する特別委員会、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員25名から成る金融問題及び経済活性 化に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及** び選挙制度に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、

国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時13分

再開 午後3時1分

日程第2 会期の件

本件は、全会一致をもって72日間とすることに決した。

米国における同時多発テロ事件に関する決議案(山崎正昭君外4名発議)(委員会審査 省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山崎正昭君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、 賛成194、反対33にて可決された。

小泉内閣総理大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

、小泉内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時34分

〇平成13年10月2日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

角田義一君、青木幹雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時53分

〇平成13年10月3日(水)

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員岩永浩美君、裁判官訴追委員野間赳君、矢野 哲朗君、同予備員久野恒一君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に市川一朗君(第1順位)、

裁判官訴追委員に加藤紀文君、北岡秀二君、

同予備員に世耕弘成君 (第2順位)、

日本ユネスコ国内委員会委員に狩野安君、松あきら君、

国土審議会委員に陣内孝雄君、西田吉宏君、輿石東君、

国土開発幹線自動車道建設会議委員に鴻池祥肇君、浅尾慶一郎君、木庭健太郎君を指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

白浜一良君、市田忠義君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、岡崎トミ子君、月原茂皓君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議長は、新たに当選した議員中島啓雄君を議院に紹介した後、同君を財政金融委員に指名した。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員関谷勝嗣君を院議を もって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員関谷勝嗣君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のため に力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

竹山裕君は、祝辞を述べた。

関谷勝嗣君は、謝辞を述べた。

散会 午後2時17分

〇平成13年10月19日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃 等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し て我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に 関する特別措置法案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び海上保安庁法の 一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、福田国務大臣、中谷国務大臣、扇国土交通大臣から順次趣旨説明があった後、加藤紀文君、藁科滿治君、遠山清彦君、吉岡吉典君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時38分

〇平成13年10月22日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 銀行法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、柳澤金融担当大臣から趣旨説明があった後、大塚耕平君が質疑をした。 散会 午後1時34分

〇平成13年10月29日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対8にて可決された。

日程第2 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃 等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し て我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に 関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、福山哲郎 君から日程第2に対する福山哲郎君外2名提出の修正案の趣旨説明があって、討論の 後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2に対する修正案を賛成62、反対 175にて否決、次いで原案は賛成140、反対100にて可決、日程第3は賛成197、反対39 にて可決された。

散会 午後1時55分

〇平成13年10月31日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

電気通信事業紛争処理委員会委員に香城敏麿君、田中建二君、富沢木実君、森永規彦君、吉岡睦子君、

労働保険審査会委員に藤村誠君、

運輸審議会委員に小野孝君、三橋滋子君、

公害健康被害補償不服審査会委員に加藤信世君を任命することに、賛成218、反対 0 にて全会一致をもって同意することに決し、

中央社会保険医療協議会委員に星野進保君、

公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君を任命することに、賛成214、反対 4 にて同意することに決し、

運輸審議会委員に佐々木建成君を任命することに、賛成200、反対21にて同意することに決し、

運輸審議会委員に田島優子君を任命することに、賛成203、反対16にで同意することに決した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件(第9回アジア太平洋経済協力首脳会議出席及び その際に行われた二国間首脳会談に関する報告について)

本件は、小泉内閣総理大臣から報告があった後、柳田稔君、小泉親司君がそれぞれ質疑をした。

司法制度改革推進法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、森山法務大臣から趣旨説明があった後、小川敏夫君が質疑をした。

日程第2 予防接種法の一部を改正する法律案(第151回国会内閣提出、第153回国会衆 議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対4にて可決された。

散会 午前11時22分

〇平成13年11月2日(金)

開会 午前10時1分

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正 する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、小宮山洋子君が 質疑をした。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、柳澤金融担当大臣から趣旨説明があった後、峰崎直樹君、大門実紀史君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 銀行法等の一部を改正する法律案(第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対17にて可決された。

日程第2 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時45分

〇平成13年11月9日(金)

開会 午後3時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

塩川財務大臣は、財政について演説をした。

本件に対し、今泉昭君、池田幹幸君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第2 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の

整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成222、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3は賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

- 日程第4 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案(内閣提出)
- 日程第5 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案 (第151 回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 司法制度改革推進法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成218、反対4にて可決された。

日程第7 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の 一部を改正する法律案(第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対 0 にて全会一致をもって可決された。 散会 午後 4 時24分

〇平成13年11月14日(水)

開会 午後 0 時 2 分

日程第1 地方税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する 法律案(趣旨説明)

本件は、片山総務大臣、塩川財務大臣から順次趣旨説明があった後、櫻井充君が質疑をした。

散会 午後 0 時40分

〇平成13年11月16日(金)

開会 午前10時1分

- 日程第1 平成13年度一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 平成13年度特別会計補正予算(特第1号)
- 日程第3 平成13年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対97にて可決された。

日程第4 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成137、反対97にて可決された。

日程第5 平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対95にて可決された。

散会 午前10時25分

〇平成13年11月21日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対 0 にて全会一致をもって可決された。

- 日程第2 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対97にて可決された。
- 日程第3 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第4 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対20にて可決された。

- 日程第5 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第6 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第5は賛成214、反対19にて可決、日程第6は賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

- 日程第7 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第8 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆 議院送付)

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第7は賛成205、反対28にて可決、日程第8は賛成213、反対20にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対1にて可決された。

散会 午前10時22分

〇平成13年11月26日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結につい

て承認を求めるの件(第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)

- 日程第2 投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)
- 日程第3 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表) の修正及び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について 承認を求めるの件(第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成231、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第2は賛成223、反対5にて承認することに決し、日程第3は賛成211、反対21にて承認することに決した。

日程第4 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成194、反対36にて可決された。

日程第5 児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対22にて可決された。

日程第6 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対36にて可決された。

散会 午後1時18分

〇平成13年11月28日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(平成11年度決算の概要について)

本件は、塩川財務大臣から報告があった後、川橋幸子君が質疑をした。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の 創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、山本孝史君、沢たまき君、井上美代君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対 0 にて全会一致をもって可決された。 散会 午後 0 時16分

〇平成13年11月30日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて 行う投票方法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対 0 にて全会一致をもって可決された。

日程第2 文化芸術振興基本法案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対 0 にて全会一致をもって可決された。

日程第3 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院 送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

- 日程第4 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等 に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第5 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対 0 にて全会一致をもって可決された。

日程第6 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃 等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し て我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に 関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力 支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求 めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対41にて承認することに決した。

- 日程第7 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉与子君外2名発議)本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対1にて可決された。
- 日程第8 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第9 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押し ボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対 0 にて全会一致をもって可決され
- 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対 0 にて全会一致をもっ

て可決された。

散会 午前10時28分

〇平成13年12月3日(月)

議長は、皇孫殿下御誕生に当たり、皇居において天皇皇后両陛下並びに皇太子殿下に お目にかかり、お祝いの言葉を申し上げた旨報告した。

開会 午後1時2分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

検査官に金子晃君、

総合科学技術会議議員に井村裕夫君、松本和子君、

電波監理審議会委員に小舘香椎子君、

公正取引委員会委員に柴田愛子君、

日本放送協会経営委員会委員に宮崎満君、一力徳子君、

中央更生保護審査会委員に福井厚士君、細井洋子君を任命することに、賛成221、反対 0 にて全会一致をもって同意することに決し、

総合科学技術会議議員に吉野浩行君、

日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、

宇宙開発委員会委員に立川敬二君を任命することに、賛成202、反対20にて同意することに決した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明) 本件は、日程に追加し、中谷国務大臣から趣旨説明があった後、海野徹君、畑野君枝 君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後2時5分

〇平成13年12月5日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 皇孫殿下御誕生につき慶賀の意を表する件

本件は、議長発議により、天皇陛下並びに皇太子殿下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することに決した後、議長は次の賀詞を朗読した。

天皇陛下にささげる賀詞

このたび皇孫殿下がめでたく御誕生になりましたことは 国民のひとしく喜びとするところであります

ここに参議院は 国民を代表し 院議をもって謹んで慶祝の意を表します 皇太子殿下にささげる賀詞

このたび内親王殿下がめでたく御誕生になりましたことは 国民のひとしく喜びと するところであります

皇太子 皇太子妃両殿下の御健勝と 内親王殿下のおすこやかな御成育を お祈り 申し上げます

ここに参議院は 国民を代表し 院議をもって謹んで慶祝の意を表します

日程第2 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式 投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改 正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対19にて可決された。

日程第4 子どもの読書活動の推進に関する法律案(衆議院提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対20にて可決された。

- 日程第5 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 日程第6 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対27にて可決された。

散会 午前10時17分

〇平成13年12月7日(金)

開会 午前10時1分

地方自治法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、片山総務大臣から趣旨説明があった後、松井孝治君が質疑をした。

- 日程第1 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律 案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(衆 議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成150、反対90にて可決、日程第2は賛成233、反対8にて可決された。

日程第3 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆 議院提出)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、 押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対103にて可決された。

日程第4 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、 押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対42にて可決された。

休憩 午前11時8分

議長は、敬宮愛子内親王殿下命名の儀に当たり、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下 にお目にかかり、賀詞を奉呈した旨報告した。

再開 午後1時31分

日程第5乃至第17の請願

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願(31件)

以上の請願は、文教科学委員長外3委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員 会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、総務委員会の地方自治法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第64号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、

次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一 致をもって決した。

内閣委員会

- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第4号)
- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に 関する調査

法務委員会

- 一、民法の一部を改正する法律案(参第3号)
- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、平成11年度一般会計歲入歲出決算、平成11年度特別会計歲入歲出決算、平成11 年度国稅収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書
- 一、平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 一, 平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査 議院運営委員会
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件 災害対策特別委員会
- 一、災害対策樹立に関する調査 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査 国会等の移転に関する特別委員会
- ー、国会等の移転に関する調査
- 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
- 一、金融問題及び経済活性化に関する調査
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
 - 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
- 国際問題に関する調査会
 - 一、国際問題に関する調査
- 国民生活・経済に関する調査会
 - 一、国民生活・経済に関する調査
- 共生社会に関する調査会
 - 一、共生社会に関する調査
- 議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。
- 休憩 午後1時36分
- 再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要

(1) 所信表明演説

内閣総理大臣 小泉 純一郎 君

平成13年9月27日

[はじめに]

第153回国会の開会に臨み、当面の緊急課題を中心に所信を申し述べ、国民の皆様の御 理解と御協力を得たいと思います。

米国において発生した同時多発テロは、米国のみならず人類に対する卑劣な攻撃です。 私は、このたび米国を訪れ、テロのつめ跡を目の当たりにし、改めてこのような非道きわまりない行為に対し、強い憤りを覚えました。同時に、米国民及び被害者の方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

米国は、今回のテロに対して断固たる行動をとることを宣言しています。私は、去る25日、ブッシュ大統領と会談し、世界の国々が力を合わせて、このようなテロリズムに対して毅然たる決意で闘っていかなければならないとの考えで一致しました。そして、我が国が米国を強く支持すること、この同時多発テロに対応するため、できる限りの措置を実行するつもりであることを伝えてまいりました。テロリズムとの闘いは我が国自身の問題であります。我が国は、国際社会と協力して、主体的に、効果的な対策を講じてまいります。先週発表した7項目を実施に移すため、早急に必要な取り組みを行います。

今回のテロにより、世界経済への影響が懸念されます。政府は、細心の注意をもって状況を把握し、各国と協力して、金融システム、為替など経済の安定のため、適切な対応を図ります。

4月26日に小泉内閣が誕生してから5カ月になります。この間、私は、日本国総理大臣の職責を果たすべく、全力を尽くしてまいりました。山積する内外の諸課題に直面し、総理大臣として下さなければならない決断の重さを痛感しております。

私は、さきの通常国会における初めての所信表明演説において、新世紀維新とも言うべき改革の断行を国民に約束しました。「恐れず、ひるまず、とらわれず」の姿勢を貫いて改革を進めなければならないという私の考えは、さきの参議院議員通常選挙でも、国民各層から幅広い支持を得ることができました。ジェノバ・サミットにおいて、各国首脳からも改革への強い期待が表明されました。私は、こうした力強い支持のもとで、これからの改革は必ず成功すると確信します。

何より必要なのは、改革断行に向けた強い意志です。私は、国民の支持を背景に、聖域なき構造改革を進めます。本番はこれからです。閉塞した日本に明るい将来を取り戻すために、断固たる決意で改革に取り組んでまいります。

[小泉構造改革が目指す社会]

私は、この機会に小泉構造改革5つの目標を提示します。第1は、努力が報われ、再挑 戦できる社会、第2は、民間と地方の知恵が活力と豊かさを生み出す社会、第3は、人を いたわり、安全で安心に暮らせる社会、第4は、美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社 会、第5は、子供たちの夢と希望をはぐくむ社会です。私は、このような社会が実現できるよう、全力を尽くしてまいります。改革工程表として具体的な政策と実施時期を示しましたが、継続的に進捗状況を評価、点検し、構造改革を一層進めてまいります。

[経済運営の基本姿勢]

日本経済は、世界的な経済変動の荒波の真っただ中にあります。これを乗り切るためには、状況の変化に細心の注意を払いながらも、目先の動きに一喜一憂するような態度と決別しなければなりません。

私は、経済の基本的な成長力を高めるための構造改革に邁進してまいります。なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟に対応します。

10月中には改革先行プログラムを取りまとめます。公共投資に重点を置くのではなく、経済の活性化や新産業の創出につながる制度改革、雇用対策、中小企業対策、さらに、構造改革に直結する緊急性が高い施策に絞り込みます。

平成13年度補正予算については、安易な国債増発によるべきではありません。平成14年 度予算における国債発行額30兆円以下と同様の方針で取り組んでまいります。

〔雇用不安の払拭〕

改革の痛みを和らげることは、政治の責任であります。国民の雇用不安に対する処方せんを明確に示してまいります。

先般、産業構造改革・雇用対策本部において、総合的な政策を取りまとめました。直ちに取り組むべき施策については、改革先行プログラムに盛り込み、補正予算を活用しつつ集中的に実施してまいります。

新しい市場や産業による雇用を創出するため、大学機能の強化、地域における産学官連携による科学技術の振興などを推進します。PFI方式を活用した保育所やケアハウスの運営への民間企業の参入の促進を初め、医療、福祉・保育、労働などの分野の規制改革を早急に実施します。また、年間18万社にとどまる開業、創業を5年間で倍増します。施策を進めるに当たっては、保育所の待機児童ゼロ作戦などにより平成14年度に1万人の雇用を創出するといった具体的目標を定めて取り組みます。

厳しい雇用情勢の中にあっても、公共職業安定所には求職者を上回る年間700万人もの求人があります。求人広告も年間300万件を超えており、いずれもバブル期に匹敵する水準です。求人と求職のミスマッチを解消し、少しでも多くの人が職を見つけることができるようにするため、インターネットで求人情報を検索できる「しごと情報ネット」の充実を図るとともに、個人の選択を尊重した効果的な職業能力開発を強化します。

さらに、地方公共団体と協力し、教育や環境保全などの分野での公共サービスにおいて、 人材を活用し、雇用を創出してまいります。小中学校で社会人としての経験を教育に生か す補助教員を3年間で5万人を目標に採用します。また、森林保全に不可欠な間伐、下草 刈りなどの作業や、放置された廃棄物の撤去を一層進めるための「ごみマップ」の作成な どに地域の人材を活用します。

再就職が特に困難な中高年齢者について、再就職の促進や生活の安定を図るため、職業 訓練の受講者に対する雇用保険の給付を拡充してまいります。 雇用を拡大し、産業活力を創出していくために、全国各地で創業や中小企業の経営革新が行われるよう、適切な施策を講じてまいります。中小企業の資金調達手段を多様化するとともに、人づくりや技術開発などの支援策を強化します。同時に、やる気のある中小企業が連鎖的に破綻するのを回避するための対策を強化します。

〔構造改革への不断の取り組み ──経済・財政の構造改革── 〕

改革はスピードをもって進めなければなりません。

経済、財政の分野における第1の課題である不良債権の最終処理については、まず、主要行に対して、通常の検査を抜本的に強化することとし、加えて、市場の評価に著しい変化が生じている債務者に着目した検査を導入するとともに、市場の評価に適時に対応した引き当てを確保します。次に、整理回収機構の機能を拡充するため、不良債権買い取りの価格決定方式を弾力化し、さらに企業再建のための基金の設立を推進します。これらの新たな措置により、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には、不良債権問題を正常化します。

金融システムの構造改革に向けて、銀行等の株式保有のリスクを限定するため、新たに 株式保有制限を課します。これに伴う株式処分を円滑にするため、銀行等保有株式取得機 構を来年1月を目標に設立します。このため、今国会に所要の法律案を提出します。

第2は、競争的な経済システムの構築です。競争や技術革新を促すことなどにより、消費者・生活者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を図ってまいります。医療、福祉・保育、労働など、国民生活に直結し、需要と雇用を拡大する余地の高い分野における規制改革について、早期かつ確実に実施します。

国民が安心して参加できる透明性、公平性の高い証券市場を構築するため、市場の信頼 向上のためのインフラ整備などを進めるとともに、証券税制についての改正法案を今国会 に提出したいと考えております。

ITに関しては、中間目標としてe-Japan2002プログラムを策定し、世界最先端のIT 国家の実現に向けて動きを加速しました。申請や届け出を自宅や事務所でできるような電子政府を実現するための施策などに集中的に取り組んでまいります。

科学技術創造立国を目指し、科学技術分野への戦略的な研究開発投資を促進します。

都市の魅力と国際競争力を高めるため、広域防災拠点の整備や大都市圏の物流機能の強化、ライフサイエンスの国際拠点形成、中央官庁施設や国立大学等のPFI方式による整備を初めとする都市再生プロジェクトを具体化します。また、都市と農山漁村の共生と交流を進め、それぞれの住民がお互いにその魅力を享受できるような施策を推進してまいります。

第3は、財政構造改革です。平成14年度予算については、国債発行額30兆円以下との目標のもと、5兆円を削減しつつ重点分野に2兆円を再配分するとの方針で、歳出の思い切った見直しと重点的な配分に取り組みます。11月を目途に予算編成の基本方針を策定するなどにより、改革断行予算を実現します。また、中期経済財政計画を策定し、財政の構造改革の具体的な道筋を示してまいります。

[構造改革への不断の取り組み ―行政の構造改革―]

行政の構造改革については、厳しい闘いが既に始まっています。特殊法人等は、廃止、 民営化を前提にゼロベースからの徹底した見直しを行い、年内に各法人の整理合理化計画 を策定します。道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・ 民営化などについては、他の法人に先駆けて結論を出します。平成14年度予算において、 これらの見直し結果などを反映し、一般会計、特別会計を通じて、特殊法人等に対する財 政支出の大胆な削減を目指します。

首相公選制及び郵政3事業のあり方については、既に懇談会を立ち上げ、1年程度を目標に具体案を取りまとめる予定です。

市町村合併については、地方分権推進の観点から、先般策定した支援プランに基づき、 強力に推進します。

新しい時代にふさわしい司法制度を実現するために、その基本となる理念や推進体制を 定める法案を今国会に提出します。

相次ぐ不祥事によって外務省に対する信頼が大きく損なわれたことは大変残念です。一日も早く国民の信頼を回復するため、必要な改革を断行し、現下の重要な外交課題に全力で取り組める体制を整備します。

さきの参議院議員通常選挙に際し、現職の国家公務員が公職選挙法違反の容疑で逮捕され、議員の辞職という事態に至ったことは、まことに遺憾であります。今回の不祥事を重く受けとめ、綱紀の粛正に努めてまいります。

[構造改革への不断の取り組み 一社会の構造改革一]

社会保障制度は、国民一人一人がその能力を十分に発揮し、希望を持って、安心して生活していくために欠かせないものです。特に、医療制度については、将来にわたり持続可能な制度として再構築するため、本年末には改革案を取りまとめ、来年の通常国会に所要の法律案を場出すべく全力を尽くします。

仕事と子育ての両立を支援するために、私は、保育所の待機児童ゼロ作戦と放課後児童の受け入れ体制の整備を打ち出しました。既に平成16年度までに保育所等の受け入れ児童数を15万人増加し、放課後児童の受け入れ体制を1万5,000カ所とする目標を決定したところであり、目標達成に向けて全力で取り組みます。

環境問題については、ごみゼロ型都市を構築するためのプロジェクトを都市再生本部で 決定したところであり、東京湾臨海部において先行的に事業展開を図ります。

政府は、本年度、1,000台を超える低公害車を調達することとしました。3年後には約7,000台すべての一般公用車を低公害車に切りかえます。さらに、政府の率先した取り組みが地方公共団体や民間にも広がるよう、低公害車の開発・普及策に関する行動計画を策定しました。

政府は、身近なところからの環境問題への取り組みとして、食品リサイクルを進めます。 農林水産省は、庁舎内の食堂から出る生ごみを肥料や飼料に再利用して農家に提供するリ サイクル事業を始めることとしました。この動きを全府省に広げるとともに、地方公共団 体や民間に対して、同様の取り組みを行うよう働きかけます。

食料自給率の向上に向け、米の生産・流通システムの見直しを11月を目途に具体化しま

す。

世界一安全な国と言われた日本も、近時、池田小学校の事件、新宿ビル火災などにより、多くのとうとい人命が失われ、その神話は崩れつつあります。「世界一安全な国、日本」の復活に向けて、引き続き凶悪犯罪防止や消防防災の対策を強化します。また、災害による被災者の方々への支援や復旧・復興対策を初めとする防災対策に万全を期してまいります。入国管理体制については、職員の増強や鑑識機器の整備により、その一層の強化を図ってまいります。

今般、我が国で初めて狂牛病の感染が確認されました。感染した牛が食用にも飼料用にも供されることがないよう、緊急に体制を整えました。今後、情報開示を徹底し、万全の措置を講じてまいります。

〔平和と繁栄の実現〕

去る9月8日にサンフランシスコ平和条約、そして日米安保条約署名から50年を迎えました。これらの条約は、戦後における我が国の国際社会への復帰の第一歩であり、今日の我が国の平和と繁栄の出発点となるものです。21世紀においても、平和と繁栄を実現していくためには、基本的人権の尊重と民主主義、市場経済と自由貿易を基調とする国際秩序のさらなる発展に、我が国が主導的役割を果たしていくことが不可欠です。WTO新ラウンド立ち上げ、京都議定書の来年発効、安保理改革の早期実現など、現下の国際社会の主要課題に積極的に取り組んでまいります。

同盟国たる米国との関係は、我が国外交の基軸です。日米安保体制がより有効に機能するよう努めるとともに、協調と連帯の精神に基づいて建設的な対話を行ってまいります。また、沖縄の振興開発を推進するとともに、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の着実な実施に全力で取り組み、沖縄県民の負担を軽減する努力を継続してまいります。

アジアの近隣諸国との友好・信頼関係を確立するため、私は全力を尽くしてまいります。 韓国及び中国との間では、過去の歴史を直視し、戦争を排し平和を重んずるという我が国 の基本的考え方を明確に示しつつ、未来志向の協力関係を構築していかなくてはなりませ ん。両国の指導者の方々とできるだけ早い機会に、直接、真摯な対話を行いたいと考えま す。

先般、私は、今回のテロに対応するため、東南アジア諸国訪問を見送りましたが、できるだけ近い将来に訪問を実現するつもりです。

21世紀の東アジアが、自由で、安定し、活力に満ちた地域として発展できるよう、各国と手を携えてまいります。

ロシアとの間では、経済分野や国際社会などにおける協力の推進に努めるとともに、北 方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するべく、引き続き全力を尽くします。ロ シア政府との協議を通じ、北方四島周辺水域における第三国の操業問題の早期解決を目指 します。

北朝鮮との関係については、今後とも、韓国及び米国と緊密に連携しつつ、日朝国交正常化交渉の進展に粘り強く取り組み、こうした対話を通じて、北朝鮮との人道的問題及び安全保障上の問題の解決に向け、努力を重ねてまいります。

一たん国家、国民に危機が迫った場合に、適切な対応をとり得る体制を平時から備えておくことは、政治の責任です。備えあれば憂いなし、この考え方に立って、有事法制について検討を進めてまいります。

[むすび]

私は、改革に当たって、国民との対話を重視してきました。6月に始めたタウンミーティングでは、全国各地で多くの国民と活発な対話が行われています。11月までにすべての都道府県を一巡し、その後も引き続き、対話の機会を設けてまいります。「小泉内閣メールマガジン」は、230万人もの国民にごらんいただいていますが、今後は、双方向での対話の場として活用していきたいと考えています。

いよいよ、改革は本番を迎えます。我が国は、黒船の到来から近代国家へ、戦後の荒廃から復興へと、見事に危機をチャンスに変えました。これは、変化を恐れず、果敢に国づくりに取り組んだ国民の努力のたまものであります。私は、変化を受け入れ、新しい時代に挑戦する勇気こそ、日本の発展の原動力であると確信しています。進化論を唱えたダーウィンは、「この世に生き残る生き物は、最も力の強いものか。そうではない。最も頭のいいものか。そうでもない。それは、変化に対応できる生き物だ」という考えを示したと言われています。

私たちは、今、戦後長く続いた経済発展の中では経験したことのないデフレなど、新しい形の経済現象に直面しています。日本経済の再生は、世界に対する我が国の責務でもあります。現在の厳しい状況を、新たなる成長のチャンスととらえ、改革なくして成長なしの精神で、新しい未来を切り開いていこうではありませんか。

卑劣きわまりないテロに対して、全世界が、これに屈することなく、敢然と闘おうとしています。我が国は、日本国憲法前文において、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」との決意を世界に向かって明らかにしています。世界人類の平和と自由を守るため、国際協調の精神のもと、我が国としても、全力を挙げてこの難局に立ち向かおうではありませんか。

国民並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は10月2日、3日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

--**質疑者**---(発言順)

角田義一君(民主)青木幹雄君(自保)白浜一良君(公明)市田忠義君(共産)岡崎 トミ子君(民主)月原茂皓君(自保)

[米国同時多発テロ事件]

〇テロ根絶へ向けた決意

これは米国のみならず全世界に対する自由、平和、民主主義に対する攻撃である、そういう認識から、我が国もみずからの問題として主体的に取り組むべき課題である。そういう観点から、今後、我が国において国際テロの活動を許さない毅然たる対応が重要である。さらには、世界の国々や国際機関と一致団結して対応するとともに、テロを起こさせない国際環境の形成を目的としてさまざまな外交努力等の適切な対応を行い、テロリズム根絶のためのあらゆる努力を尽くす必要がある。

〇国連安保理決議

国連安保理においては、今回のテロ事件を国際の平和及び安全に対する脅威であると認め、テロの実行者及び支援者等の処罰、並びにテロ行為の防止、抑圧のための国際社会の努力を求めること等を内容とする決議が採択されている。我が国としても、安保理決議を踏まえ、このような国際社会の取り組みに積極的に協力していくのが必要ではないかと考える。

〇テロ対策支援のための法整備

テロ攻撃に対応する諸外国の活動に対する自衛隊による支援のあり方については、今後 いろいろ予想し得る事態を考えつつ、憲法の範囲内でできる限りの支援、協力は何かとい う観点からその内容を早急に検討し、法律案の作成に取り組んでいく。

〇国内テロ対策

今回のテロ発生後、関係省庁において、重要施設に対する警戒警備やハイジャック防止 対策の強化はもとより、出入国管理の徹底、テロ関係者に対する資産凍結等の措置を機敏 に講じている。

今後とも、国民の安全を確保するため、必要な法制の見直しを含め、あらゆる角度から テロ対策の充実強化に努めていく。

[政治姿勢]

さきの参議院選挙においても多くの国民から、新しい時代に構造改革なくして経済の再生はない、成長はないという主張は各層からかなり広い支持を得ることができたものと考

えている。

今国会においても、経済の活性化や雇用対策など、構造改革に直結する施策を早急に実現するため、断固たる決意で取り組んでいきたい。

[経済·財政]

〇不良債権処理

各般の施策を果断に実施することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題を正常化することを目指し、全力を尽くしていく。このため、今般の改革先行プログラムにおいては、借り手企業の信用力が市場で急速に低下している事例をも踏まえ、市場の評価に著しい変化が生じている債務者に着目した検査を導入するとともに、市場の評価に適時に対応した引き当てを確保させることとしている。

〇証券税制改革

金融・証券市場を通じて資源が効率的に成長分野に流れることが必要であり、国民一般が安心して証券市場に参加できるよう透明性、公平性の高い証券市場を構築する必要があると考えている。貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切りかえとの観点を踏まえ、市場の信頼向上のためのインフラ整備などを進めるとともに、証券市場の構造改革に資する税制改正法案を今国会に提出したい。

〇補正予算

補正予算を要する施策については、従来型の公共投資等による需要追加策は厳に排し、 雇用、中小企業に係るセーフティーネットの充実策等に重点を置くこととする。補正予算 の財源については、安易な国債によるべきではない。税収が50兆円程度にとどまる中では、 14年度予算と同様、国債発行額を30兆円以下とする方針で取り組んでいく。

〔雇用〕

〇総合雇用対策

新たな緊急地域雇用特別交付金の創設による地方公共団体を通じた教員補助者、森林作業員等公的部門における雇用の創出、民間の活力を積極的に活用した雇用のミスマッチの解消、地域産業・雇用対策プログラムの実施等、国、地方公共団体、民間企業等関係機関が連携して取り組みを進める施策を盛り込んだところである。

今後、関係機関の連携を密にし、これらの対策の効果的な実施に万全を期していきたい。

[行政改革]

今般の特殊法人等改革は、肥大化し硬直化した政府組織を改革し、簡素、効率的、透明な政府を実現する行政の構造改革の一環であり、現在、ゼロベースからの徹底した見直しを行っているところである。年内には全法人の事業及び組織形態の見直し内容を定める特殊法人等整理合理化計画を策定するとともに、平成14年度予算から財政支出の大胆な削減を目指すこととしており、引き続き行政の構造改革を断行していく。

[社会保障]

〇医療制度改革

医療保険財政が極めて厳しい状況にある中で、持続可能で安定的、効率的な医療制度を構築していくためには、老人医療費の伸びの抑制などを含め、医療制度全体について構造的な改革を進めるとともに、診療側を含め関係者にひとしく痛みを分かち合っていただきながら、給付と負担の均衡を図っていくことが必要と考えている。今後、厚生労働省の改革試案を踏まえ、年末に向け、国民的な合意が得られる成案の取りまとめに全力を尽くす。

[環境]

我が国としては、京都議定書の2002年発効を目指して、COP7までに最終合意を達成すべく、交渉に全力を尽くす。その際、すべての国が一つのルールのもとで行動することが重要であり、米国を含めた合意が形成されるように、米国に対し建設的対応を求めるとともに、引き続き最大限努力する。こうした取り組みを含め、今後豊かな環境を我々の子孫に確実に引き継げるよう、地球環境保全に全力を尽くす覚悟である。

[その他]

〇高祖派選挙違反事件

さきの参議院選挙に際し、現職の国家公務員が公選法違反の容疑で逮捕されるという事態に至ったことはまことに遺憾である。

本件については、なお捜査が現在継続中であると承知しており、捜査による全容解明を 待って、行為者への行政処分とあわせ、適切に対処することにより責任を果たしていきた いと考えている。

〇牛海綿状脳症問題

国民の不安を与えることのないよう、狂牛病が疑われる牛の肉等が食用にも飼料用にも 出回ることがない体制を整備するとともに、主な感染源とされる肉骨粉の輸入と国内での 製造、出荷を一時停止し、感染経路を遮断することとしている。国民生活及び我が国畜産 に及ぼす影響を緩和するため、牛の処分に伴う生産者への支援、関係事業者への緊急融資、 正しい知識の普及等を内容とする当面の緊急対策の円滑な実施に努める。

〇外務省不祥事

最近の外務省員による一連の不祥事は、外務省に対する国民の信頼を失墜させるものであり、極めて遺憾である。このような不祥事を繰り返さないためにも、省員が一丸となって外務省を改革して自浄能力を示し、一日も早く外務省に対する国民の信頼を回復すべく、全力で努力していくことが重要であると考える。

(2) 財政演説

財務大臣 塩川 正十郎 君

平成13年11月9日

今般、さきに決定されました改革先行プログラムを受けて、平成13年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、当面の財政政策等の基本的考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の大要について御説明申し上げます。

[最近の経済情勢と改革先行プログラム等]

まず、最近の経済情勢とさきに決定されました改革先行プログラムについて申し上げます。

我が国経済を取り巻く国際経済情勢を見ますと、これまで世界経済を牽引してきた米国経済が、IT関連産業の業況悪化を契機といたしまして昨年後半以降減速したこともあり、世界経済の成長には減速の傾向が見られます。

我が国経済は、こうした世界的な経済動向のもとで、いわゆる産業の空洞化の進行も相まって、輸出、生産、設備投資は減少し、雇用情勢は悪化するなど厳しい状況にあります。また、先般の米国における同時多発テロ事件により先行きに不透明感が増しており、今後、内外の経済動向を一層注視する必要があると考えております。

こうした状況の中、政府としては、状況の変化に細心の注意を払いながらも、中長期的な視点に立ち、個人消費を初め民需主導の持続的な発展を図るため、各般の構造改革を積極的に推進することとし、これを経済財政運営の基本とすることを考えております。このような観点から、10月26日に、構造改革を進めていく上で先行して決定、実施すべき施策を盛り込んだ改革先行プログラムを決定いたしました。

同プログラムにおいては、経済活性化を図るため、雇用創出にも資する規制改革等を強力に推進するとともに、証券市場、金融システムの構造改革の一環として、証券税制の見直し、不良債権処理の強化等の施策を講じることといたしております。また、構造改革を進めていく過程で生じ得る失業や企業倒産の増加等に対応するため、雇用及び中小企業等に係るセーフティーネットの一層の充実策を講じることとしております。さらに、これらとあわせて、構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策として、電子政府の実現、学校の情報化の推進、保育所待機児童ゼロ作戦等の推進、廃棄物処理施設の緊急整備、地域科学技術振興を通じた新産業等の創出及び都市再生等に資するPFIの推進を図ることといたしております。

このうち、証券税制に関しては、株式譲渡益課税について、平成15年1月から申告分離課税への一本化、税率の引き下げ、損失繰越制度の導入等の措置を講じるとともに、緊急かつ異例の措置として、平成14年末までに新たに購入した上場株式等について、その購入額が1,000万円までの譲渡益を一定の要件のもとで非課税とする措置を講じるため、租税特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出いたしております。

次に、米国における同時多発テロ事件に対する取り組みについて申し上げます。

同事件は、数多いとうとい人命を奪う極めて卑劣かつ許しがたい暴挙であり、ここに改

めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害者の方々に対し心からお見舞いを申し上げます。同事件に対しては、世界及び日本の経済システムに混乱が生じないよう、G7を初めとする国際的な協調体制の中で、金融システムの安定等適切な対応を図ってまいりました。また、テロリストへの資金供与を防止するため、我が国としても、タリバン関係者等に対して資産凍結等の措置を講じております。

[平成13年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)の大要]

次に、今般提出いたしました平成13年度補正予算の大要について御説明いたします。

まず、歳出面においては、改革先行プログラム関連といたしまして、雇用対策費5,501億円、中小企業等対策費2,511億円、緊急構造改革加速施策対策費1,989億円の計1兆円を計上するとともに、緊急テロ等対策費499億円、牛海綿状脳症対策費でございますが、それに対しまして265億円、災害対策費3,139億円、地方交付税交付金2,598億円を計上することとしております。このほか、義務的経費の追加等、特に緊要となったやむを得ない事項等について措置することといたしております。これらの歳出の追加額の合計は2兆9,955億円となりますが、あわせて既定経費の節減等を行うことといたしております。

他方、歳入面においては、租税について最近までの収入実績等を勘案して1兆1,020億円の減収を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金4,589億円を計上し、さらに、その他収入の増加を見込んでおります。

なお、決算上の純剰余金については、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、財政法第6条に基づく国債整理基金への繰り入れを行わないこととしております。この剰余金の処理につきましては、別途、平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いいたすこととしております。

以上によってなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として1兆6,820億円の公債の追加発行を行うこととしております。今回の措置により、平成13年度の公債発行額は30兆円となり、公債依存度は35.8%となります。

これらの結果、平成13年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも に1兆610億円増加し、83兆7,133億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要 の補正を行うことといたしております。

財政投融資計画については、改革先行プログラムを実施するため、この補正予算において、日本政策投資銀行及び日本育英会に対し総額617億円を追加することとしております。 以上、平成13年度補正予算の大要について御説明いたしました。

今回の補正予算は、我が国経済の再生には構造問題の解決こそが不可欠であるとの信念のもと、財政節度を踏まえつつ、現下の緊急課題である雇用対策を最重点に編成したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

3 国務大臣の報告

(1) 第9回アジア太平洋経済協力首脳会議出席及びその際に行われた 二国間首脳会談に関する報告

内閣総理大臣 小泉 純一郎 君

平成13年10月31日

私は、10月19日から22日にかけて、中国の上海で開催された第9回アジア太平洋経済協力首脳会議に出席するとともに、その機会を利用して、韓国、オーストラリア、米国、シンガポール、ペルー、ロシア、中国、マレーシア及びインドネシアの9カ国の首脳と個別会談を行ってまいりました。これらの結果について御報告いたします。

今次APEC首脳会議では、首脳間で率直な意見交換を行った結果、以下の主要な成果が達成されました。

第1に、従来、APECにおいては、経済問題を中心に協議が行われてきましたが、9月11日の米国での同時多発テロの重大性にかんがみ、今次首脳会議においては、テロリズムにいかに対処していくかについても協議が行われました。宗教的、文化的に多様なメンバーから成るAPECにおいて、テロリズムを強く非難し、反テロリズムのための国際協力を強調する声明を発出したことは、国際社会の連帯を示す上で極めて有意義であったと考えます。

第2に、世界経済情勢について、早期回復に向けた意見交換が行われました。私からは、 構造改革なくして成長なしとの決意のもと、民需主導の自律的な経済成長の達成を目指し て、我が国が進めている構造改革の進展状況につき説明しました。

第3に、WTOに関しては、来月のドーハでの第4回WTO閣僚会議において必ず新ラウンドを立ち上げるべきであること、また、新ラウンドは十分広範なアジェンダのもとで行われるべきであることで合意が得られました。

第4に、APECプロセスの活性化、グローバル化及びニューエコノミーへの対応を目指して、今後のAPECの活動につき首脳間で議論がなされ、人材養成の重要性についての認識が得られたほか、今後のAPECの活動方針についても認識の一致が得られました。

また、私は、9カ国の首脳と個別に会談し、有意義かつ率直な意見交換を行いました。 まず、日米首脳会談においては、私より同時多発テロへの我が国の取り組みにつき説明 しました。これに対し、ブッシュ大統領より日本の協力に謝意を表するとともに、アフガ ニスタンの和平、復興についての我が国への期待が表明され、引き続き日米が緊密に協力 していくことで意見の一致を見ました。

日口首脳会談においては、平和条約締結問題及びテロ対策を中心に議論を行い、平和条約締結交渉については、話し合いの具体的進め方を含め精力的に交渉を行っていくことで合意しました。

主催国である中国の江沢民国家主席との会談では、先般の北京訪問の結果を踏まえ、来 年の国交正常化30周年に向け、日中関係を一層発展させていくことで一致しました。

また、日韓首脳会談においては、先般の私の訪韓を踏まえ、明年のワールドカップ開催 及び国民交流年に向けて、具体的かつ積極的な協力を行っていくことで一致しました。 このほか、私は、オーストラリア、シンガポール、ペルー、マレーシア及びインドネシアの各国首脳とも個別会談を行いました。その中で私は、二国間関係の議論に加え、我が国が進めているテロ対策措置、アフガニスタン和平及び将来の復興をも視野に入れた構想、そして、断固たる決意を持って進めている構造改革につき説明しました。また、日本・シンガポール首脳会談の結果、新時代経済連携協定につき、交渉を成功裏に終えた旨、及び署名のため本年末までに本協定を完成させるべきである旨の共同発表を行いました。

以上の二国間会談を通じて、これら諸国との友好関係を一層強固なものにすることができたものと考えます。

(2) 平成11年度決算の概要についての報告

財務大臣 塩川正十郎君

平成13年11月28日

平成11年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払 計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告 につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は94兆3,763億円余であり歳出の決算額は89 兆374億円余でありまして、差し引き5兆3,389億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成12年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成11年度における財政法第6条の純剰余金は1兆402億円余となっております。 以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額89兆188億円 余となっておるのに比べて5兆3,574億円余の増加となりますが、この増加額には、前年 度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額、すなわち4兆4,322億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は9,251億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額89兆188億円余に対しまして、平成10年度からの繰越額4兆4,305億円余を加えました歳出予算現額93兆4,494億円余に対しまして、支出済み歳出額は89兆374億円余でありまして、その差額、すなわち4兆4,120億円余のうち、平成12年度に繰り越しました額は3兆8,019億円余となっております。不用となりました額は6,101億円余となっております。

このうち、公共事業等予備費につきましては、平成11年度一般会計における公共事業等 予備費の予算額5,000億円のうち、使用残額8,000円を除き使用いたしました。

また、予備費につきましては、平成11年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円でありますが、その使用額は106億円余であります。

次に、平成11年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、 特別会計歳入歳出決算によって御了承賜りたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されております国の債務に関する計算書による債務額でありますが、平成11年度末における債務額は556兆4,239億円余であり、このうち、公債でありますが、平成11年度末における債務額は343兆2,285億円余であります。

次に、平成11年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますが、同 資金への収納済み額は56兆3,669億円余でありまして、この資金から一般会計等の歳入へ の組み入れ額は55兆5,600億円余であります。

次に、平成11年度の政府関係機関の決算内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承賜りたいと存じます。

次に、国の債権の現在額でありますが、平成11年度末における国の債権の総額は317兆 5,970億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額でありますが、平成11年度末における物品の総額は13兆 6,346億円余であります。

以上が、平成11年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

4 本会議決議

•審議表

番号	件 名 ·	提出者	提出月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	備考
1	米国における同時多発テロ事件に関 する決議案	山崎 正昭君 外4名	13. 9. 27			13. 9.27 可決	
2	米国における同時多発テロ事件に関 する決議案	吉岡 吉典君 外3名	9. 27	- -	未 了		

可決したもの

平成13年9月27日

米国における同時多発テロ事件に関する決議

9月11日に米国を襲った同時多発テロは、命の尊さを全く顧みない残虐非道な行為であり、かかるテロリストの想像を絶する暴挙は、ひとり米国民のみならず、人類すべてに対する共通の許し難い挑戦である。

本院は、不幸にもテロの犠牲となられた多数の方々に対し、心から哀悼の意を表するとともに、ご家族や関係者みなさまの深い悲しみと激しい怒りを分かち合うものである。

今回のテロ行為に責任を有する者が法と正義の下に裁かれるべきことは当然であり、断固とした決意で国際テロと闘わんとしている米国政府及び米国民を支持し、テロ行為を地球上から追放することが国際社会の一員である我が国の重大な責務であることをここに宣言する。

よって政府は、我が国及び国民の危機に際しての安全確保のため全力を傾注するとともに、米国を始め関係諸国と力を合わせつつ、日本国憲法の理念を踏まえ、我が国として可能な限りの協力を行い、また、国際連合を中心とする国際機関の活動に積極的に参加することをもって、民主主義社会の安全と発展のために主体的な役割を果たすべきである。 右決議する。

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件、衆議院内閣委員長提出1件の合計2件であり、本院議員提出1件を継続審査とし、衆議院内閣委員長提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願3種類23件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査]

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案は、昨年、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の改正により、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する両罰規定を設け、さらに、たばこ等の販売及び酒類の提供禁止違反に対する罰則強化が講じられたが、依然として、20歳未満の者に対して、たばこや酒類を販売している実態がなくならない状況にあることから、未成年者の喫煙及び飲酒の防止に一層資するため、たばこの販売業者等において、年齢の確認その他の必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、年齢確認の具体的な方法、酒・たばこの宣伝広告に対する規制の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、継続審査要求書を提出することを決定した。

[国政調査等]

10月30日、国立平和祈念施設の建設、雇用対策、北朝鮮による日本人拉致疑惑、テロ対策、自衛隊の米軍支援活動、選択的夫婦別氏制等の諸問題について質疑が行われた。

11月1日、科学技術における産学官の連携、原子力施設の危機管理、基礎研究分野の予算、ITER(国際熱核融合実験炉)の誘致・開発の必要性、地域における科学技術振興等の諸問題について質疑が行われた。

11月6日、テロ対策、交通事故対策、監察医制度の実態と今後の対応、児童買春事件捜査、少年犯罪の実情と更生方法等の諸問題について質疑が行われた。

11月20日、規制改革による経済的効果、特殊法人改革の進捗状況、第2次補正予算編成の見通し、高速道路整備の在り方、公共工事における債権譲渡問題、男女共同参画社会形

成の促進等の諸問題について質疑が行われた。

また、11月27日、内閣の重要政策及び警察等に関する実情調査のため、警視庁、東京電力(株)電力館、新宿区歌舞伎町火災現場、東京都女性相談センターの視察が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月16日(火)(第1回)
 - ○理事の選任及び補欠選任を行った。
 - ○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 〇平成13年10月18日(木)(第2回)
 - ○理事の補欠選任を行った。
- 〇平成13年10月19日(金)(第3回)
 - ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院 送付)について外交防衛委員会に、海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5 号)(衆議院送付)について国土交通委員会にそれぞれ連合審査会の開会を申し入れ ることを決定した。

〇平成13年10月23日(火)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会 (第1回) (外交防衛委員会を参照)

〇平成13年10月24日(水)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第2回)

(外交防衛委員会を参照)

〇平成13年10月30日(火)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国立平和祈念施設建設に関する件、雇用対策に関する件、北朝鮮による日本人拉致疑惑に関する件、テロ対策に関する件、自衛隊の米軍支援活動に関する件、選択的夫婦別氏制に関する件等について福田国務大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〇平成13年11月1日(木)(第5回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○科学技術における産学官連携に関する件、原子力施設のテロ対策に関する件、基礎研 究分野予算に関する件、ITER(国際熱核融合実験炉)に関する件、地域における

科学技術振興に関する件等について尾身科学技術政策担当大臣、仲道内閣府大臣政務 官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月6日(火)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○テロ対策に関する件、交通事故対策に関する件、監察医制度に関する件、児童買春事件捜査に関する件、少年犯罪の実情と更生方法に関する件等について村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月20日(火)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○規制改革に関する件、特殊法人改革に関する件、第2次補正予算編成の見通しに関する件、高速道路整備の在り方に関する件、公共工事における債権譲渡問題に関する件、 男女共同参画社会の形成促進に関する件等について石原国務大臣、竹中国務大臣、村田内閣府副大臣、林田財務大臣政務官、仲道内閣府大臣政務官、渡辺内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月4日(火)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆第20号)(衆 議院提出)について提出者衆議院内閣委員長大畠章宏君から趣旨説明を聴き、衆議院 内閣委員長代理佐藤剛男君、村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を 行った後、可決した。

(衆第20号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無 反対会派 なし

〇平成13年12月6日(木)(第9回)

- ○請願第1145号外22件を審査した。
- ○戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第4号)の継続審査要求書 を提出することを決定した。
- ○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案 (衆第20号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 未成年者喫煙禁止法の一部改正

たばこ等を販売する者は、年齢満20年未満の者の喫煙の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 未成年者飲酒禁止法の一部改正

営業者であってその業態上酒類を販売又は供与する者は、年齢満20年未満の者の飲酒 の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案(1件)

番号	件 名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院の提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決
4	戦時性的強制被害者問題の解決の促進 に関する法律案	円 より子君 外6名 (13.11.14)	13. 11 . 1 6		13. 12. 5	継続	審査			

・衆議院議員提出法律案 (1件)

番号	件 名	相山本	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆議院		
		提出者 (提出月日)			委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
20	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案	内閣委員長 大畠 章宏君 (13.11.28)	13. 11. 28	13. 11. 29	13. 11. 29	13. 12. 4 可決	13. 12. 5 可決			13. 11. 29 可決

【総務委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件(うち本院先議1件)であり、そのうち9件を可決し、1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類71件のうち、1種類31件を採択した。

〔法律案の審査〕

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案は、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークによる情報の流通の拡大にかんがみ、特定電気通信による情報の適正な流通に資するため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、特定電気通信役務提供者の具体的範囲、損害賠償責任を制限する要件における「相当の理由」の明確化の必要性、有害情報に対する規制の必要性等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して4項目の附帯決議が付されている。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案は、住民の利便の 増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体 が処理する事務のうち、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る引渡しなど特 定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとするものである。

委員会においては、プライバシー保護の確保策、地方公共団体の組織・運営に与える影響、事務を行う郵便局から簡易郵便局を除外する理由等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して2項目の附帯決議が付されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成13年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、交付税総額確保の在り方、平成14年度地方財政対策の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとともに、当分の間、3月1日に在職している職員について特例一時金を支給しようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給 与改定に伴い、当分の間、秘書官について特例一時金を支給しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、人事院勧告の意義と労働基本権制約の在り方、公務員制度改革の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、

一般職職員給与法改正案は多数をもって、特別職職員給与法改正案は全会一致をもって、 それぞれ可決された。なお、一般職職員給与法改正案に対して3項目の附帯決議が付され ている。

地方税法等の一部を改正する法律案は、証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成14年12月31日までとするとともに、平成15年1月1日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設しようとするものである。

委員会においては、財政状況に関する住民への情報提供の必要性、証券市場活性化に対する有効性、今回改正の地方財政に与える影響等について質疑が行われた。質疑終局後、 討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案は、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に対し法人文書の開示を請求することができる権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の目的と対象法人の範囲、指定法人等の情報公開制度の在り方、特殊法人の子会社等の情報公開等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して3項目の附帯決議が付されている。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について介護休暇の期間を連続する6月の期間内に延長しようとするものである。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、更なる経済的援助の必要性、男性職員の取得促進策、代替要員確保に伴う問題点等について質疑が行われた。質疑終局後、両法律案に対しそれぞれ修正案が提出された。次いで、順次採決の結果、両法律案とも、修正案は賛成少数により否決され、原案どおり全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対してそれぞれ3項目の附帯決議が付されている。

地方自治法等の一部を改正する法律案は、住民自治の更なる充実及び自主的な市町村の合併を図り、もって地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見にのっとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて法律において地方公共団体の規則等に委任している事項について条例で定めることとするものである。

委員会においては、趣旨説明を聴取した後、継続審査とした。

[国政調査等]

第152回国会閉会後の9月21日、新宿歌舞伎町ビル火災について政府参考人から報告を 聴取した後、消防法令等違反是正のための措置の在り方、消防法令に基づく命令による是 正の効果、立入検査を行う予防要員数の現状とその確保の必要性、立入検査の方法及びそ の在り方、国土交通省及び消防庁に設置された2つの検討委員会の連携の必要性、人命を 最優先した消防法令等の見直し、立入検査執行率の向上及び立入検査後の厳正なフォロー アップの重要性等の質疑を行った。

10月16日、片山総務大臣から当面の諸課題について説明を聴取した。

10月18日、省庁再編後の総務省の行政運営の実態、公務員の中立・公正性を踏まえた行政改革と人事院の役割、公務員の定員管理の在り方、公共事業等の政策評価における総務省としての機能発揮の必要性、新選挙制度下で行われた参議院通常選挙に対する評価、地方交付税制度の見直しの方向性と地方税財源の充実、市町村合併の進捗状況と道州制に対する見解、総務省職員の選挙違反事案、炭疽菌等によるテロ対策、郵政三事業の経営形態等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

〇平成13年9月21日(金)(第152回国会閉会後第1回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○新宿区歌舞伎町ビル火災に関する件について政府参考人から報告を聴いた後、遠藤総 務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月16日(火)(第1回)

- ○理事を選任した。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月18日(木)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○総務省の行政運営に関する件、市町村合併に関する件、総務省職員の選挙違反事案に 関する件、公共事業の政策評価に関する件、公務員の定員管理に関する件、炭疽菌等 によるテロ対策に関する件、選挙制度に関する件、地方交付税制度の在り方に関する 件、郵政三事業の経営形態に関する件、地方税財源の充実に関する件等について片山 総務大臣、遠藤総務副大臣、小坂総務副大臣、杉浦外務副大臣、横内法務副大臣、木 村(隆)国土交通大臣政務官、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人 に対し質疑を行った。

〇平成13年11月1日(木)(第3回)

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案

(閣法第15号) について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月6日(火)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案 (閣法第15号)について片山総務大臣、小坂総務副大臣、山内総務大臣政務官及び政 府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派、なし

なお、附帯決議を行った。

○地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第151回国会閣法第65号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月8日(木)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第151回国会閣法第65号)(衆議院送付)について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、小坂総務副大臣 臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(第151回国会閣法第65号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月15日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について片山 総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を 行い、討論の後、可決した。

(閣法第22号) 賛成会派 自保、公明、無会 反対会派 民主、共産、社民、自由

〇平成13年11月20日(火)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人 に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。 (閣法第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無会 反対会派 共産

(閣法第13号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆 議院送付)について附帯決議を行った。

○**地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)**について片山総務 大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月22日(木)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について片山総務 大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質 疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会 反対会派 共産、社民、自由

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第151回国会閣法第74号)(衆 議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月27日(火)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第151回国会閣法第74号)(衆 議院送付)について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、山内総務大臣政務官及び政府参 考人に対し質疑を行った後、可決した。

(第151回国会閣法第74号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する 法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月29日(木)(第10回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する 法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

(閣法第17号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

〇平成13年12月7日(金)(第11回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○地方自治法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第64号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- ○請願第246号外30件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査 決定し、第348号外39件を審査した。
- ○地方自治法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第64号)(衆議院送付)の継 続審査要求書を提出することを決定した。
- ○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する 調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの給与改定に関する 勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとと もに、当分の間、特例一時金の支給を行おうとするものであり、その主な内容は次のとお りである。

- 1 期末手当等の改定
 - (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の155 (特定幹部職員にあっては、100 分の135) に引き下げる。
 - (2) 期末特別手当(指定職職員)について、12月期の支給割合を100分の155に引き下げる。
- 2 特例一時金の新設

当分の間、民間賃金との権衡を考慮した特例措置として、各年度の3月1日に在職する職員(指定職職員等を除く。)に対し、原則として3,756円の特例一時金を支給すること等の措置を講ずる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

【附带決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきであ

る。

- 1 人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、政府は人事院勧告 制度を引き続き尊重するとともに、人事院は官民給与の精確な比較等により公務員給与 の適正な水準の維持・確保に努めること。
- 2 現下の厳しい社会経済事情にかんがみ、国民の公務に寄せる期待と要請にこたえるよう、公務能率及び行政サービスの一層の向上を図るとともに、行政経費の節減に努める こと。
- 3 昨今の不祥事にかんがみ、公務に対する国民の疑惑を招くことのないよう、綱紀の厳 正な保持に努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号) 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、当分の間、秘書官について特例一時金の支給を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特例一時金の新設 秘書官について、当分の間、一般職の職員の例により、特例一時金を支給する。
- 2 施行期日 この法律は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案(閣法第15号)(先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 趣旨

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

第2 定義

- 1 この法律において、「特定電気通信」とは、不特定の者によって受信されることを 目的とする電気通信の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信 の送信を除く。)をいう。
- 2 この法律において、「特定電気通信設備」とは、特定電気通信の用に供される電気 通信設備をいう。
- 3 この法律において、「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 4 この法律において、「発信者」とは、特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入

力した者をいう。

第3 損害賠償責任の制限

- 1 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電 気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「関 係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した 情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合で あって、次のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じないものとする。
 - (1) 当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - (2) 当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じないものとする。
 - (1) 当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - (2) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、 当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下「送信防 止措置」という。) を講ずるよう申出があった場合に、当該侵害情報の発信者に対 し当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当 該発信者が当該照会を受けた日から7日を経過しても当該送信防止措置を講ずるこ とに同意しない旨の申出がなかったとき。

第4 発信者情報の開示請求等

- 1 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであり、かつ、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができるものとする。
- 2 開示関係役務提供者は、開示の請求を受けたときは、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないものとする。

第5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附带決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 特定電気通信役務提供者による情報の削除や発信者情報の開示が濫用されることのないよう配慮し、発信者の表現の自由の確保並びに通信の秘密の保護に万全を期すこと。
- 2 インターネット等の普及により、情報公開や国民の知る権利等の利便が向上する一方で、違法な情報の流通等を原因とする名誉毀損等の権利の侵害が増大している現状にかんがみ、自己の権利を侵害されたとする者の救済等に当たっては、発信者の正当な権利の行使に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、迅速かつ適切に行えるよう運用の在り方等について検討すること。
- 3 今後とも、誰もがインターネットを安心して利用することができるよう、違法な情報 等に対する適切な対応策を講じ、利用環境の一層の整備を図ること。
- 4 本法が、国民の権利義務に深くかかわることにかんがみ、その内容について国民への 周知徹底を図ること。

右決議する。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を連続する6月の期間内に延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第1 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正
 - 1 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ 育児休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。
 - 2 代替要員の確保措置
 - (1) 任命権者は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、臨時的任用は、当該請求に係る期間について1年を超えて行うことができない。
 - イ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用
 - ロ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用
 - (2) 任期を定めて職員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された職員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設ける。
 - 3 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ 部分休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。
- 第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

介護休暇の期間を、連続する6月の期間内に延長する。

第3 その他

- 1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附带決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 育児休業制度及び介護休暇制度が一層活用されるよう、代替要員の円滑な確保等、更なる環境の整備に努めること。
- 2 職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等 を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、 引き続き検討を行うこと。
- 3 男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、有効な対策を講ずること。 右決議する。

・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)

【要旨】

本法律案は、育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第1 地方公務員の育児休業等に関する事項
 - 1 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ 育児休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。
 - 2 代替要員の確保措置
 - (1) 任命権者は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、臨時的任用は、当該請求に係る期間について1年を超えて行うことができない。
 - イ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用
 - ロ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用
 - (2) 任期を定めて職員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された職員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設ける。
 - 3 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ 部分休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。

第2 その他

- 1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附带決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方公共団体において、育児休業制度及び介護休暇制度が一層活用されるよう、代替 要員の円滑な確保等、更なる環境の整備について、必要な助言を行うこと。
- 2 職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業及び国家公務員 における実態等を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在 り方について、引き続き検討を行うこと。
- 3 男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、地方公共団体に情報提供を行う 等、有効な対策を講ずること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 長期(1年超)所有上場特定株式等の特別控除の延長

道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、所有期間が1年を超える上場株式等(以下「長期所有上場特定株式等」という。)の譲渡をした場合において、長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の金額から100万円(当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除する特例の適用期限を平成17年12月31日まで延長する。

2 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ

道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成15年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、道府県民税100分の1.6、市町村民税100分の3.4の税率により課税する。

3 長期(1年超)所有上場株式等に係る特例の創設

道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式等(以下「長期所有上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等については、道府県民税100分の1、市町村民税100分の2の税率により課税する。

4 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設

道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡に係る譲渡損失の金額(平成15年1月1日以後の譲渡により生じたものに限り、前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 申告分離課税への一本化

道府県民税及び市町村民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等 に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成14年12月31日までとする。

6 施行期日

この法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、5の改正は、公布の日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成13年度分の総額の特例として、391億円を加算するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を1,173億6,115万8,000円増額する。
- 2 1の借入金のうち、391億3,057万9,000円については、その償還金に相当する額を平成19年度から平成28年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。
- 3 平成14年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例について所要の改正を行う。
- 4 本法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第151回国会閣法第65号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。

- 2 郵政官署における事務の取扱い
 - (1) 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵政官署において取り扱わせることができるものとする。
 - イ 戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し
 - ロ 納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
 - ハ 外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び当該請求に係る外国人登録原票 の写し等の引渡し
 - ニ 住民票の写し等の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
 - ホ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
 - へ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し
 - (2) (1) の協議については、地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとする。
 - (3) 地方公共団体は、(1)及び(2)の規定により地方公共団体の事務を郵政官署において 取り扱わせることとしたときは、その旨及び(1)の規約(以下「規約」という。)を告 示しなければならないものとする。

(4) 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により、規約を変更し、又は(1)の規定による郵政官署における事務の取扱いを廃止することができるものとする。この場合においては、(2)及び(3)の規定を準用するものとする。

3 規約

規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 2(1)に掲げる事務のうち郵政官署において取り扱う事務(以下「郵政官署取扱事務」という。)及び当該郵政官署取扱事務を取り扱う郵政官署の名称
- (2) 郵政官署取扱事務の取扱いの方法に関する事項
- (3) 郵政官署取扱事務に係る経費に関する事項
- (4) 郵政官署取扱事務を郵政官署において取り扱う期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに関し必要な事項

4 報告の請求及び指示

地方公共団体の長は、郵政官署取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、郵政事業庁長官(6の規定により、2の規定により規約を定める権限を委任した場合にあっては、当該権限を委任された者)に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

5 郵政事業庁長官の責務

郵政事業庁長官は、郵政官署取扱事務に従事する郵政官署の職員が当該郵政官署取扱 事務に関して知り得た情報を当該郵政官署取扱事務の取扱い以外の目的のために利用す ることを防止するために、必要な措置を講じなければならないものとする。

6 権限の委任

この法律に規定する郵政事業庁長官の権限は、総務省令で定めるところにより、地方郵政局、沖縄総合通信事務所又は郵便局の長に委任することができるものとする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) 所要の経過措置を設けるものとする。
- (3) 関係法律について所要の改正を行う。

【附带決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 郵政官署において、戸籍に関する事務等地方公共団体の特定の事務を取り扱うに当たっては、当該事務が、国民のプライバシーに密接な関連性があることにかんがみ、郵便局職員の研修及び教育に努める等、人権が侵害されることのないよう十分配慮すること。
- 2 住民の利便の増進を図る観点から、本法における地方公共団体の特定の事務について、 実施状況を十分注視しつつ、郵政官署以外での取扱いを検討すること。 右決議する。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第151回国会閣法第74号) 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにしようとすることを目的とする。

2 対象となる独立行政法人等

対象となる独立行政法人等は、独立行政法人のすべて(60法人)、特殊法人(61法人) 及び認可法人(24法人)とし、その名称をこの法律に掲げる。

3 法人文書の開示

- (1) 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、法人文書の開示を請求することができる。
- (2) 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない。
- (3) 不開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号) において定めるものと基本的に同様とし、個人情報等の各類型ごとに、その範囲をこの法律で定める。

4 開示請求の手続等

- (1) 開示請求は、開示請求をする者の氏名等及び開示請求に係る法人文書を特定するに 足りる事項を記載した開示請求書を提出してしなければならない。
- (2) 独立行政法人等は、原則として、開示請求があった日から30日以内に開示決定等をし、書面により通知しなければならない。
- (3) 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については独立行政法人等が定める方法により行う。

5 異議申立て等

- (1) 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。
- (2) 開示決定等について異議申立てがあったときは、異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開審査会に諮問しなければならない。

6 情報提供

独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等その保有する情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供する。

7 法人文書の管理等

独立行政法人等は、法人文書を適正に管理するとともに、開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる。

- 8 施行期日等
 - (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - (2) 政府は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号) 附則 第2項の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り 方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすることの重要性にかんがみ、指定法人等の情報公開について、検討を進めるとともに、本法の対象外とされた特殊法人及び認可法人においても、適切な情報提供を行うよう努めること。
- 2 対象法人は、開示請求権制度及び情報提供制度が的確に機能するよう、法人文書の適正な管理の確保を図るとともに、できる限り国民に分かりやすい情報の提供に努めること。
- 3 情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その体制の整備に十全を期すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(10件)

	1角定山石岸朱(10斤)	Τ					<u> </u>				
釆		先	提出	参議院			- 第	衆議院			
番号	件 名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決		
12	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	13. 10. 19	13. 11. 8	13. 11.20 可決 附帯	13. 11.21 可決	13, 10.31 総務	13. 11. 6 可決 附帯	13. 11. 8 可決		
13	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 19	11. 8	11.20 可決	11.21 可決	10.31 総務	11. 6 可決	11. 8 可決		
15	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限 及び発信者情報の開示に関する法律案	参	10. 30	10. 31	11. 6 可決 附帯	11. 9. 可決	11.14 総務	11.20 可決 附帯	11.22 可決		
16	国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般 職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一 部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 26	11.29 可決 附帯	11.30 可決	10.31 総務	11. 8 可決 附帯	11. 9 可決 _。		
17	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を 改正する法律案	衆	10. 30	11. 26	11.29 可決 附帯	11.30 可決	10.31 総務	11. 8 可決	11. 9 可決		
18	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 14	11.22 可決	11.26 可決	11. 2 総務	11. 7 可決	11. 8 可決		
			○13.11.14 参本会議趣旨説明 ○13.11.2 衆本会議趣旨説明								
22	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	11. 9	11. 14	11. 15 可決	11.16 可決	11. 9 総務	11. 13 可決	11. 13 可決		
151 回	地方自治法等の一部を改正する法律案	衆	3. 9	12. 7	継続審査		9.27 総務	12. 4 可決 附帯	12. 6 可決		
64			○13.12.7 参本会議趣旨説明 ○第151回国会 13.6.12 衆本会議趣旨説明								
151 回 65	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における 取扱いに関する法律案	衆	3. 9	11. 5	11. 8 可決 附帯	11. 9 可決	9.27 総務	10.30 可決 附帯	11. 1 可決		
151 回 74	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律案	衆	3. 16	11. 21	11. 27 可決 附帯	11.28 可決	9.27 総務	11. 1 可決 附帯	11. 2 可決		
		السسا				!					

(注) 附帯 附帯決議

【法務委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件(うち本院先議1件)、本院議員提出1件、衆議院議員提出2件の合計10件であり、内閣提出7件(うち本院先議1件)、衆議院議員提出2件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類15件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催を来年5月に控え、いわゆるフーリガン対策等が求められていることから、我が国で開催される国際競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもって暴行等を行う外国人を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑罰法令違反者等に係る退去強制事由を拡大し、併せて入国審査官による事実の調査に関する規定の整備等を行おうとするものである。質疑は、フーリガンと「国際会議で暴行を行うおそれのある者」等を同様に扱う理由、上陸拒否する際の基準、事実の調査を行うに当たって入国審査官が人権に配慮する必要性等について行われ、全会一致をもって可決された。なお、外国人犯罪対策に万全を期すること等を内容とする5項目の附帯決議を行った。

司法制度改革推進法案は、国の規制緩和等の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の 変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、本年6月に提出された司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとって行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務等を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、推進本部への国民の意見の反映方法、改革の経過をリアルタイムで公開する重要性、法曹養成の在り方と法科大学院の制度設計、司法予算を大幅に拡充する必要性等について質疑が行われ、また、4人の参考人から意見を聴取した。質疑終局後、共産及び社民の共同提案により、基本理念規定に「基本的人権の保障及び社会正義の実現を図る」との文言を加えること等を内容とする修正案が提出され、同修正案否決の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、顧問会議、検討会の内容等についてできる限りリアルタイム公開するよう努めること等を内容とする5項目の附帯決議を行った。

商法等の一部を改正する法律案は、株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予 約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の 行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする等の措置を講じよ うとするものであり、また、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に 関する法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関 係法律の整備を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、株式制度見直しの趣旨、新株予約権の有利発行に関する情報開示の重要性、会社関係書類の電子化に伴う安全性確保への配慮、小規模会社における計算書類の公開の実効性の確保等について質疑を行い、共産から両法

律案に対する反対討論が行われた後、いずれも多数をもって可決された。なお、商法等の一部を改正する法律案に対し、電磁的方法の信頼性・安全性の確保に努めること等を内容とする4項目の附帯決議を行った。

刑法の一部を改正する法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、飲酒運転や著しい高速度運転などの悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、自動車を運転して過失傷害罪を犯した者について、傷害が軽いときは情状により刑を免除することができる旨の規定を設けようとするものである。また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、公務所又は公私の団体に対する検察官等の照会権限について定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、刑法の一部を改正する法律案について3人の参考人から意見を聴取するとともに、危険運転致死傷罪及び刑の免除規定を新設した理由、悪質交通事犯に対する諸外国の法制、交通事故被害者・遺族に対する配慮の必要性、刑の執行のための照会権限を規定することの効果等について質疑が行われた。各参考人からは、今回の刑法改正を評価する発言が行われたが、東名高速で飲酒運転のトラックに追突され女児2人を亡くした井上参考人からは、刑の免除規定や免除の要件となる軽微な傷害の解釈について問題があること及び被害者・遺族に対する更なる情報開示が必要であることが指摘された。

採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決され、刑法の一部を改正する法律案に対し、危険運転致死傷罪の運用に当たって濫用されることのないよう留意するとともに、交通事犯一般についても事案の悪質性、危険性等の情状に応じた適切な処断が行われるよう努めること等を内容とする7項目の附帯決議を行った。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げようとするものである。質疑は、育児休業中の代替措置等環境整備の必要性、育児休業による再任への影響の有無、男性裁判官の育児休業が少ない理由等について行われ、全会一致で可決された。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化を行おうとするものである。また、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律家は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業協同組合法その他の関係法律の整備を行おうとするものである。

両法律案は、自民、公明、保守の3会派の共同提案による議員立法として、第151回国会に衆議院に提出され、継続審査とされていた。なお、衆議院において、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、取締役等の賠償限度額の見直し及び責任免除にかかる株主総会決議の方法等について修正が行われ、これに伴い、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案についても修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、取締役と従業員の賠償義務の均衡、 コーポーレート・ガバナンスに関する抜本的法改正の検討状況、取締役の責任軽減と報酬 に関する情報開示の必要性、取締役会活性化のための方策等について質疑が行われ、共産 から両法律案に対する反対討論が行われた後、いずれも多数をもって可決された。

平成8年2月、法制審議会は、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする 観点から、選択的別氏制の導入を軸とする民法改正案要綱を決定したが、政府案は未だ提 出に至っていない。民主、共産及び社民の参議院議員の発議による**民法の一部を改正する** 法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的 別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相 続分を嫡出子と同一とすることなどを内容とするものであるが、継続審査とされた。

(国政調査等)

10月11日、第152回国会閉会後に行われた委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。同日、森山法務大臣から法務行政の諸施策に関する件について説明を聴取した。

同月25日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、テロリズムへの対応、改正少年法の実施状況、犯罪被害者の保護、司法制度改革、選択的夫婦別氏制度、刑務所の過剰収容対策、IT社会における刑事司法の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

〇平成13年10月11日(木)(第1回)

- ○理事を選任した。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- ○派遣委員から報告を聴いた。
- ○法務行政の諸施策に関する件について森山法務大臣から説明を聴いた。

〇平成13年10月25日(木)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○テロリズムへの対応に関する件、改正少年法の実施状況に関する件、犯罪被害者の保護に関する件、司法制度改革に関する件、選択的夫婦別氏制度の導入に関する件、刑務所の過剰収容対策に関する件、IT社会における刑事司法の在り方に関する件等について森山法務大臣、中川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〇平成13年10月30日(火)(第3回)

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第14号)について森山法務 大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月1日(木)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第14号)について森山法務

大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無 反対会派 なし 欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- **司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)** について森山法務大臣から趣旨 説明を聴いた。
- ○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月6日(火)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)** について森山法務大臣、山名総 務大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑 を行った。

〇平成13年11月8日(木)(第6回)

- ○司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)について参考人京都大学大学院 法学研究科教授田中成明君、住商リース株式会社代表取締役副社長中川英彦君、主婦 連合会事務局長吉岡初子君及び弁護士野澤裕昭君から意見を聴いた後、各参考人に対 し質疑を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **司法制度改革推進法案(閣法第1号)(衆議院送付)** について森山法務大臣、政府参 考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由、無 反対会派 社民 欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年11月15日(木)(第7回)

○商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月20日(火)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考 人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。 (閣法第6号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 無

(閣法第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について附帯 決議を行った。

○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月22日(木)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局 に対し質疑を行った。

〇平成13年11月27日(火)(第10回)

- ○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について参考人被害者遺族井上郁美君、京都学園大学法学部教授川本哲郎君及び弁護士笠井治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第9号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付) について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月29日(木)(第11回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付) について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決 した。

(閣法第19号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無 反対会派 なし 欠席会派 無

〇平成13年12月4日(火)(第12回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (第151回国会衆第31号)(衆議院提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第151回国会衆第32号)(衆議院提出)

以上両案について発議者衆議院議員太田誠一君から趣旨説明を、衆議院における修 正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君から説明を聴いた後、発議者 衆議院議員保岡興治君、同太田誠一君、同谷口隆義君、修正案提出者衆議院議員佐 々木秀典君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討 論の後、いずれも可決した。

(第151回国会衆第31号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由、無

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

(第151回国会衆第32号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由、無

反对会派 共産、社民

欠席会派 無

〇平成13年12月6日(木)(第13回)

- ○請願第31号外14件を審査した。
- ○**民法の一部を改正する法律案(参第3号)**の継続審査要求書を提出することを決定した。
- ○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

司法制度改革推進法案(閣法第1号)

【要旨】

本法律案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化 に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、司法制度改革審議会の 意見の趣旨にのっとって行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その 基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改 革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおり である。

1 基本理念

司法制度改革は、①国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、②高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに③国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

2 国の責務

国は、1の基本理念にのっとり、司法制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び 実施する責務を有する。

3 日本弁護士連合会の責務

日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、1の基本理念にのっとって、司法制度改革の実現のため必要な取組を行うように努めるものとする。

4 基本方針

司法制度改革は、①裁判所における手続の一層の充実及び迅速化等を図り、②法曹人口の大幅な増加、法曹養成制度の見直し等を図り、③国民が刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図るとの基本方針に基づき推進されるものとし、政府は、基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

5 司法制度改革推進計画

政府は、司法制度改革に関し講ずべき措置について司法制度改革推進計画を定めなければならない。

- 6 司法制度改革推進本部
 - (1) 司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、司法制度改革推進本部を置く。
 - (2) 司法制度改革推進本部は、司法制度改革の推進に関する総合調整、計画の作成及び推進、法律案及び政令案の立案並びに関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事務をつかさどる。
 - (3) 司法制度改革推進本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣、本部員はその他のすべての国務大臣をもって充てる。

- (4) 司法制度改革推進本部の事務を処理させるため、事務局を置き、事務局長その他の 職員を置く。
- (5) 設置期限は、設置の日から3年間とする。
- 7 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 政府は、司法制度改革の推進に当たっては、司法制度改革審議会意見書の意見を尊重 するとともに、諸施策を策定・実施するに当たり広く利用者である国民の意思を反映す ることができるよう、司法制度改革推進本部に設置が予定されている顧問会議、検討会 の構成等に特段の配慮をすること。
- 2 政府は、顧問会議、検討会を運営するに当たっては、その経過と内容についてできる 限りリアルタイムで公開するよう努め、透明性を確保すること。
- 3 政府及び関係機関は、人権擁護と社会正義の実現の観点を踏まえ、司法制度改革審議会意見書の指摘する諸課題について、引き続き更なる調査、検討を進め、司法制度改革の推進に積極的に取り組むこと。
- 4 政府及び関係機関は、司法制度改革の緊急性にかんがみ、3年以内に主要な関連法案 の立案等を遂げるよう努めること。
- 5 政府は、司法制度改革を実効性あるものとするため、裁判所、検察庁等の人的・物的 体制の充実等を始め、万全の予算措置を行うよう努めること。 右決議する。

商法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

【要旨】

本法律案は、株式会社等の経営手段の多様化を図るため、新株予約権の制度を新設し、種類株式の制度の改善を図るとともに、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 新株予約権制度の新設
 - (1) あらかじめ定めた価額で会社の株式を取得することができる権利である「新株予約権」を新設する。
 - (2) 会社は、新株予約権を発行することができる。
 - (3) 新株予約権の無償付与となるストック・オプションについて、付与対象者、付与できる株式数、権利行使期間に関する制限を廃止するとともに、株主総会の授権決議における決議事項を簡素化する。
- 2 種類株式制度の見直し
 - (1) 会社は、株式の種類として、新たに、議決権を行使することができる事項につき内容の異なる数種の株式を発行することができる。
 - (2) 議決権制限株式の総数は、発行済株式総数の2分の1までとする。

- (3) 利益配当に関して内容の異なる種類株式については、定款でその配当の上限額その他算定の基準の要綱を定めたときは、定款をもって配当額を取締役会等で決定できる旨を定めることができる。
- (4) 株主総会の決議事項の全部又は一部について、その決議のほかに種類株主の総会の決議を要する旨を、定款をもって定めることができる。
- 3 株式の転換

会社側から強制的に転換をすることができる「強制転換条項付株式」を認め、株主側から転換を請求できる従前の「転換株式」を「転換予約権付株式」とする。

4 新株発行に関する規制緩和

株主総会における新株の有利発行決議の有効期間の延長、譲渡制限会社における発行 株式総数に関する制限の廃止等、新株発行に関する規制を緩和する。

- 5 会社関係書類の電子化等
 - (1) 会社は、定款や貸借対照表等の会社関係書類を電磁的方法により作成することができる。
 - (2) 株主総会の招集通知等の会社・株主間の通知、請求等についても、電磁的方法によることができる。
 - (3) 会社は、取締役会の決議をもって、株主総会に出席しない株主が電磁的方法により 議決権を行使可能である旨を定めることができる。
- 6 計算書類の公開方法の拡大

会社は、取締役会の決議をもって、貸借対照表又はその要旨の公告に代えて、電磁的 方法により貸借対照表を5年間開示する措置をとることができる。

7 施行期日

この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に伴い、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 ストック・オプションの付与対象者及び付与できる株式数の制限の撤廃に伴い、会社 による株価操作、インサイダー取引等が行われないよう監視体制を一層整備するととも に、株主以外の者に新株予約権を有利発行する場合には、これを必要とする理由を開示 することが株主保護の観点から重要であることについて、周知徹底を図ること。
- 2 ストック・オプション制度に係る税制については、税の公平性・所得の捕捉可能性等 を踏まえて整備すること。
- 3 会社関係書類の電子化、計算書類の公開制度の電子化等の導入に伴い、会社等が用いる電磁的方法の信頼性・安全性の確保に努めるとともに、個人情報の保護に十分留意するよう周知徹底を図ること。
- 4 株式会社の大多数を占める小規模会社においても、計算書類の公開の制度趣旨が十分 に理解され、その実施が図られるよう、その趣旨の周知徹底を図るとともに、この制度 を定着させるために必要な環境整備に努めること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか118の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

刑法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、飲酒運転や著しい高速度運転などの悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、過失による軽傷事犯における刑の裁量的免除の規定を設けようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 危険運転致死傷罪の新設

次に掲げる悪質・危険な自動車の運転行為により人を負傷させた者は10年以下の懲役 に処し、死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

- (1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- (2) 進行を制御することが困難な高速度で、又は進行を制御する技術を有しないで自動車を走行させる行為
- (3) 人又は車の通行を妨害する目的で、通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- (4) 赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 2 刑の裁量的免除

自動車の運転による業務上過失傷害罪を犯した者について、傷害が軽いときは情状に より刑を免除することができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 危険運転致死傷罪の創設が、悪質・危険な運転を行った者に対する罰則強化であることにかんがみ、その運用に当たっては、濫用されることのないよう留意するとともに、同罪に該当しない交通事犯一般についても事案の悪質性、危険性等の情状に応じた適切な処断が行われるよう努めること。
- 2 本法が四輪以上の自動車の運転者に対象を限定していることについては、自動二輪車 による事故の実態を踏まえて、その運転者をも本法の対象とする必要性につき引き続き 検討すること。
- 3 刑の裁量的免除規定については、事件の取扱いに際し、被害者の感情に適切な配慮を 払うとともに、軽傷事犯についても適正な捜査の遂行に遺憾なきを期すること。

- 4 交通事犯の被害者等に対する情報提供、精神的ケアなど被害者保護策について、更な る充実に努めること。
- 5 悪質・危険な運転行為を行った者について、運転免許にかかる欠格期間の在り方等を 含め更に幅広く検討を進めること。
- 6 飲酒運転等の悪質・危険な運転が引き起こす結果の重大さ、悲惨さにかんがみ、これ らの運転が許されないことについて国民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に 努めること。
- 7 本改正と併せて交通事故防止対策の観点から、道路交通環境の整備、交通安全教育の 徹底等交通安全施策を一層強力に推進すること。 右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

【要旨】

本法律案は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、検察官等の公務所又は公私の団体に対する照会権限について定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判の執行に関する公務所等に対する照会 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 2 その他 過料の裁判を検察官の命令によって執行することを定める非訟事件手続法、民事訴訟 法につき、1と同様の規定を設ける。
- 3 施行期日 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(先議)

【要旨】

本法律案は、ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催を控え、いわゆるフーリガンに対する効果的な対策等が求められていることから、我が国で開催される国際的な競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもって暴行等を行う外国人等を上陸拒否及び退去強制の対象とするとともに、外国人犯罪の現状にかんがみ、刑罰法令違反者等に係る退去強制事由を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 フーリガン等対策又は外国人犯罪対策のため、次の外国人を上陸拒否の対象に追加する。
 - (1) 国際的な競技会又は会議(国際競技会等)に関連して、殺傷、暴行等を行ったことにより、刑に処せられ、又は国外退去させられた者であって、国際競技会等の開催場所等において、殺傷、暴行等を行うおそれのあるもの
 - (2) 刑法等に定める一定の罪により懲役又は禁錮の判決の宣告を受けた者で、判決確定の日から5年未満のもの

- 2 フーリガン等対策、外国人犯罪対策又は偽変造文書対策のため、次の外国人を本邦からの退去強制の対象に追加する。
 - (1) 短期滞在資格を有する者で、国際競技会等に関連して、国際競技会等の開催場所等 において、殺傷、暴行等を行ったもの
 - (2) 一定の在留資格を有する者で、刑法等に定める一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの
 - (3) 他の外国人の上陸又は在留のために偽変造文書を作成等した者
- 3 外国人の上陸審査又は在留審査において、法務大臣が入国審査官に事実の調査を行わ せることができることとする。
- 4 事務処理の合理化を図るため、出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限 を、永住許可等に関するものを除き、地方入国管理局長に委任することができることと する。
- 5 この法律は、平成14年3月1日から施行する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 ワールドカップサッカー日韓共催大会の開催に当たっては、過去の開催国を始め諸外国との十分な情報交換に努め、あらゆる事態を想定しつつ、警察など関係機関の連携を密にして警備に万全を期すること。
- 2 来日・在留外国人の増加にかんがみ、出入国管理体制を格段に充実させ、その適正な 運用に努めるとともに、外国人犯罪対策に万全を期すること。
- 3 フーリガン等対策に当たっては、NGO(非政府組織)等が行う活動への過度の制約 とならないよう、その運用に十分配慮すること。
- 4 外国人の上陸又は在留に係る審査のための事実の調査に当たっては、調査対象者のプライバシーの保護等人権にも十分配慮すること。
- 5 難民支援が喫緊の課題となっている現状にかんがみ、国内における難民認定申請に際 し、その手続がより一層迅速かつ適切に行われるよう、その体制整備等に努めること。 右決議する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、育児休業の対象となる裁判官の養育する子の年齢を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を、1歳未満から3歳未満に引き上げる。
- 2 現行法下において既に育児休業をした者について、育児休業の対象となる子が3歳に 達するまで再度の育児休業を認めるなどの経過措置を定める。
- 3 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第151回国会衆第31号)

【要旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、監査役の機能の強化、取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第1 監査役の機能の強化
 - 1 監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければな らない。
 - 2 社外監査役の員数等

商法特例法上の大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上)において、監査役の半数以上は、その就任前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となったことがない者でなければならない。

- 3 監査役の任期
 - 監査役の任期を4年に延長する。
- 4 監査役の辞任に関する意見陳述権 監査役を辞任した者は、株主総会に出席し、その旨及び理由を述べることができる。 この場合においては、他の監査役も意見を述べることができる。
- 5 監査役の選任に関する監査役会の同意権及び提案権 商法特例法上の大会社の監査役を選任する場合について、監査役会に同意権及び提 案権を認める。
- 第2 取締役等の会社に対する責任の軽減
 - 1 取締役の責任の免除

原則として総株主の同意がなければ免除できないものとされている取締役の責任の うち、軽過失による法令定款違反の行為に関するものについては、以下のいずれかの 手続により報酬等の4年分(代表取締役は6年分、社外取締役は2年分)の額を超え る部分につき、これを免除することができる。

- (1) 株主総会の特別決議による免除 取締役は、特別決議を行う株主総会において、責任を免除すべき理由等を開示し なければならない。
- (2) 定款の規定に基づく取締役会決議による免除 定款の定めがあるときは、業務執行状況等を勘案して特に必要があると認める場合に限り、取締役会決議で免除できる。この場合において、決議後、総株主の議決権の100分の3以上を有する株主が異議申立期間内に異議を述べたときは、免除できない。
- (3) 定款の規定に基づく社外取締役との間の事前の責任限定契約

定款の定めがあるときは、社外取締役との間で、その取締役が契約後に会社に損害を与えても、あらかじめ定めた額と報酬の2年分の額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の契約をすることができる。

2 監査役の同意

1による免除又はそのための定款の変更の議案を株主総会に提出するには、監査役全員の同意を得なければならない。

3 免除後の退職慰労金の支給等

1による免除の後にその取締役に対し退職慰労金等を与えるとき又はその取締役が新株予約権を行使若しくは譲渡するときは、株主総会の承認を得なければならない。

- 4 監査役の会社に対する責任の免除1の(1)及び(2)並びに3は、監査役の責任について準用する。
- 第3 株主代表訴訟の合理化
 - 監査役の考慮期間の延長株主から取締役の責任追及の請求があった場合における監査役の考慮期間を、60日に延長する。
 - 2 訴訟上の和解における取締役の責任の免除 取締役の責任を追及する訴訟につき会社が和解をする場合については、総株主の同 意を得なくても取締役の責任を免除することができる。
 - 3 取締役を補助するために会社が行う参加の申出 会社は、取締役を補助するために株主代表訴訟に参加する旨の申出をする場合、監 査役全員の同意を得なければならない。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第151回国会衆第32号) 【要旨】

本法律案は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正 する法律の施行に伴い、農業協同組合法ほか16本の関係法律の規定を整備するとともに、 所要の経過措置を定めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(7件)

			28 (1)	ŧ	————— ⇒ 議 院	ć	衆 議 院				
番号	件名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決		
1	司法制度改革推進法案	衆	13. 9. 28	13. 10. 31	13. 11. 8 可決 附帯	13. 11. 9 可決	13. 10.18 法務	13. 10.26 可決 附帯	13. 10.30 可決		
			○13.10.31 参本会議趣旨説明 ○13.10.18 衆本会議趣旨説明								
6	商法等の一部を改正する法律案	衆	10. 5	11. 14	11.20 可決 附帯	11.21 可決	10.26 法務	11. 2 可決 附帯	11. 6 可決		
7	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備に関する法律案	衆	10. 12	11. 14	11.20 可決	11.21 可決	10.26 法務	11. 2 可決	11. 6 可決		
8	刑法の一部を改正する法律案	衆	10. 12	11. 20	11.27 可決 附帯	11. 28 可決	10.31 法務	11. 9 可決 附帯	11. 9 可決		
9	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案	衆	10. 12	11. 20	11.27 可決	11.28 可決	10.31 法務	11. 9 可決	11. 9 可決		
14	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法 律案	参	10. 26	10. 29	11. 1 可決 附帯	11. 2 可決	11. 15 法務	11.21 可決 附帯	11.22 可決		
19	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正す る法律案	衆	10. 30	11. 26	11. 29 可決	11.30 可決	11.8	11.16 可決	11.16 可決		

(注) 附带 附带決議

·本院議員提出法律案(1件)

		(E) (1) +#e		衆院	参 議 院			衆議院		
番号	件名 (提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会付託	委員会 議 決	本会議議決	
3	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外9名 (13.11.13)	13. 11. 15		13. 12. 4	継続	審査			

·衆議院議員提出法律案 (2件)

悉		提出者	子.供	本院	₩	参議院			衆議院		
番号	件名	(提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	
151 回 31	商法及び株式会社の監査等に関する商 法の特例に関する法律の一部を改正す る法律案	太田 誠一君 外4名 (13. 5.30)		13. 11. 29	13. 12. 3	13. 12. 4 可決	13. 12. 5 可決	13. 9.27 法務	13. 11.28 修正	13. 11.29 修正	
151 回 32	商法及び株式会社の監査等に関する商 法の特例に関する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う関係法律の整備に 関する法律案	太田 誠一君 外4名 (13.5.30)		11. 29	12. 3	12. 4 可決	12. 5 可決	9.27 法務	11.28 修正	11. 29 修正	

⁽注) 修正 修正議決

【外交防衛委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された案件は、条約4件(うち衆議院継続3件)、 内閣提出法律案6件及び承認案件1件であり、条約4件を承認し、法律案6件を可決し、 承認案件1件を承認した。

また、本委員会付託の請願16種類149件のうち、3種類27件を採択した。

[条約及び法律案等の審査]

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約は、人の死又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図をもって、爆発物その他の致死装置を公共の用に供される場所等に、不法かつ故意に設置する行為等を犯罪とし、その犯罪についての国外犯を含む裁判権の設定等について規定するものであり、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、条約を実施するため、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定及びこれらの行為等に係る国外犯処罰規定を設けるなどの国内法整備を行うものである。委員会においては、両案件を一括して議題とし、条約締結と国内法整備の意義、我が国に所在する国外犯の犯人又は容疑者に対する捜査方法、テロリストの定義と包括テロ防止条約作成交渉における政府の姿勢、化学兵器・生物兵器テロ対処への取り組み状況等について質疑を行い、条約は全会一致をもって承認し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決した。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び 訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書は、WTO協定に含まれている我が国の 譲許表に関し、米の関税化に伴う修正及び訂正を確認するものである。委員会においては、 我が国の譲許表の修正・訂正案に対するEU等の異議申立てと取下げ理由、米の関税化が 我が国農業に与える影響等について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定及び投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定は、いずれも我が国と両国との間の投資の促進及び保護を図るため、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産・事業活動等に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等について定めるものである。委員会においては、パキスタンの投資環境等について質疑を行い、モンゴルとの投資協定は全会一致をもって承認し、パキスタンとの投資協定は多数をもって承認した。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(テロ対策特別措置法案)は、平成13年9月11日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して、我が国が実施する措置等を定めるものであり、政府は協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動等の対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は

武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることの ない地域等で行うこと、対応措置を実施する際には閣議決定により基本計画を定め、国会 に報告すること、自衛隊が対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議し、その対応 措置につき国会の承認を求めること、諸外国の軍隊等から申し出があった場合、円滑な活 動実施に必要な物品の無償貸付け又は譲与ができること、協力支援活動等を行っている自 衛官は、自己、自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、自己の管理下に入った者の生命・ 身体を防護するため、一定の要件に従って武器の使用ができること等を主な内容とするも のである。また、**自衛隊法の一部を改正する法律案**は、米国で発生したテロリストによる 攻撃等にかんがみ、自衛隊の施設又は駐留米軍の施設・区域の警護に万全を期するため、 自衛隊の行動として、自衛隊の部隊等による警護出動の制度を新設すること、通常時にお ける自衛隊施設警護のための武器使用規定を整備すること、武装工作員の事案等に効果的 に対応するため、治安出動下令前に武器を携行する自衛隊の部隊による情報収集の制度を 設けること、治安出動時に武装工作員等を鎮圧するために行う武器使用及び海上警備行動 時等における船舶停船のために行う武器使用について、それぞれ人に危害を与えたとして も違法性が阻却されるよう規定を整備すること、我が国の防衛上特に秘匿することが必要 な秘密を防衛秘密と指定し、これを漏えいした場合の罰則を設けること等を主な内容とす るものである。

委員会においては、以上の2法律案を一括して議題とし、まず、小泉総理を始め全大臣 出席のもと、国土交通委員会及び内閣委員会との連合審査会を開会し、本委員会に付託さ れた2法律案と国土交通委員会に付託された海上保安庁法の一部を改正する法律案につい て、2日間にわたり質疑を行った。次いで、公聴会を開会し、6名の公述人から意見を聴 取した後、改めて所管大臣に対する質疑を行い、さらに、小泉総理の出席を求めて質疑を 行った。

連合審査会及び委員会においては、我が国がテロ撲滅の国際行動に参加する理由、派遣自衛官の安全確保のための武器使用基準と携行武器の種類、米軍への協力支援活動と戦闘行動との関係、外国領域における陸上輸送から武器弾薬を除外した理由、基本計画に定める事項への所要経費の追加、国連中心主義によるテロ事件の解決、アフガニスタンの和平、復興に向けた我が国の役割、生物テロに対する国内対策、警護出動の対象、警護出動に際しての武器使用の態様、治安出動下令前の自衛隊出動の要件、警護出動に当たっての警察と自衛隊の役割分担、原子力発電所等を警護出動の対象外とした理由、防衛秘密の定義、防衛秘密規定がマスコミの取材活動や国政調査活動に及ぼす影響、一定期間が経過した防衛秘密の指定解除等について質疑を行った。

質疑終局の後、民主党・新緑風会の木俣理事より、テロ対策特別措置法案に対し、基本計画に定める事項に、対応措置の実施に必要な経費を加えるとともに、原則として自衛隊の部隊等が実施する対応措置の実施前に国会の承認を得なければならないこととする旨の修正案が提出された。

次いで、討論の後、順次採決を行い、テロ対策特別措置法案は、修正案を否決した後、 多数をもって原案どおり可決し、自衛隊法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案 どおり可決した。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が行われた。 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛庁職員を国際機関等に派遣して従事させることができる業務として、国連の平和維持活動及び人道的精神に基づいて行われる地雷除去活動についての方針の策定、基準の設定、計画の作成等を追加するとともに、これらの業務は、政令で定める国連事務局の内部部局において行うものに限ることとするものである。委員会においては、国連PKO局に派遣する自衛官の人数及び期間、派遣によるメリット、PKO局軍事部に自衛官を派遣しなければならない理由等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、防衛庁の職員に特例一時金を支給すること等を定めるものである。 委員会においては、自営業の即応予備自衛官に対する給付金の支給等について質疑を行い、 討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して、適切かつ効果的に寄与するため、これまで我が国が行った国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、主に次の3点に関して、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正しようとするものである。第1は、武器の使用に係る防衛対象に、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を加えること、第2は、自衛隊法第95条の適用除外を解除し、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の自衛官に対し、武器等の防護のための武器の使用を認めること、第3は、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定、いわゆる「PKF本体業務の凍結」規定を廃止することである。

委員会においては、我が国が参加したPKOの教訓と今回の法改正の理由、PKF本体業務の凍結を解除する理由、武器使用要件の緩和と憲法上禁止される武力行使との関係、PKO参加5原則の武器使用と自衛隊法第95条による武器等の防護のための武器使用との関係、東チモールPKOに参加する場合の停戦合意と受入国の同意、PKO参加5原則の見直し、PKO要員の教育訓練と派遣自衛隊員の処遇等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件は、いわゆるテロ対策特別措置法に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動を実施することについて、同法第5条第1項の規定により、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、国会承認の求め方、自衛隊の活動に対するシビリアン・コントロールの確保、実施要項の非公開理由と国民への情報提供、派遣部隊の撤収手順と国会が撤収の判断をした場合の対応、艦船用燃料の譲与要請とその所要経費、米軍等による攻撃対象が拡大した場合の我が国の対応措置、派遣部隊に対する指揮・統制系統等について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月18日(木)(第1回)
 - ○理事を選任した。
 - ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - o 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月19日(金)(第2回)

○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法第3号)(衆議院送付)について福田内閣官房長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴き、

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について中谷防衛庁 長官から趣旨説明を聴いた。

- ○海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について国土交通委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について内閣委員会及び国土交通委員会からの連合審査会開会の申し入れがあった場合はこれを受諾することを決定した。

また、両案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

〇平成13年10月23日(火)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第1回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、森山法務大臣、扇国土交通大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、平沼経済産業大臣、村井国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、塩川財務大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月24日(水)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、同上田勇君、小泉内閣総理 大臣、柳澤金融担当大臣、村井国家公安委員会委員長、中谷防衛庁長官、福田内閣 官房長官、扇国土交通大臣、田中外務大臣、塩川財務大臣、坂口厚生労働大臣、尾 身沖縄及び北方対策担当大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行 った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

〇平成13年10月25日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)
 - 自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、福田内閣官房長官、中谷防 衛庁長官、田中外務大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月25日(木)(公聴会第1回)

○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

白衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

元統合幕僚会議議長 西元 徹也君

財団法人国際開発センター主任研究員 田中 浩一郎君

大阪大学大学院教授 坂元 一哉君

弁護士 吉田 健一君

神奈川大学法学部教授 阿部 浩己君

新しい憲法をつくる国民会議理事 小林 正君

〇平成13年10月26日(金)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、同上田勇君、小泉内閣総理 大臣、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、大村経済産業大臣政務 官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可 決した。

(閣法第3号) 賛成会派 自保、公明

反对会派 民主、共産、社民、自由

(閣法第4号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、社民、自由

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

〇平成13年11月6日(火)(第5回)

○ テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(衆議院送付)について田中外務大臣から趣旨説明を聴き、

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月8日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(衆議院送付)

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

以上両案件について田中外務大臣、森山法務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大 臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(衆議院送付)を承認すべきものと議決し、

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)を可決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

(閣法第20号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

○外務省人事及び機密費に関する件、北方領土交渉に関する件、テロ対策特措法の基本

計画に関する件、日本提案の核廃絶決議案に関する件、厚木基地の航空機騒音等に関する件、PKOに関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、駐留軍用地特措法に関する件、沖縄米軍基地に関する件、集団的自衛権に関する件等について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月15日(木)(第7回)

○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第10号)(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院 送付)

以上両案について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月20日(火)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第10号)(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

以上両案について中谷防衛庁長官、田中外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、 討論の後、いずれも可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由 反対会派 共産、社民

(閣法第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由 反対会派 共産

○投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(第151回国会閣条第5号)(衆議院送付)

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締 結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第6号)(衆議院送付)

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及 び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件 (第151回国会閣条第4号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月22日(木)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(第151回国会閣条第5号)(衆議院送付)

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第6号)(衆議院送付)

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及 び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

(第151回国会閣条第4号)(衆議院送付)

以上3件について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、植竹外務副大臣、岩永(浩)農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

(閣条第6号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由 反対会派 社民

(閣条第4号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由 反対会派 共産

〇平成13年11月29日(木)(第10回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第 1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民 救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)に ついて中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴き、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内 閣官房長官、杉浦外務副大臣、林田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、 討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、社民、自由

〇平成13年12月3日(月)(第11回)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 28号)(衆議院送付)について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年12月4日(火)(第12回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について田中外務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、 萩山防衛庁副長官、植竹外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑 を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第13回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 28号)(衆議院送付)について福田内閣官房長官、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、 杉浦外務副大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、 可決した。

(閣法第28号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、社民、自由

- ○請願第1号外26件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決 定し、第24号外121件を審査した。
- ○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認 を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

この条約は、爆弾を使用したテロ事件が続発する中で、同様のテロ事件の抑止に関する 国際協力の必要性が強く認識されるようになったことを背景として、1997年(平成9年) 12月にニュー・ヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものであり、前文、 本文24箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の適用上、「爆発物その他の致死装置」とは、(1)死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する爆発する 兵器若しくは装置又は焼夷兵器若しくは焼夷装置及び(2)毒性化学物質、生物剤、毒素 その他これらに類するもの、放射線又は放射性物質の放出、発散又は影響によって死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する兵器又は装置をいう。
- 2 死若しくは身体の重大な傷害又は施設等の広範な破壊を引き起こす意図をもって、公 共の用に供される場所等に、不法かつ故意に、爆発物その他の致死装置を到達させ、設 置し若しくは爆発させる行為又は爆発物その他の致死装置から発散させる行為、その未 遂、そのような行為への加担等を犯罪とする。
- 3 締約国は、前記2の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 4 締約国は、前記2の犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国の船舶内又は航空機内 で行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁 判権を設定するため、必要な措置をとる。また、締約国は、容疑者が自国の領域内に所 在し、かつ、この条約の規定に従って裁判権を設定した他の締約国に当該容疑者を引き 渡さない場合において、自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 5 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合 には、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置を とる。
- 6 容疑者が領域内に所在する締約国は、自国の裁判権を設定した締約国に当該容疑者を 引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 7 前記2の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。
- 8 締約国は、前記2の犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する 手続について、相互に最大限の援助を与える。

- 9 政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に関係することのみ を理由として、前記2の犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の 要請を拒否することはできない。
- 10 国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道 法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。国の軍隊がその公務の 遂行に当たって行う行動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この 条約によって規律されない。
- 11 この条約の解釈又は適用に関する紛争は、仲裁に付され又は国際司法裁判所に付託される。
- 12 この条約は、2001年(平成13年)5月23日に発効したが、発効後にこの条約を批准し、 受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その批准書、受諾書、承認書 又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第4号)

【要旨】

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲 許表に関し、米並びにこれを加工し及び(又は)調製した物品(以下「米等」という。) についての関税化の特例措置の適用の終了に伴う修正及び訂正を確認するためのものであ り、2000年(平成12年)11月27日、ジュネーヴにおいて世界貿易機関事務局により作成さ れた。

この確認書は、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

1 本文

- (1) 第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正は、1980年(昭和55年)3月26日に関税及び貿易に関する一般協定(ガット)の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- (2) この確認書に附属する譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。
- 2 第38表の日本国の譲許表の修正及び訂正
 - (1) 米等について、譲許税率を1999年(平成11年)4月1日から適用する。当該譲許税率は、基準税率を1キログラムにつき402円(品目により1キログラムにつき442円)、最終税率を1キログラムにつき341円(品目により1キログラムにつき375円)として、1995年(平成7年)4月1日に開始し2001年(平成13年)3月31日に終了する実施期間を通じて関税の引下げが毎年均等に分割して実施されていたならば適用されたであるうものを適用する。
 - (2) 米等を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書に含まれている「農業に関する協定」第5条の規定に基づく特別セーフガード(一定の条件の下における追

加の関税の賦課)措置をとることができる農産品として指定する。

(3) 米等についての最小限度のアクセス機会に係る割当数量を、1999年(平成11年(我が国の場合会計年度)) 64万4,300トン(精米換算数量)、2000年(平成12年(我が国の場合会計年度)) 68万2,200トン(精米換算数量)とする。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第5号)

【要旨】

この協定は、我が国とモンゴル国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、2001年(平成13年)2月15日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、最恵国待遇及び内国 民待遇が与えられる。
- 3 投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及 び最恵国待遇が与えられる。
- 4 投資家の投資財産及び収益は不断の保護及び保障を受け、公共のため等一定の要件を 満たす場合を除き、収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、これらの事項 に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 6 締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 7 投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。
- 8 投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的 な協議により解決されない場合には、当該紛争は、投資家の要請に基づき、投資紛争解 決条約の規定による調停又は仲裁若しくは投資紛争解決国際センターに係る追加的な制 度についての規則に基づく調停又は仲裁、又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則 に基づく仲裁のいずれか一方に付託される。また、この協定の解釈又は適用に関する両 締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。
- 9 投資に関連し又は影響を及ぼす法令等は速やかに公表する。
- 10 現地調達についての要求又は輸出若しくは輸入の制限に該当する措置その他の貿易に 関連する投資措置であって、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に適合しないもの はとってはならない。
- 11 この協定の目的を達成するために合同委員会を設置する。
- 12 この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第151回国会閣条第6号)

【要旨】

この協定は、我が国とパキスタン・イスラム共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、 投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的と して、1998年(平成10年)3月10日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、 本文14箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のと おりである。

- 1 投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、最恵国待遇及び内国 民待遇が与えられる。
- 3 投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及 び最恵国待遇が与えられる。
- 4 投資家の投資財産及び収益は不断の保護及び保障を受け、公共のため等一定の要件を 満たす場合を除き収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、これらの事項に 関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最惠国待遇が与えられる。
- 6 締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 7 投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。
- 8 投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的 な協議により解決されない場合には、当該紛争は、投資家の要請に基づき、投資紛争解 決条約の規定に従い調停又は仲裁に付託される。また、この協定の解釈又は適用に関す る両締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。
- 9 この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃 等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し て我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に 関する特別措置法案(閣法第3号)

【要旨】

本法律案は、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃が国際連合安全保障理事会決議第1368号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたこと等を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、当該攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置、関連する国際連合決議等に基づき我が国が人道的精神に基づい

て実施する措置、これらの措置の実施の手続その他の必要な事項を定めるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努める。
- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる公海及びその上空並びに外国の領域(当該外国の同意がある場合に限る。)において実施する。
- 4 協力支援活動は、諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の 措置であって、我が国が実施するものをいう。協力支援活動として行う自衛隊に属する 物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、 空港及び港湾業務並びに基地業務とする。なお、物品の提供には、武器・弾薬を含まな い。
- 5 捜索救助活動は、諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した 戦闘参加者の捜索又は救助を行う活動(輸送を含む。)であって、我が国が実施するも のをいう。
- 6 被災民救援活動は、テロ攻撃に関連し、国際連合等の決議又は要請に基づき、被災民 の救援のために実施する食糧、衣料、医薬品等の輸送、医療等の活動であって、我が国 が実施するものをいう。
- 7 内閣総理大臣は、対応措置を実施することが必要な場合には、基本計画につき閣議の決定を求める。
- 8 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定める。
- 9 防衛庁長官は、協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施する区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定める要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、実施区域の指定を変更し、又は活動の中断を命じなければならない。自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、実施区域の変更又は活動の中断の命令を待つ。
- 10 内閣総理大臣及び各省大臣等は、諸外国の軍隊等又は国際連合等から申出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品(武器・弾薬を除く。)を無償で貸し付け、又は譲与することができる。
- 11 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容等を、基本計画に 定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならな い。
- 12 協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己、 自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、同じく自己と共に現場に所在する者であって その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得

ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

- 13 この法律は、公布の日から施行し、施行日から2年後に効力を失う。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要がないと認められる場合には、速やかに廃止する。 また、必要がある場合には、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて 効力を延長することができる。
 - なお、衆議院において、次の修正が行われた。
- 1 内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民 救援活動については、これらの対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議し、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
- 2 協力支援活動として行う自衛隊による役務の提供のうち、物品の輸送には、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送を含まない。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。
- 2 国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的な テロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期する こと。
- 3 アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。
- 4 自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 5 国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から20日 以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、平成13年9月11日にアメリカ合衆国で発生したテロリストによる攻撃等にかんがみ、自衛隊の施設並びに駐留米軍の施設及び区域に対する自衛隊の部隊等による警護出動の制度の新設、治安出動下令前の武器を携行する部隊による情報収集の制度の整備、武装工作員等の事案や不審船の事案に効果的に対応するための武器使用権限等の整備、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密を防衛秘密に指定し、それを漏えいした場合の罰則の整備等を図るものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 自衛隊の施設等の警護
 - (1) 内閣総理大臣は、本邦内にある自衛隊の施設並びに駐留米軍の施設及び区域に対する破壊行為等による被害を防止するため特別の必要があると認めるときは、自衛隊の警護出動を命ずることができる。この場合、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議をさせた

上で、警護を行うべき施設又は区域及び期間を指定しなければならない。また、警護 の必要がなくなったと認める場合には、指定した期間内であっても、速やかに、部隊 等の撤収を命じなければならない。

- (2) 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の規定を準用する。
- (3) 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
- (4) 前記(2)及び(3)の権限は、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。
- (5) 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官が武器を使用するには、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。
- (6) 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であって、自衛隊の武器、弾薬、船舶、航空機、液体燃料等を保管、収容、整備するための施設設備、営舎、港湾、飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、武器を使用することができる。その場合には、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
- 2 武装工作員等の事案及び不審船の事案への対処
 - (1) 防衛庁長官は、治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。当該情報の収集に従事する自衛官は、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のため武器を使用することができる。その場合には、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
 - (2) 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が事態に応じ合理的に必要と判断される限度 で武器を使用し、結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却される場合 として、小銃、機関銃(機関けん銃を含む。)、砲、化学兵器、生物兵器等の武器を所 持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又は する高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当 な手段がない場合を追加する。
 - (3) 海上警備行動時等において、適確な立入検査を実施する目的で船舶の進行の停止を 繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお抵抗し、又は逃亡しようとする場合、 防衛庁長官が一定の要件に該当する事態であると認めたときは、当該船舶の進行を停止させるために海上警備行動等を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は武器を使用することができる。その結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却される。

3 秘密保全のための罰則強化

防衛庁長官は、自衛隊についての秘密事項のうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを防衛秘密として指定し、当該秘密の指定の方法等について定め、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛庁の職員以外の一定の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が業務上知得した防衛秘密を漏えいした場合等の処罰規定を設ける。

4 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。ただし、前記3は公布の日から起算して1年を超 えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附带決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやしくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。
- 2 自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活 用という視点から、必要に応じ今後検討すること。
- 3 防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を 侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

【要旨】

本法律案は、近い将来予定されている国際連合事務局における平和維持活動に対する体制強化等にかんがみ、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の規定に基づき防衛庁職員を派遣して従事させることができる業務として、国際連合事務局の内部部局であって政令で定めるものにおいて行う次の業務を追加することを内容とするものである。

- 1 国際連合の平和維持活動の方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成を行うこと。
- 2 人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の 供与を行うこと。
- 3 1 又は2の業務の遂行に必要な交渉若しくは調整又は調査若しくは研究を行うこと。
- 4 1、2又は3の業務の管理を行うこと。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号) 【要旨】

本法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものであり、当分の間、各年度の3月1日に在職する指定

職職員等以外の職員に対し、原則として3,756円の特例一時金を支給すること等を定める ものである。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第20号)

【要旨】

本法律案は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約を締結するため、公共の用に供する場所等において、人の死亡又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図で、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定及びこれらの行為等に係る国外犯処罰規定を設ける等の国内法整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 爆発物取締罰則、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(以下「生物兵器禁止法」という。)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)及びサリン等による人身被害の防止に関する法律について、所要の国外犯処罰規定を設ける。
- 2 生物兵器禁止法を改正し、生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該兵器に充てんされた生物剤又は毒素を発散させる行為及び生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為に対する処罰規定を設ける。
- 3 化学兵器禁止法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発 散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為に対する処罰規定を設ける。
- 4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を改正し、みだりに取り扱う ことによる放射線の発散罪等について、その対象物質を核燃料物質全般及び核燃料物質 によって汚染された物に拡大する。
- 5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律を改正し、放射性同位元素を 装備している機器等をみだりに操作すること等による放射線の発散罪について、人の財 産に危険を生じさせた場合にも拡大する。
- 6 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効 力を生ずる日から施行する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律 案(閣法第28号)

【要旨】

本法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律について、「武器の使用による防衛対象の拡大」、「自衛隊法第95条の適用除外の解除」及び「自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定の廃止」の3点に関して改正を行うものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 武器の使用に係る防衛対象に、自己と共に現場に所在するその職務を行うに伴い自己 の管理の下に入った者の生命又は身体を加える。
- 2 自衛隊法第95条の適用除外を解除し、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の 自衛官に対し、武器等の防護のための武器の使用を認める。
- 3 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定(いわゆる「国際連合平 和維持隊本体業務の凍結」規定)を廃止する。
- 4 この法律は、公布の日から施行する。ただし、武器の使用に係る改正規定は、公布の 日から起算して1月を経過した日から施行する。

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

【要旨】

本承認案件は、平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる 攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国 が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基 づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動を実施 することについて、同法第5条第1項の規定により、国会の承認を求めようとするもので ある。

なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は、以下のとおりである。

1 協力支援活動

米国、英国、オーストラリア並びにインド洋(ペルシャ湾を含む。以下同じ。)の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国。

2 搜索救助活動

1に掲げる協力支援活動を実施する国及び3に掲げる被災民救援活動を実施する国(インド洋の沿岸に所在する国に限る。)。

3 被災民救援活動

パキスタン並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経 由地となる国。

(4) 付託議案審議表

・条約 (4件)

77		先	ம்.	参	議隊	t t	衆 議 院			
番号	件名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の 締結について承認を求めるの件	衆	13. 10. 30	13. 11. 6	13. 11. 8 承認	13. 11. 9 承認	13. 10.30 テロ防止	13. 11. 1 承認	13. 11. 2 承認	
151 □ 4	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38 表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2000年11 月27日に作成された確認書の締結について承認を求め るの件	衆	3. 9	11. 19	11.22 承認	11.26 承認	9, 27 外務	11. 9	11.13 承認	
151 回 5	投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との 間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 1 9	11. 16	11.22 承認	11.26 承認	9.27 外務	11. 9 承認	11.13 承認	
151 回 6	投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イ スラム共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件	衆	3. 19	11. 16	11.22 承認	11.26 承認	9.27 外務	11. 9	11. 13 承認	

・内閣提出法律案(6件)

111		先	HE LLI	参	議院		衆	議院	
番号	件名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
3	- 3 古動に対して技か国か美施する措直及ひ関連す -	衆	13. 10. 5	13. 10. 19	13. 10.26 可決 附帯	13. 10.29 可決	13. 10.10 テロ防止	13. 10.16 修正 附帯	13. 10.18 修正
	る国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案		13. 10.13. 10.	19 参本会 29 福山哲	議趣旨説 前郎君外 2 :	明 ○13.10 名修正案提	0.10 衆本会 計 10.29		期
4	自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	10. 5	10. 19	10.26 可決 附帯	10.29 可決	10.10 テロ防止	10. 16 可決	10.18 可決
			o 13. 10.	19 参本会). 10 衆本会	会議趣旨説明			
10	国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等 に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 19	11. 14	11.20 可決	11.21 可決	10.30 安全保障	11. 6 可決	11. 8 可決
11	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改 正する法律案	衆	10. 19	11. 14	11. 20 可決	11. 21 可決	10.30 安全保障	11. 6 可決	11. 8 可決
20	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際 条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 案	衆	10, 30	11. 6	11. 8 可決	11. 9 可決	10.30 テロ防止	11. l 可決	11. 2 可決
28	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する	衆	11. 20	12. 3	12. 6 可決	12. 7 可決	11.22 安全保障	11.29 可決	11.30 可決
	法律の一部を改正する法律案		o 13 . 1	2.3 参本会	議趣旨説	明 ○13.11	1.22 衆本会	議趣旨説	明

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・国会の承認を求めるの件(1件)

307-		先	梅山	参	s 議 院	1	衆 議 院			
番号	件 名	先議院	提出月日	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1	平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成の措置及び関連する国際連合決議等に基項の規定に基づき、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間	衆	13. 11. 22	13. 11. 28	13. 11. 29 承認	13. 11.30 承認	13. 11. 22 テロ防止	13. 11.26 承認	13. 11.27 承認	

財政金融

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、衆議院議員提出 1件の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願12種類94件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

まず、銀行法等の一部を改正する法律案は、第151回国会に提出され衆議院で継続審査となっていたもので、最近の事業会社等の異業種による銀行業への参入やインターネット専業銀行やコンビニ等の店舗網にATMを設置するなど銀行業、保険業その他の金融業等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、銀行等の的確、公正かつ健全な経営を確保しつつ、我が国金融の活性化を図るため、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規制等について所要の見直しを行うものである。

委員会では、異業種から小規模の銀行を新規に参入させることの意義、業務指針に対するパブリックコメントへの金融当局の回答内容、システムインフラに関する監督及びルール整備等について質されたが、特に、「銀行の主要株主等の基準値をそれぞれ5%超、20%以上の株式所有者とする根拠」については、政府から「既に5%超の株主には証取法上の報告義務が課されており、20%以上についても銀行経営に影響を及ぼし得るものが不当に影響力を行使しないように、企業会計基準における実質影響力基準を認可制の目安」とした旨の答弁があった。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「金融機関に対し厳正な監督を行うこと」など3項目の附帯決議が付された。

次に、平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、平成13年度の一般会計補正予算の編成に当たり、本年度の国債発行額を30兆円以内にとどめようとする小泉内閣の基本方針を堅持し、公債発行額を1兆7,000億円以下に抑えた上で、歳入の不足を補うための平成12年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金(4,589億円)の処理について、財政法第6条第1項の規定の特例を定めるものである。

委員会では、「補正予算の歳入として剰余金の使用を選択した理由」が質され、塩川財務大臣から「数年かかろうがプライマリーバランスを維持する状態に持っていくという考えで、その第一の基準として30兆円を一つの目標にして予算を編成することとし、足りない部分として剰余金を使用することとした」旨の答弁があった。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

次の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案は、金融システムの構造改革という 観点から、銀行等が抱える株価変動リスクを限定し、業務の健全な運営を確保するため、 当分の間、銀行等による株式等の保有を自己資本の範囲内に制限するとともに、その制限 の実施に伴う銀行等による株式の市場売却が円滑に進められるようセーフティーネットと して、銀行等保有株式取得機構を設立するものである。 委員会では、銀行等の株式保有を自己資本のTier I の範囲内に制限する根拠、制限を「当分の間」とした理由等について質されたが、前者については、「自己資本の中でも最もコアな部分であるTier I と同額を上限として規制するのは、理論の問題というより一種の政策」であり、後者については、「バーゼルの銀行委員会の方でリスクウエイトをどうするかという議論がされておりそれを横目で見なければならない」との答弁があった。なお、参考人として、慶應義塾大学教授池尾和人君、東京大学大学院法学政治学研究科教授岩原神作君、全国銀行協会会長山本惠朗君を招致し、意見を聴取した。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

次の租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、証券市場の構造改革に資するため、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、緊急かつ異例の措置として、新規購入額が1,000万円までの要件を満たすなど、一定の上場株式等に係る譲渡益について非課税とする措置等を講ずるものである。

委員会では、今回の証券税制改正のねらいと効果、緊急投資優遇措置導入の是非等について質された。特に、申告制への一本化に伴い、手続の簡素化が望まれていることについて、金融庁が、「証券会社に適格口座を設定して、その中で実譲渡益に対応する税額の徴収をするという、申告不要制度を税制改正要望として出している」旨述べたのに対し、財務省は「我々も簡素な申告ということでは一致しているが、申告不要までは適当でない。いろいろな証券会社の複数の口座間でそれを通算して申告することは一社ではできないこと、そもそも証券会社で本当に所得がわかるのか、など難しい」面があると反論した。

また、本法律案に対しては、民主党・新緑風会から、緊急投資優遇措置を削除すること 等の修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原 案どおり可決すべきものとされた。

最後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員提出によるもので、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から入札により預金保険機構が資産の買取りを行うことができることとし、特定整理回収協定に含まれる事項として、買い取った資産は可能な限り3年を目途に回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること等を追加するとともに、資産の買取価格は時価によるものとするものである。

委員会では、整理回収機構(RCC)の機能拡充の意義とその効果、不良債権の買取価格を時価によるものとした理由、不良債権買取りに伴う「二次損失」発生の懸念、企業再建ファンドの仕組みと企業再生スキームの実効性等について質疑が行われたが、特に、整理回収機構の入札参加がサービサー等の民業圧迫になるのではないかとの問いが集中した。これに対し、発議者は、「今まで相対取引以外は認められていなかったが、我々は金融機関の不良債権売却の受け皿としてRCCを強化しようと考えた。入札についてもそれぞれのサービサーがRCCも含めて値決めをして入札するわけだから、結果としてRCCが落とすのか民間が落とすのか二通りあってしかるべきだし、企業を再生するという新しい機能も入れた」と主張した。なお、参考人として、明海大学経済学部教授高月昭年君、弁護士村松謙一君、メリルリンチ日本証券調査部シニアアナリスト山田能伸君を招致し、意見を聴取した。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

[国政調査等]

10月16日、去る6月5日に国会に提出された日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について、参考人速水日本銀行総裁から説明を聴取し、10月18日、同報告に対する質疑が行われ、日本経済のデフレスパイラルの認識の有無、量的緩和政策の実効性、インフレターゲッティング政策の是非、国債の保有を増やしている日銀の健全性等が問われた。この中で、速水総裁はインフレターゲットについて、「金融政策運営の透明性を高める意味ならばこれからの検討課題として位置付けることは必要だが、現在の我が国の物価動向や金融政策を取り巻く環境を踏まえると、現時点でこれを採用することは適当でない。さらに、デフレの国がインフレターゲットを立てるということは今までも前例がない」と述べた。

また、同日、塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣から財政政策、金融政策等についての発言を聴取した。塩川大臣は、「補正予算の財源は安易な国債増発によるべきではなく、臨機応変の対応を行いつつ、財政の基本である、入るをはかりて出るを制すという精神を堅持し、平成14年度における国債発行額30兆円以下と同様の方針で取り組みたい」と述べた。また、柳澤大臣は、不良債権処理への取組について、「他の分野における構造改革とあわせて推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る」と述べた。

さらに、10月25日、両大臣の発言等について質疑が行われ、構造改革と景気対策の優先順位、特別検査の結果の反映方法、中期財政展望の作成時期及び内容、追加補正予算策定の見通し、不良債権処理が経済回復に与える効果とそのプロセス、銀行の審査能力充実の必要性等が問われた。質疑の中で、国債発行30兆円を堅持する理由について、塩川大臣は、「高度経済成長の延長線において景気回復を図ろうとし、それなりの効果があったが、続けても新しい産業の活力が生まれない。変化をもたらすため財政上の仕組みもそれに合ったものにしなければならない。そこで、30兆は過去における国債発行の実績上最高額を天井にしたもので、政治的ではあるが、この程度で止めなければ国債の発行を抑制することができない」と説明した。また、3年後の不良債権正常化の意味について、柳澤大臣は、「不良債権の処理と言うと、全部不良債権が無くなるという誤解があるので、不良債権が貸出しに占める割合を4%に近いところにいかせるという意味で、正常化と言っている」と発言した。

(2) 委員会経過

〇平成13年10月4日(木)(第1回)

- ○理事の選任及び補欠選任を行った。
- ○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月16日(火)(第2回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

〇平成13年10月18日(木)(第3回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作彌君、同銀行理事増渕 稔君及び同銀行理事黒田巖君に対し質疑を行った。

〇平成13年10月25日(木)(第4回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○構造改革と財政政策に関する件、今後の経済見通しに関する件、不良債権の処理に関する件、日本銀行の金融調節に関する件等について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、横内法務副大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。
- ○銀行法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第60号)(衆議院送付)について 柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年10月30日(火)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○銀行法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第60号)(衆議院送付)について 柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、 参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行政策委員会審議委員中原眞君、同銀行理事黒田 巖君及び同銀行政策委員会審議委員田谷禎三君に対し質疑を行った。

〇平成13年11月1日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○銀行法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第60号)(衆議院送付)について 柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人 に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(第151回国会閣法第60号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無会 反対会派 共産 なお、附帯決議を行った。

〇平成13年11月6日(火)(第7回)

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月8日(木)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月13日(火)(第9回)

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について参考人慶應義塾大学経済学部教授池尾和人君、東京大学大学院法学政治学研究科教授治原紳作君及び全国銀行協会会長山本惠朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月15日(木)(第10回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第23号)(衆 議院送付)について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、尾辻財務副大臣及び 政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第23号) 賛成会派 自保、公明 反対会派 民主、共産、社民、自由 欠席会派 無会

〇平成13年11月20日(火)(第11回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、村上財務副大臣、政府参考 人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第2号) 賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民、自由

○ 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について塩 川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月22日(木)(第12回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について塩 川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人 に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第21号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会 反対会派 共産、社民、自由

〇平成13年12月4日(火)(第13回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号) (衆議院提出)について発議者衆議院議員相沢英之君から趣旨説明を聴き、同塩崎恭 久君、同根本匠君、同金子一義君、同相沢英之君、同石井啓一君、同津島雄二君、同 小池百合子君、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、村田内閣府副大臣、 横内法務副大臣、政府参考人及び参考人株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明 夫君に対し質疑を行った。

〇平成13年12月5日(水)(第14回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号) (衆議院提出)について参考人明海大学経済学部教授高月昭年君、弁護士村松謙一君 及びメリルリンチ日本証券調査部シニアアナリスト山田能伸君から意見を聴いた後、 各参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第15回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号) (衆議院提出)について発議者衆議院議員津島雄二君、同塩崎恭久君、同谷口隆義君、 同根本匠君、柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人、参 考人株式会社整理回収機構代表取締役社長鬼追明夫君、預金保険機構理事長松田昇君 及び日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第4号) 賛成会派 自保、公明、無会 反対会派 民主、共産、社民、自由

- ○請願第16号外93件を審査した。
- ○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(閣法第2号)

【要旨】

本法律案は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、 銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限 するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分の円滑を図ろうとするもの であり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

銀行等とは、銀行、長期信用銀行、農林中央金庫又は信用金庫連合会をいう。

- 2 銀行等による株式等の保有の制限
 - (1)銀行等及びその子会社等は、当分の間、株式その他これに準ずるもの(以下「株式等」という。)については、合算して、その自己資本に相当する額(以下「株式等保有限度額」という。)を超える額を保有してはならない。ただし、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、あらかじめ主務大臣の承認を得て、当該株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる。
 - (2) 銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社についても(1)を準用する。
- 3 銀行等保有株式取得機構
 - (1) 2の規定の実施に伴い、銀行等の保有株式の短期間かつ大量の処分により、株価の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)を設立し、銀行等の保有株式の買取り等の業務を行わせ、銀行等による株式の処分の円滑を図る。
 - (2) 機構は、一を限り設立される認可法人とするほか、機構の設立、解散及びその他機構の運営に関する所要の規定を設ける。
 - (3) 機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限る。また、機構に役員を置くほか、運営委員会を設置する。
 - (4)機構は、会員の保有する株式の買取り並びに当該買い取った株式の管理及び処分、 会員の保有する株式の売付けの媒介、拠出金及び手数料の収納及び管理、並びにこれ らの業務に附帯する業務を行うとともに、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、 信託銀行等に対し、その業務の一部を委託できる。
 - (5) 株式の買取り及び株式の売付けの媒介は、平成18年9月30日まで行うことができる。
 - (6) 株式の買取り(買い取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして 政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。)は、上場株式 又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であること等の要件を満たしている場 合に限られる。
 - (7) 機構の会員は、機構に対し、拠出金(当初拠出金)を納付しなければならず、当該 拠出金の総額は、100億円を下回ってはならない。また、特別株式買取りの申込みを した会員は、当該株式の買取価額の8%を、機構に対し、拠出金(売却時拠出金)と して納付しなければならない。
 - (8) 機構は、特別株式買取りに係る業務を経理する勘定(特別勘定)とそれ以外の業務

を経理する勘定(一般勘定)を設け、区分経理を行う。また、特別株式買取りとして 買い取った株式をすべて処分したときは、特別勘定を廃止し、特別勘定に属する資産 及び負債を一般勘定に帰属させる。

- (9) 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関から資金の借入れ又は債券の発行ができる。また、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の借入れ又は債券の発行に係る債務(特別勘定に係るものに限る。)を保証できる。
- (10) 内閣総理大臣及び財務大臣による、機構に対する監督、命令及び立入検査に関する規定を設ける。
- (11) 機構の解散時において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合には、当初拠 出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額の2倍に相当する額を上限として会員に残 余財産の分配を行うほか、その上なお残余財産がある場合には、国庫に納付する。ま た、債務超過の場合には、政府は、予算で定める金額の範囲内において、その額の全 部又は一部に相当する額を補助することができる。

4 その他

- (1) 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。) を金融庁長官 に委任する。
- (2) 役員等の秘密保持義務等に関して、所要の罰則規定を設ける。
- (3) この法律は、2については、平成16年9月30日から施行する。その他の規定については、一部を除き、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (4) その他関係法律の整備を行うほか、経過措置等に関する規定を設ける。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

【要旨】

本法律案は、証券市場の構造改革に資するため、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、緊急かつ異例の措置として、新規購入額1,000万円までの要件を満たすなど、一定の上場株式等に係る譲渡益について、非課税とする措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 上場株式等に係る申告分離課税の見直し等

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を平成14年12月31日をもって廃止 し、申告分離課税に一本化するとともに、上場株式等に係る申告分離課税について、以 下の見直しを行う。

- (1) 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ 平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合の申告分離課税の税率を15%に 引き下げる。
- (2) 長期所有上場株式等に係る暫定税率の特例の創設
 - (1)にかかわらず、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に所有期間が 1年を超える上場株式等を譲渡した場合の税率を7%とする。この場合において、現

行の公開株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例は、適用しない。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設

平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認める。

- (4) 長期所有特定上場株式等に係る100万円特別控除の特例の延長 所有期間が1年を超える特定の上場株式等に係る譲渡所得の100万円特別控除の特 例の適用期限を平成17年12月31日まで延長する。
- (5) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例の創設 平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡をした上場株式等で平成13年9月30日以前に取得したものの取得費については、平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることができる。
- 2 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設

この非課税措置の施行の日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、 平成17年1月1日から平成19年12月31日までの3年間に譲渡した場合で、購入額の合計 額が1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益については、所得税を課さない。

3 施行期日

この法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、源泉分離選択課税の廃止及び 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置に係る改正は、公布の日から施行する。

平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法 第23号)

【要旨】

本法律案は、平成13年度一般会計補正予算(第1号)の編成に当たり、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還 財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成12年度の 剰余金については適用しない。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

銀行法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第60号)

【要旨】

本法律案は、最近における銀行業、保険業その他の金融業等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、銀行等の的確、公正かつ健全な経営を確保しつつ、我が国金融の活性化を図るための環境を整備する必要性にかんがみ、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規定等について所要の措置を講ずるものであり、その主な

内容は次のとおりである。

- 1 主要株主等に関するルール整備
 - (1)銀行等の発行済株式の5%を超える株式の所有者について、株式所有の届出を行う とともに、原則20%以上の株式の所有者については、主要株主と位置付け、株式取得 の目的、財務面の健全性及び社会的信用等に基づいて、あらかじめ認可を受ける。
 - (2)(1)の株主に対し、必要な場合における報告等の徴求や立入検査等の監督の仕組みを設ける。
 - (3) 銀行等の経営が悪化した場合で、何らかの措置により経営改善が見込まれるときには、50%を超える株式を所有する主要株主に対し、当該銀行等の経営の健全性確保のための措置を求めることができる。
 - (4) 銀行等が行うことが禁止されている不利益取引等の規制対象となる特定関係者に主要株主を加えるほか、主要株主等の虚偽報告に対する罰則の整備等を行う。
- 2 銀行業等における規制緩和
 - (1) 銀行の営業所の設置等について、認可制を届出制に改めるとともに、銀行の免許審査における需給調整規定を削除する。
 - (2) 銀行業の他業禁止の趣旨を踏まえつつ、普通銀行等の本体での信託業務を解禁する。
 - (3)銀行、保険会社及び協同組織金融機関について、子会社における従属業務と金融関連業務の兼営を認めるとともに、協同組織金融機関の事務所に係る規制の見直しを行う。
- 3 施行期日
 - (1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - (2) なお、衆議院において本法律案の一部の規定の施行期日について修正がなされた。

【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中小企業等に対するいわゆる貸し渋り問題や金融機関経営者の経営姿勢等をめぐり国 民の金融機関を見る目が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、公共性を有する金融 機関にその自覚を促すとともに、公的資金を注入している金融機関がある事実をも踏ま え、金融機関に対して厳正な監督を行うこと。
- 一 いわゆる「機関銀行化」の弊害を防止するため、特段の注意を払うこと。
- 一「主要株主」の認可に当たっては、当局の裁量によることなく、事前に判定のルールを明示し、十分な透明性を確保すること。

右決議する。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第4号)

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を促進するため、金融機関等から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に預

金保険機構が資産の買取りを行うことができることとし、特定整理回収協定に含まれる事項として買い取った資産について可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること等を追加するとともに、資産の買取価格は時価によるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 資産の買取方法の多様化

預金保険機構は、平成16年3月31日までに健全金融機関等から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合に、入札への参加により健全金融機関等から資産を買い取ることができる。

2 特定整理回収協定に含まれる事項の追加

特定整理回収協定に含まれる事項に次の事項を追加する。

特定協定銀行は、健全金融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様化に努め、当該資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行うよう努めること。その際、特定協定銀行は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

3 資産の買取価格決定方式の弾力化

金融機関等の資産を買い取る場合又は当該資産の買取りに係る入札に参加する場合の価格は、時価によるものとする。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) その他所要の改正を行う。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(4件)

32		先	ш	力	議院	<u> </u>	衆	衆 議 院				
番号	件 名	先議院	提出月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決			
2	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案	衆	13. 9. 28	13. 11. 2	13. 11.20 可決	13. 11.21 可決	13. 10.19 財務金融	13. 10.31 可決	13. 11. 1 可決			
			○13.11.2 参本会議趣旨説明 ○13.10.19 衆本会議趣旨説明									
21	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 14	11.22 可決	11.26 可決	11. 2 財務金融	11. 6 可決	11. 8 可決			
<u></u>			○13.11.14 参本会議趣旨説明 ○13.11.2 衆本会議趣旨説明									
23	平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の 特例に関する法律案	衆	11. 9	11. 14	11. 15 可決	11.16 可決	11. 9 財務金融	11.13 可決	11.13 可決			
151 回		衆	3. 6	10. 22	11. 1 可決 附帯	11. 2 可決	9.27 財務金融	10.17 修正 附帯	10.18 修正			
60			○13.10.22 参本会議趣旨説明 ○第151回国会 13.6.15 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案 (1件)

釆	提出 学 子供	本院	参議院			衆 議 院				
番号	件 名	提出者(提出月日)	予備 送付	への 提出	委会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決
4	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案	相沢 英之君 外7名 (13.10.30)	13. 10. 31	13. 11. 30	13. 12. 3	13. 12. 6 可決	13. 12. 7 可決	13. 11.20 財務金融	13. 11.30 可決	13. 11.30 可決

文教科学

【文教科学委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院文部科学委員長提出1件、 衆議院議員提出2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類109件のうち、4種類37件を採択した。

〔法律案の審査〕

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案は、平成14年 に開催されるワールドカップサッカー大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の運 営に関し必要な業務に従事することにより国際サッカー連盟から支払を受ける給与等につ いて、所得税等の非課税措置を講じようとするものである。

委員会においては、衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。

文化芸術振興基本法案は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものである。

委員会においては、今後の文化芸術活動の振興策について質疑が行われた後、全会一致 をもって可決した。なお、本法律案に対して、7項目の附帯決議が付された。

子どもの読書活動の推進に関する法律案は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにすること等により、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、読書活動推進の意義、学校図書館の充実策、読書環境の整備等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決した。

[国政調査等]

10月30日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、大学の構造改革、教科書の採択制度、子どもの生きる力を育む上で果たすべき文教行政の役割、高等教育における学生への経済支援、教育諸条件整備、就学指導の在り方、授業料減免事業の周知、教員の労働時間適正化、高等教育における専門家養成、義務教育についての行政責任の所在等の問題が取り上げられた。

11月20日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、スポーツ振興、学校経営の在り方、ITER(国際熱核融合炉)計画への我が国の対応、総合的学習の時間の在り方、大学教育における聴覚障害者への対応、生涯学習と大学教育の在り方、国立大学の独立行政法人化等の問題が取り上げられた。

11月27日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、学力低下問題に関する件を議題とし、参考人として、株式会社オージス総研代表取締役会長・社団法人大阪工業会産業政策委員長下谷昌久君、新しい社会科「よのなか」科提唱者藤原和博君、東京大学大学院教育学研究科長藤田英典君、大東文化大学教授村山士郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

〇平成13年10月25日(木)(第1回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月30日(火)(第2回)

- O政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○大学の構造改革に関する件、教科書の採択制度に関する件、子どもの生きる力を育む 上で果たすべき文教行政の役割に関する件、高等教育における学生への経済支援に関 する件、教育諸条件整備に関する件、就学指導の在り方に関する件、授業料減免事業 の周知に関する件、教員の労働時間適正化に関する件、高等教育における専門家養成 に関する件、義務教育についての行政責任の所在に関する件等について遠山文部科学 大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月20日(火)(第3回)

○平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第5号) (衆議院提出) について提出者衆議院文部科学委員長高市早苗君から趣旨説明を聴い た後、可決した。

(衆第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○スポーツ振興に関する件、学校経営の在り方に関する件、ITER(国際熱核融合炉) 計画への我が国の対応に関する件、総合的学習の時間の在り方に関する件、大学教育 における聴覚障害者への対応に関する件、生涯学習と大学教育の在り方に関する件、 国立大学の独立行政法人化に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副 大臣、青山文部科学副大臣、加納文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行っ た。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月27日(火)(第4回)

- ○学力低下問題に関する件について参考人株式会社オージス総研代表取締役会長・社団 法人大阪工業会産業政策委員長下谷昌久君、新しい社会科「よのなか」科提唱者藤原 和博君、東京大学大学院教育学研究科長藤田英典君及び大東文化大学教授村山士郎君 から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- ○文化芸術振興基本法案(衆第12号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員斉藤斗 志二君から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月29日(木)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○文化芸術振興基本法案(衆第12号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員中野寛 成君、同斉藤斗志二君、遠山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可 決した。

(衆第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年12月4日(火)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○子どもの読書活動の推進に関する法律案(衆第18号)(衆議院提出)について発議者 衆議院議員河村建夫君から趣旨説明を聴き、同君、発議者衆議院議員西博義君、同肥 田美代子君、同小野晋也君、同松浪健四郎君、遠山文部科学大臣及び政府参考人に対 し質疑を行った後、可決した。

(衆第18号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由 反対会派 共産 欠席会派 社民

〇平成13年12月6日(木)(第7回)

- ○請願第399号外36件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査 決定し、第5号外71件を審査した。
- ○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出する ことを決定した。
- ○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。
- (3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案 (衆第5号)

【要旨】

本法律案は、平成14年に開催されるワールドカップサッカー大会の円滑な準備及び運営 に資するため、税制上の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとお りである。

- 1 所得税等の非課税
 - (1) 大会を主催する国際サッカー連盟(以下「連盟」という。)から大会参加資格認定 証を交付された者のうち次に掲げる者(所得税法に規定する非居住者に限る。)が、 大会の運営に関し必要な業務に従事することに基因して連盟から支払を受ける給与そ の他人的役務の提供に対する報酬については、所得税を課さないものとすること。
 - ① 連盟の役員及び職員並びに連盟に置かれる委員会の委員
 - ② 大会の試合の審判員
 - ③ ①及び②のほか、大会の運営に関し必要な業務に従事する者
 - (2) 外国サッカー協会が、大会に選手団を派遣することに対して連盟から支払を受ける対価については、所得税及び法人税を課さないものとすること。
 - (3) 外国サッカー協会に対しては、大会開催期間を含む事業年度分の道府県民税(道府

県民税たる都民税を含む。)又は市町村民税(市町村民税たる都民税を含む。)の均等割を課することができないものとすること。ただし、外国サッカー協会が大会開催期間を含む事業年度において大会への選手団の派遣に係る事業以外の事業を行う場合は、この限りでないものとすること。

- (4) 外国サッカー協会が、大会に選手団を派遣することに対して連盟から支払を受ける対価については、事業税を課することができないものとすること。
- (5) 外国サッカー協会が大会開催期間を含む事業年度において行う事業のうち大会への 選手団の派遣に係る事業については、事業に係る事業所税を課することができないも のとすること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

文化芸術振興基本法案 (衆第12号)

【要旨】

本法律案は前文及び本則35箇条から成るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とすること。

2 基本理念

- (1) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならないこと。
- (2) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならないこと。
- (3) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないこと。
- (4) 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならないこと。
- (5) 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならないこと。
- (6) 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われる

よう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならないこと。

- (7) 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならないこと。
- (8) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならないこと。
- 3 国及び地方公共団体の責務

2の基本理念にのっとり、国は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

4 法制上の措置等

政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

5 基本方針

政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めなければならないこと。

- 6 文化芸術の振興に関する基本的施策
 - (1) 国の基本的施策として、文化芸術の各分野の振興、地域における文化芸術の振興、 国際交流等の推進、芸術家等の養成及び確保、国語についての理解、著作権等の保護 及び利用、国民の鑑賞等の機会の充実、劇場・美術館等の充実、民間の支援活動の活 性化、政策形成への民意の反映等について定めること。
 - (2) 地方公共団体の基本的施策として、国の基本的施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めることを定めること。
- 7 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

【附带決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を 適切に講ずること。
- 2 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること
- 3 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 4 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

- 5 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体 文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 6 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- 7 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案(衆第18号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものとすること。

2 基本理念

子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないものとすること。

3 国の責務

国は、2の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の 推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。

4 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとすること。

5 事業者の努力

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとすること。

6 保護者の役割

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極 的な役割を果たすものとすること。

7 子ども読書活動推進基本計画

(1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。)を策定しなければならないものとすること。

- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に 報告するとともに、公表しなければならないものとすること。
- 8 都道府県子ども読書活動推進計画等
 - (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならないものとすること。
 - (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとすること。

9 子ども読書の日

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子ども が積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けるものとすること。
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とするものとすること。
- (3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないものとすること。

10 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

11 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(4) 付託議案審議表

·衆議院議員提出法律案(3件)

777		相山本	工/ 性	予備を応える		炭 参議院		衆議院		
番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	への提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議議決
5	平成14年ワールドカップサッカー大会 特別措置法の一部を改正する法律案	文部科学委員長 高市 早苗君 (13.11.7)		13. 11. 8	13. 11. 14	13. 11.20 可決	13. 11.21 可決			13. 11. 8 可決
12	文化芸術振興基本法案	斉藤 斗志二君 外15名 (13.11.16)	11 . Ì9	11. 22	11. 26	11.29 可決 附帯	11.30 可決	11.19 文部科学	11.21 可決 附帯	11. 22 可決
18	子どもの読書活動の推進に関する法律 案	河村 建夫君 外 7 名 (13.11.26)	11.27	11. 29	11. 29	12. 4 可決	12. 5 可決	11.27 文部科学	11.28 可決 附帯	11. 29 可決

(注) 附带 附带決議

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件(うち衆議院継続2件)、本院議員提出3件、衆議院議員提出2件(うち衆議院継続1件)の合計8件であり、このうち、内閣提出3件、本院議員提出1件、衆議院議員提出2件の合計6件を可決した。

また、本委員会付託の請願44種類786件のうち、6種類274件を採択した。

[法律案の審査]

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の 創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案は、雇用環境が一層悪 化することが見込まれることから、特に再就職が困難な中高年齢者の雇用の促進等を図る ため、臨時特例的に、中高年齢者に対して職業訓練を受講するための給付を拡充するとと もに、中高年齢者の派遣期間の延長等を行うものである。委員会においては、派遣期間延 長による雇用創出効果、ワークシェアリング導入に対する政府の方針及び緊急地域雇用特 別交付金事業の在り方等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を 代表して小池委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ本法律案に反 対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。 なお、4項目にわたる附帯決議が付された。

予防接種法の一部を改正する法律案は、第151回及び第152回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、最近の高齢者のインフルエンザの発生状況等にかんがみ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とするとともに、対象疾病を類型化し、予防接種の健康被害救済制度及び予防接種の推進を図るための指針等について所要の措置を講じようとするものである。衆議院において、一類疾病及び二類疾病の定義を明確化すること、施行期日を公布の日に改めること、検討条項を追加すること及びインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定することを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、予診及びインフォームド・コンセントの徹底、ワクチンの有効性及び安全性の確保、費用負担の在り方、老人福祉施設等におけるインフルエンザ対策等について、質疑が行われた後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、3項目にわたる附帯決議が付された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、第151回及び第152回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、少子化等が急速に進展する中で、労働者が就業しつつ子の養育等を行うことを容易にするための環境の整備等を図るため、育児休業等の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、育児等を行う労働者への時間外労働の制限及び子の看護のための休暇制度導入についての事業主の努力義務等の措置を講じようとするものである。衆議院において、施行期日を公布の日に改めること、子の看護のための休暇制度の普及のための努力を促進すること及び検討条項を追加することを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、育児休業等の取得等による不利益取扱いの具体的内容、男性労働者の育児休業取得の促進のための施策、子の看護のための休暇制度の義務化の必要性及び育児休業等の適用対象の範囲の拡大等について質疑が行われた。質疑を終局した後、川橋委員より、同委員、井上委員、大脇委員及び森委員の共同提案による、事業主の努力義務としている子の看護のための休暇の措置を事業主の義務とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、これらに併せて「助産婦」を「助産師」とするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、名称変更の理由、男性による助産業務の是非及び教育養成課程の充実の必要性等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、3項目にわたる附帯決議が付された。

児童福祉法の一部を改正する法律案は、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り 巻く環境が大きく変化している中でも、地域において児童が安心して健やかに成長するこ とができるような環境を整備するため、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、認可外 保育施設が提供するサービスに関する情報の公開、認可保育所整備促進のための公設民営 方式の推進等の措置を講ずるとともに、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化及 びその資質の向上等を図ろうとするものである。委員会においては、認可外保育施設の認 可保育所への移行方策、公設民営方式の問題点及び保育の質の確保の重要性等について質 疑が行われた後、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より本法律案に反 対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。 なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、第151回及び第152回国会において衆議院で継続審査に付されたものであるが、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、新たに、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を追加する等所要の措置を講ずるものである。委員会においては、法改正により期待される効果及び登録制度と規制緩和との関係等について質疑が行われた後、討論に入ったところ、自由党を代表して森委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

[国政調査等]

10月16日、厚生労働行政の諸施策について坂口厚生労働大臣から説明を聴取した。

10月18日、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、牛海綿状脳症問題への政府の対応、食品衛生法改正の必要性、無年金障害者問題に関する検討状況、厚生省と労働省を統合した省庁再編の総括、グローバリゼーションの進展と所得・資産格差が拡大する中での厚生労働行政の在り方、医療保険制度改革の在り方、雇用・失業問題への対応、未払賃金の立替払い額引上げの必要性、サービス残業の解消に向けた取組、炭疽菌等による生物

テロ事件への対応、仕事と子育ての両立支援策、介護保険制度の今後の方向等について質 疑が行われた。

10月25日、社会保障及び労働問題等に関する調査を行い、牛海綿状脳症の安全対策、医療制度改革の在り方、雇用対策の在り方、ファミリーサポートセンターの設立要件緩和の必要性、障害者小規模作業所の拡充、ハンセン病問題に対する政府の取組、小児慢性特定疾患に対する政府の取組等について質疑が行われた。

11月6日、牛海綿状脳症問題及びクロイツフェルト・ヤコブ病問題について質疑が行われ、牛海綿状脳症問題については、発症原因と防止のための法的措置、安全宣言の考え方、牛の解体方法と全頭検査の在り方、肉骨粉と異常プリオンの因果関係、肉骨粉の管理状況及び焼却施設の確保状況、安全宣言前の牛肉の取扱い、牛由来の原材料を使用した医薬品等の代替品の開発に関する取組等の問題が、またクロイツフェルト・ヤコブ病問題については、治療法の確立及び治療薬の開発に関する政府の取組、ヤコブ病訴訟への対応、歯科におけるヒト乾燥硬膜製品の使用実態、ヒト乾燥硬膜の輸入された当時の承認体制、患者・家族への対応の在り方等の問題がそれぞれ取り上げられた。

(2) 委員会経過

〇平成13年10月11日(木)(第1回)

- ○理事の選任及び補欠選任を行った。
- ○社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月16日(火)(第2回)

○厚生労働行政の諸施策に関する件について坂口厚生労働大臣から説明を聴いた。

〇平成13年10月18日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○狂牛病対策に関する件、食品衛生法改正の必要性に関する件、無年金障害者問題に関する検討状況に関する件、医療保険制度改革の在り方に関する件、雇用・失業問題への対応に関する件、炭疽菌等による生物テロ事件への対応に関する件、仕事と子育で両立支援に関する件、介護保険制度の今後の方向に関する件等について坂口厚生労働大臣、桝屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月25日(木)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 牛海綿状脳症の安全対策に関する件、医療制度改革に関する件、雇用対策に関する件、 障害者保健福祉施策に関する件、ファミリーサポートセンターに関する件、ハンセン 病対策に関する件、小児慢性特定疾患対策に関する件等について坂口厚生労働大臣、 上野内閣官房副長官、桝屋厚生労働副大臣、野間農林水産副大臣、南野厚生労働副大 臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ○予防接種法の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第35号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者

衆議院議員吉田幸弘君から説明を聴いた。

〇平成13年10月30日(火)(第5回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○予防接種法の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第35号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、桝屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(第151回国会閣法第35号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由、無会 反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年11月6日(火)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○牛海綿状脳症問題及びクロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する件について坂口厚生 労働大臣、桝屋厚生労働副大臣、野間農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行っ た。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案 (第151回国会閣法第36号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員棚橋泰文君から説明を聴いた。

〇平成13年11月8日(木)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第36号)(衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、南野厚生労働副大臣、桝屋厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(第151回国会閣法第36号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○児童福祉法の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について発議者衆議 院議員根本匠君から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月22日(木)(第8回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○児童福祉法の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員津島雄二君、同田村憲久君、同江田康幸君、同青山二三君、同塩崎恭久君、同鴨下一郎君、坂口厚生労働大臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第2号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無会 反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年11月27日(火)(第9回)

- ○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第5号)について発議者参議院議員清水嘉与子君から趣旨説明を聴いた。
 - 医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に 関する法律案(参第1号)について発議者参議院議員今井澄君から趣旨説明を聴いた。
 - ○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第5号)について参考人の出席を 求めることを決定した。

〇平成13年11月29日(木)(第10回)

- ○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第5号)について参考人毛利助産 所助産婦毛利多恵子君、東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授茅島江子君及び社団 法人日本看護協会会長南裕子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第5号)について発議者参議院議 員清水嘉与子君、同入澤肇君、同沢たまき君、坂口厚生労働大臣、桝屋厚生労働副大 臣、南野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(参第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(閣法第25号) (衆議院送付)について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年12月4日(火)(第11回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(閣法第25号) (衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、桝屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣、大村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第12回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(閣法第25号) (衆議院送付)について坂口厚生労働大臣、桝屋厚生労働副大臣、南野厚生労働副大臣、西川経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第25号) 賛成会派 自保、公明、自由、無会 反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第151回国会衆第17号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴

- き、同君、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。 (衆第17号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会 反対会派 自由
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号) について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴いた。
- ○請願第387号外273件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査 決定し、第2号外511件を審査した。
- ○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、 雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関す る法律案(閣法第25号)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が 悪化し、多数の中高年齢者(45歳以上の者をいう。以下同じ。)が離職を余儀なくされる ことが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創 出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置を定めようとするものであり、その主な 内容は次のとおりである。

1 雇用保険法等の特例

中高年齢者のうち60歳未満の者について、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等の受講後、必要に応じて、基本手当を受けつつ再度公共職業訓練等を受けることができるようにするものとする。

なお、雇用保険法の改正に準じて、船員保険法についても同様の措置を講ずるものとする。

2 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善 の促進に関する法律の特例

中小企業者が中小企業経営革新支援法による承認を受けた経営革新計画に基づき経営 革新を行い、これに伴って中高年齢者を雇い入れた場合に、雇用保険法の雇用安定事業 等として必要な助成を行うものとする。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 の特例

派遣先が、専門的な知識、技能又は経験を必要とする業務等以外の業務に中高年齢者である派遣労働者を受け入れる場合に、派遣期間の上限を現行の1年から3年に延長するものとする。

4 施行期日等

この法律は、平成14年1月1日から施行することとし、平成17年3月31日限り効力を 失うものとする。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 現下の厳しい雇用情勢のもとで特に厳しい状況にある中高年齢の非自発的失業者など の雇用の機会の確保・安定を図るため、募集・採用における年齢制限の緩和に向けた取 組みを強化・徹底するとともに、求人開拓の強化・促進に努めるに当たり、求人内容に ついて職務の遂行に必要な適性、能力等の程度の明確化を図ること。
- 2 年齢、職業能力や労働条件によるものを始めとする雇用のミスマッチを解消し雇用の 機会の確保・就職の促進を図るため、人材ニーズ等に即した多様な訓練機会の確保を図 るとともに、職業安定機関と能力開発機関の連携を一層緊密化するよう努めること。
- 3 雇用の維持・創出のためワークシェアリングが重要性を増していることにかんがみ、 これに関する労使関係者の合意形成に向けた取組みに積極的に協力するとともに、それ らの実現のための条件整備に努めること。
- 4 労働者派遣制度全体の見直しについては、中長期的な我が国の労働力需給と雇用関係の変化を見据えて労働力需給調整機能全体の強化、多様な雇用機会の確保を図るため、平成11年の改正労働者派遣法及び今回の中高年齢者の派遣期間の臨時特例措置について、その実態等施行状況を確実に把握、検証し、雇用の安定と労働者保護の観点に立って総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

予防接種法の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第35号)

【要旨】

本法律案は、最近の高齢者におけるインフルエンザの発生状況等にかんがみ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 対象疾病に関する事項
 - (1) その発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種法の定めるところにより予防接種を行う疾病を「一類疾病」とし、その対象疾病を現行の疾病とする。
 - (2) 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、予防接種法の定めるところにより予防接種を行う疾病を「二類疾病」とし、その対象疾病をインフルエンザとする。
- 2 被接種者の責務に関する事項

現行の予防接種の対象者に課されている予防接種を受けるよう努める義務を、二類疾病に係る定期の予防接種の対象者については課さないものとする。

- 3 予防接種による健康被害の救済措置に関する事項
 - 一類疾病に係る予防接種及び二類疾病に係る臨時の予防接種による健康被害の救済の ための給付は現行の給付とし、二類疾病に係る定期の予防接種による健康被害に対する 給付は医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法と同様の給付とする。

4 予防接種の推進を図るための指針に関する事項

厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものについては、その指針を定めなければならないものとする。

- 5 施行期日等
 - (1) この法律は、公布の日から施行する。
 - (2) 政府は、この法律の施行後5年を目途として、必要があると認めるときは、インフルエンザに係る定期の予防接種の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - (3) 当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者であって政令で 定めるものに限定する。

なお、本法律案については、衆議院において、一類疾病及び二類疾病の定義を明確化すること、施行期日を公布の日に改めること、検討条項を追加すること及びインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定することを主な内容とする修正が行われた。

【附带決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 予防接種による健康被害の発生を予防するため、予診及び診察により被接種者の健康 状態の把握に努めるとともに、被接種者に十分説明し同意を得るなどインフォームド・ コンセントの徹底を図ること。
- 2 ワクチンについては、有効性の向上を図るとともに、安全性確保のための改良開発に 努めること。
- 3 老人福祉施設等におけるインフルエンザの流行を防止するため、入居者の健康管理の 充実に努めるとともに、より良好な居住環境の確保に向けて努めること。 右決議する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第36号)

【要旨】

本法律案は、少子化等が急速に進展している社会情勢の下で、労働者が就業しつつ子の 養育等を行うことを容易にするための環境を整備し、その福祉の増進等を図ろうとするも のであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業主は、労働者が育児休業や介護休業の申出や取得をしたことを理由として不利益 な取扱いをしてはならないこととする。
- 2 育児や介護を行う一定範囲の労働者が、1年につき150時間、1か月につき24時間を 超える時間外労働を免除するよう請求することができる制度を設けることとする。
- 3 育児を行う労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講ずる事業主の義務に関し、対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げることとする。
- 4 事業主は、小学校就学前の子を養育する労働者が子の病気等の際に休むことができる 看護のための休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

- 5 事業主は、労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合に おいて、育児や介護の状況に配慮しなければならないこととする。
- 6 国等は、仕事と家庭の両立に関し事業主、労働者その他国民の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置等を講ずることとする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行する。ただし、2から5までは平成14年4月1日から施行する。
- (2) 国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主等の努力を促進するものとする。
- (3) 政府は、(1)のただし書による施行後3年を経過した場合において、必要があると 認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制 度その他新法に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必 要な措置を講ずるものとする。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改めること並びに子の看護のための休暇 制度の普及のための努力の促進についての規定及び検討のための規定を加えることを主な 内容とする修正が行われた。

【附带決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 法の実効性を確保するため、本法に基づく諸制度や指針の周知徹底を図るとともに、 的確な助言・指導・勧告を実施すること。
- 2 男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講ずること。
- 3 各事業所における子の看護のための休暇制度の早期の導入を促進するため、事業主に 対する格段の相談・指導・援助に努めること。
- 4 男女共同参画社会基本法に基づき決定された、男女共同参画基本計画の具体的施策を 推進し、男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、 職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を 促すよう努めること。また、ILO第156号条約の趣旨を踏まえ、家族的責任を有する 男女労働者が、差別を受けることなく、できる限り職業上の責任と家族的責任を両立で きるよう、必要な措置を講ずること。
- 5 少子・高齢化が進展する中で、仕事と子育ての両立のための雇用環境を整備すること は喫緊の課題であり、本法に定める両立支援に関する諸制度の一層の定着促進を図るこ と。また、そのためにも政府目標である年間総実労働時間1,800時間の実現へ向けて、 関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的 に推進すること。

右決議する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(参第5号)

【要旨】

本法律案は、保健婦助産婦看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、「助産婦」を「助産師」としようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

- 1 資格に関する改正
 - (1) 保健婦の定義について女子に限定していることを改め、保健士に係る規定を削り、 保健婦と保健士をあわせて「保健師」とする。
 - (2)「助産婦」を「助産師」とする。
 - (3) 看護婦の定義について女子に限定していることを改め、看護士に係る規定を削り、看護婦と看護士をあわせて「看護師」とする。
 - (4) 准看護婦の定義について女子に限定していることを改め、准看護士に係る規定を削り、准看護婦と准看護士をあわせて「准看護師」とする。
- 2 関係法令中の用語等の改正

「保健婦」、「助産婦」、「看護婦」又は「准看護婦」を含む法律の題名及び規定中の用語について、それぞれ「保健師」、「助産師」、「看護師」又は「准看護師」を含む題名及び用語に改正する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附带決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、必要な環境の整備に努めること。
- 2 助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に 努めること。
- 3 保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さに かんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向けて、教育環境の改善、 人員増等の施策を講ずること。

右決議する。

児童福祉法の一部を改正する法律案(衆第2号)

【要旨】

本法律案は、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化している中で、近年、子育ての不安の増大や児童虐待に関する相談件数の急増、認可外保育施設における乳幼児の死亡事故の発生等が大きな社会問題となっていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるような環境を整備するため、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化等

の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 認可外児童福祉施設に対する監督の強化等。
 - (1) 認可外保育施設について、都道府県知事への事業開始の届出制を創設するほか、事業者による契約時の書面交付、都道府県知事への運営状況の報告等を義務付けるとともに、報告等により都道府県知事が得た情報を公表することにより、利用者に対する情報提供を推進する。
 - (2) 認可外児童福祉施設について、従来から規定されている都道府県知事による事業停止等の命令権限に加えて、改善勧告及びこれに従わない場合の公表等を規定し、認可外児童福祉施設に対する監督を強化する。
- 2 認可保育所の設置又は運営の促進

保育需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に 講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置 又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

3 保育士資格の法定化

保育士とは、都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいうものとし、保育士でない者が保育士を称することを禁止するとともに、守秘義務や信用失墜行為の禁止について規定を設け、保育士の資質の向上を図る。

4 児童委員の職務の明確化等

児童委員の職務を明確化し、また、主任児童委員を法定化して、厚生労働大臣が指名 することとするとともに、児童委員の研修についての都道府県知事の責務を定め、児童 委員の資質の向上を図る。

5 施行期日

本法律は、次に定める日から施行する。

- (1) 認可外児童福祉施設に対する監督の強化等に関する規定 公布の日から起算して1 年を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 認可保育所の設置又は運営の促進に関する規定 公布の日
- (3) 保育士資格の法定化に関する規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内に おいて政令で定める日
- (4) 児童委員の職務の明確化等に関する規定 平成13年12月1日

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 認可外児童福祉施設に対する監督の強化、児童委員の活動の活性化等を通じて、児童の死亡事故防止等の安全確保や児童虐待の未然防止に万全を期すこと。
- 2 保育所の待機児童問題については、その解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。その際、子どもにとってより良い保育を充実させる観点から、量の確保のみでなく、質の確保を図ることに十分留意すること。

- 3 公有財産の貸付け等の措置により保育所の設置運営を行う場合は、市町村が情報を公開し、保護者の理解を得る努力をするよう指導すること。
- 4 保育士の養成課程の充実等、保育環境の改善に引き続き積極的に取り組むこと。
- 5 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。 右決議する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (第151回国会衆第17号)

【要旨】

本法律案は、建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を加える等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 登録事業の追加

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を追加するとともに、当該事業に係る登録を受けた者は、それぞれ、登録建築物空気調和用ダクト清掃業又は登録建築物排水管清掃業と表示することができるものとする。

2 登録建築物環境衛生総合管理業の表示

現行の建築物環境衛生一般管理業の業務に、建築物における空気環境の調整並びに給 水及び排水の管理を追加するとともに、当該事業に係る登録を受けた者は、登録建築物 環境衛生総合管理業と表示することができるものとする。

3 施行期日

本法律は、平成14年4月1日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(3件)

※は予算関係法律案

.572		先	相业	参議院		t	衆議院			
番号	件 名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議決	本会議 議 決	
25	経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢 者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等 を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に 関するとはな	衆	13. 11. 9	13. 11.28	13. 12. 6 可決 附帯	13. 12. 7 可決	13. 11.16 厚生労働	13. 11.27 可決 附帯	13. 11.27 可決	
	関する法律案		○13.11.28 参本会議趣旨説明 ○13.11.16 衆本会議趣旨説明							
※ 151 回 35	予防接種法の一部を改正する法律案	衆	2. 20	10. 24	10.30 可決 附帯	10.31 可決	9.27 厚生労働	10.19 修正 附帯	10.23 修正	
※ 151 回	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法	衆	2. 20	11. 2	11. 8 可決 附帯	11. 9 可決	9.27 厚生労働	10.31 修正 附帯	11. 1 修正	
36	律案		○13.1 ○第15	1.2 参本 1回国会	会議趣旨 13.6.8 衆	説明 本会議趣旨	f説明			

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案(3件)

317.	件名	相山本	丞. 供	→ 衆院		議	議院		衆議院	
番号		提出者(提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議決	本会議議決
1	医療の信頼性の確保向上のための医療 情報の提供の促進、医療に係る体制の 整備等に関する法律案	今井 澄君 外5名 (13. 9.27)	13. 10. 2		13. 11. 26	未	7			
5	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正す る法律案	清水 嘉与子君 外2名 (13.11.26)	13. 11. 27	13. 11.30	13. 11. 26	13. 11.29 可決 附帯	13. 11.30 可決	13. 11.30 厚生労働	13. 12. 5 可決 附帯	13. 12. 6 可決
8	建築物における衛生的環境の確保に関 する法律の一部を改正する法律案	櫻井 充君 外4名 (13.11.28)	11. 30		12. 5	未	7			,

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案 (2件)

97		相北北	子供 本院		参議院			衆 議 院		
番号	件名	· 提出者 (提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
2	児童福祉法の一部を改正する法律案	津島 雄二君 外8名 (13.10.22)	13. 10. 23	13. 11. 1	13. 11. 8	13. 11.22 可決 附帯	13. 11.26 可決	13. 10.25 厚生労働	13. 10.31 可決	13. 11. 1 可決
151 回 17	建築物における衛生的環境の確保に関 する法律の一部を改正する法律案	熊代 昭彦君 外4名 (13.4.6)		12. 4	12. 4	12. 6 可決	12. 7 可決	9.27 厚生労働	11.30 可決	12. 4 可決

(注) 附带 附带決議

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。 なお、野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議を行った。

〔決議〕

本委員会は、10月25日、政府に対し、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、日中間の話合いによる解決に努めるとともに、一般セーフガード暫定措置の期限である11月8日までに中国との間に協議が整わない場合、速やかに確定措置を発動すべきことを求める野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議を行った。

その後、日中間の話合いによる解決が進展しない中で、確定措置への移行が行われず、 セーフガードの空白期間が続く事態となったことから、12月6日、上記の決議を踏まえ、 政府に対し、直ちに確定措置を発動した上で日中間の話合いを続けることを求める野菜等 3品目に係る一般セーフガード確定措置の早期発動に関する申入れを行った。

[国政調査等]

第152回国会閉会後においては、9月10日、農林水産省が「千葉県で牛海綿状脳症(BSE)の疑いがある牛1頭を発見」と発表したことから、同月20日、牛海綿状脳症に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、世界におけるBSEの発生状況、我が国のBSEの侵入及び発生防止のための措置の状況、肉骨粉の輸出入実績に関する日英の統計の違いとその解明の必要性、BSE疑似患畜の確認の経緯及び政府の対応、疑似患畜牛が肉骨粉に加工された経緯とその責任の所在、初期対応の齟齬の原因と食の安全に対する政府の姿勢、BSEに関する積極的な情報公開、今後のBSE発生の予測と対策に当たっての基本方針、生産者及び関係業者への影響及び風評被害に対する対策、と畜場での30か月齢以上の牛を全頭調査するための早急な体制整備、BSEの検査方法の改善、肉骨粉の輸入禁止及び飼料への使用の是非、追跡調査システムの構築の必要性、農林水産省と厚生労働省の連携の強化等が取り上げられた。

第153回国会においては、まず、10月11日及び12日の2日間、牛海綿状脳症問題の実情調査のため、東京都、千葉県及び茨城県に委員派遣を行った。

同月25日、派遣委員の報告を聴取するとともに、牛海綿状脳症問題に関する件を議題と し、参考人国際獣疫事務局アジア太平洋地域事務所特別顧問小沢義博君、那須野農業協同 組合肥育牛部会部会長木下政夫君、全国消費者団体連絡会事務局長日和佐信子君及び全国 食肉事業協同組合連合会会長福岡伊三夫君から意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を 行った。

この中で、我が国で行われている食肉解体方法の安全性と諸外国の改善状況、BSE撲滅のために必要な監視と検査体制の確立、BSEが他の動物に感染する可能性、特定危険部位以外の安全性、食肉処理場におけるBSEに対応した施設の改善、全頭検査導入に伴う出荷繰延べによる影響の見通し、BSE発生に伴う焼却処理の現状と施設整備の方向、

英国における肉骨粉の焼却処理の状況、BSE清浄国に復帰するために必要な対策、BSEの感染源・感染経路特定のために必要な調査、食品行政分野における情報公開の在り方、農林水産省と厚生労働省の一元化とチェック機能、グローバリゼーションに対応した我が国の動物検疫体制の改善点、政府が講じたBSE対策の評価、BSE発生を契機とした畜産の在り方自体の見直しの必要性、国民の健康と食品の安全性を主眼とした食品衛生法改正の必要性、小売り段階から追跡可能な牛の個体識別システムの必要性、BSE発生後の生産者の生産意欲、感染牛が発見された群における感染確率等の質疑を行った。

同月30日、農林水産に関する調査を行い、牛海綿状脳症問題に関して、BSEの感染経路究明及び輸入肉骨粉のチェック体制の改善、背割り等食肉処理方法等の見直し、BSE二次検査を変更した理由と検査の迅速化、農林水産・厚生労働両省が2系統で実施しているBSE検査の一体化、全頭検査前に出荷された牛肉の市場隔離と最終処分方法、肉骨粉の円滑処理のための対策、肉骨粉の牛用飼料への混入防止のための監視体制の確立、飼料の輸入依存体質の転換のための対策、食品の安全性確保のための行政の在り方、予防原則に基づいた食品安全対策の必要性、価格下落に対する酪農家の支援等について質疑を行った。

その他、ねぎ等3品目のセーフガード暫定措置終了までに日中協議が整わない場合の対応、「意欲と能力のある経営体」の育成対策とその他の農家の役割、米政策の総合的な見直しに関する今後の検討方向、農山漁村の社会基盤整備の展開方向、「森林・林業基本計画」による森林整備への国民の理解、桜島火山活動に伴う防災対策、川辺川ダム建設に伴う漁業補償問題等について質疑を行った。

11月22日、第4回WTO閣僚会議に関する件、セーフガードに関する日中閣僚会談等に 関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣から、牛海綿状脳症 問題に関する件について桝屋厚生労働副大臣からそれぞれ報告を聴取した。

また、同月27日、平成14年産米の政府買入価格に関する件について野間農林水産副大臣から説明を聴取した後、農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行った。

その中で、平成14年産米の生産者価格に関して、生産者の努力が報われる米の政府買入価格算定方式の検討、政府買入価格が自主流通米価格に与える影響等について、米政策の総合的な見直しに関して、稲作経営の安定に必要な米価水準の在り方、米価下落がもたらす主業的稲作農家への対策、生産調整における生産・流通段階での公平性の確保、稲作経営安定対策の補てん基準価格固定化措置を見直す理由、生産調整方式を面積から数量管理にする理由、稲作経営安定対策の見直しと副業的農家の位置付け、見直し後の備蓄水準の再検討の必要性、生産調整の数量管理の実効性と生産者間の公平性の担保、計画流通制度に代わる安定供給体制の考え方等について、牛海綿状脳症問題に関して、2頭目のBSE感染牛発生と政府の対応、BSE感染牛に給与された飼料の追跡状況、へい死牛等の検査の強化及び地域の実情に即した焼却処理対策、牛肉の安全性についての効果的なPRの必要性、肉骨粉等を給与された牛を焼却処分する理由、BSEについての正しい知識の普及と風評被害に対する厳密な対処、BSEの終息見通し、食品行政の見直しの必要性、今後のレンダリング産業の位置付け、BSEの発生と行政の責任の明確化、乳廃牛の価格下落による経営悪化に対する対策、イタリア、デンマークからの肉骨粉の輸入急増の理由、肉骨粉のセメント処理の可能性等について質疑を行った。

その他、第4回WTO閣僚会議の結果と友好国に対する今後の対応、セーフガード暫定 措置期間終了後の日本政府の対応、ござ輸入急増と偽装ござの監視強化、北方四島周辺水 域におけるさんま漁をめぐる日露・日韓協議の進捗状況、川辺川ダム建設に伴う球磨川漁 業協同組合執行部に関する調査要請等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

〇平成13年9月20日(木)(第152回国会閉会後第1回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣及び桝屋厚生労働副大臣から 報告を聴いた後、武部農林水産大臣、遠藤農林水産副大臣、桝屋厚生労働副大臣及び 政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月9日(火)(第1回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- ○委員派遣を行うことを決定した。

〇平成13年10月25日(木)(第2回)

- ○野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議を行った。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○派遣委員から報告を聴いた。
- ○牛海綿状脳症問題に関する件について参考人国際獣疫事務局アジア太平洋地域事務所特別顧問小沢義博君、那須野農業協同組合肥育牛部会部会長木下政夫君、全国消費者団体連絡会事務局長日和佐信子君及び全国食肉事業協同組合連合会会長福岡伊三夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月30日(火)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○牛海綿状脳症問題に関する件、ねぎ等3品目のセーフガード暫定措置終了後の対応に関する件、「意欲と能力のある経営体」の育成に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、農山漁村の社会基盤整備に関する件、森林・林業基本計画による森林整備に関する件、桜島火山活動に伴う防災対策に関する件、川辺川ダム漁業補償問題に関する件等について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月22日(木)(第4回)

○第4回WTO閣僚会議に関する件、セーフガードに関する日中閣僚会談等に関する件 及び牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣から報告を聴き、牛海綿 状脳症問題に関する件について桝屋厚生労働副大臣から報告を聴いた。

〇平成13年11月27日(火)(第5回)

o政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ○平成14年産米の政府買入価格に関する件について野間農林水産副大臣から説明を聴い た。
- ○平成14年産米の政府買入価格に関する件、米政策の総合的な見直しに関する件、牛海 綿状脳症問題に関する件、第4回WTO閣僚会議に関する件、ねぎ等3品目のセーフ ガード措置に関する件、北方四島周辺水域のさんま漁をめぐる日露・日韓協議に関す る件等について武部農林水産大臣、大島経済産業副大臣、遠藤農林水産副大臣及び政 府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第6回)

- ○野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の早期発動について武部農林水産大 臣、植竹外務副大臣、尾辻財務副大臣及び大島経済産業副大臣に対し申入れを行った。
- ○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

── 野菜等3品目に係る一般セーフガード確定措置の発動に関する決議 ──

本委員会は、去る3月29日、ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目について、一般セーフガード発動に向けた政府調査の終了を待っていては、国内産地の崩壊を招きかねないとの判断から、暫定措置を速やかに発動するよう決議を行ったところである。

その後、政府は、当該3品目について、4月23日より、一般セーフガード暫定措置を発動し、生産者を始め関係者とともに国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制の確立を図るため、平成13年度から4年間の構造改革を実施すべく、その体制づくりに着手している。

生産者が安心して農業生産に取組み、消費者にとって安全で良質な国産品が供給されるようにするためには、秩序ある輸入体制を確立することが不可欠である。

政府は、早急に政府調査結果を公表し、日中間の話合いによる解決に努めるとともに、 暫定措置の期限である11月8日までに中国との間に協議が整わない場合、WTO協定の ルールに則り暫定措置期間終了後、速やかに本措置の発動を行うべきである。

・右決議する。

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1 件の合計3件であり、内閣提出2件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類20件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査]

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案が提出された背景には、中小企業の資金繰り状況が今年に入って厳しさを増していること及び中小企業の資金調達手段が土地等の物的担保に強く依存した金融機関からの融資に偏していることがある。本法律案は、資金調達手段を多様化することによって円滑な資金供給を図るため、中小企業の持つ売掛金債権を担保とする融資に対する信用補完制度(売掛金債権担保保険)を新たに設けようとするものである。併せて、小規模企業への資金供給を円滑にするため、無担保・無保証の特別小口保険の付保限度額引上げも図っている(1,000万円→1,250万円)。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案は、本年5月に経済産業省が発表した「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」(いわゆる平沼プラン)に掲げられた新規開業を5年間で倍増させるとの目標達成に向けて提出されたものである。その内容は、第1に、新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げることであり、第2に、新事業創出促進に向け、人材育成、資金調達の円滑化、需要開拓の支援等に必要な施策を総合的に推進することを国の努めとして定めたことである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、売掛金債権担保融資保証制度PRの必要性、中小企業金融安定化特別保証制度の評価、中小企業に対する貸し渋りの現況等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致で原案どおり可決された。なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対して5項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月30日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行い、牛海綿状脳症(いわゆる狂牛病)問題の影響を受ける中小企業者への対策、米国同時多発テロが日本経済に与えた影響、日本シンガポール自由貿易協定と多国間貿易交渉(WTO等)との関係、日中間のセーフガード問題に対する経済産業省の取組、公共投資の削減が地域経済に及ぼす影響、自由主義経済体制維持のための規制緩和、石油公団の廃止に向けた政府の取組、新産業創出への取組、我が国製造業の空洞化に対する経済産業大臣の認識、エネルギー関連施設のテロ対策、電力自由化の下における電源開発株式会社民営化の在り方、対中国ODAの在り方、製造業等の企業再編に対する政府の対応等の問題が取り上げられた。

11月6日、中部地域における経済及び産業活動等に関する実情調査のため、愛知県において視察が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月18日(木)(第1回)
- ○理事を選任した。
 - ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - ○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月30日(火)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○通商政策に関する件、経済構造改革に関する件、特殊法人改革に関する件、新産業創 出対策に関する件、エネルギー政策に関する件、牛海綿状脳症問題に係る中小企業対 策に関する件等について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大 臣、植竹外務副大臣、大村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月27日(火)(第3回)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付) 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付) 以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年11月29日(木)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付) 新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)

以上両案について平沼経済産業大臣、村田内閣府副大臣、古屋経済産業副大臣、尾 辻財務副大臣、大村経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質 疑を行った後、いずれも可決した。

· (閣法第26号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由 反対会派 なし

(閣法第27号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由 反対会派 なし

なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付) について附帯決議を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第5回)

- ○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第6号)について発議者参議 院議員木俣佳丈君から趣旨説明を聴いた。
- ○請願第349号外19件を審査した。
- ○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決 定した。
- ○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第26号)

【要旨】

本法律案は、中小企業をめぐる現下の経済情勢が極めて厳しいこと、また、不良債権処理等の構造改革を進めていく過程で中小企業に円滑な資金供給を図ることが重要であることにかんがみ、不動産等の物的担保に依存しない資金供給等を図るため、中小企業信用補完制度を充実させることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 売掛金債権担保保険の創設
 - 中小企業者が売掛金債権のみを担保に提供して行う借入れ(売掛金債権担保融資)について信用保証協会が行う保証に対する保険(売掛金債権担保保険)を創設する。
- 2 特別小口保険の付保限度額の引上げ 従業員20人以下(商業・サービス業については5人以下)の小規模企業者を対象とす る特別小口保険の付保限度額を1,000万円から1,250万円に引き上げる。

【附带決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本改正により創設される売掛金債権担保融資保証制度が十分に活用されるよう、積極 的に制度の広報を行うこと。また、中小企業金融における物的担保への過度の依存を緩 和しようとする制度の趣旨にかんがみ、信用保証協会の審査能力の向上を図ること。
- 2 売掛金債権担保融資の普及に資するため、企業が公的機関に対して有する債権に係る 譲渡禁止特約の解除について検討すること。
- 3 中小企業信用保険制度の健全な運営のために、制度全体の見直しと併せ、将来に向けての保険の財政基盤の抜本的な強化策について検討を急ぎ、速やかに対処すること。
- 4 中小企業金融における個人保証は、企業破綻時に保証者に与える影響が甚大であり、 このことが創業の意欲を低下させる一因となっていることにもかんがみ、政府系金融機 関及び信用保証協会においては、その見直し・改善を図ること。また、差押え禁止項目 の拡大など、再起しやすい環境整備に努めること。
- 5 売掛金債権担保制度が、企業倒産時における労働債権の保全に影響を及ぼさないよう、 労働債権の優先順位等について十分配慮を払いつつ、倒産法制の見直しを進めること。 右決議する。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、我が国における事業活動を活性 化させるため、個人による創業等について一層の支援を図ろうとするものであり、その主 な内容は次のとおりである。

1 新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額の引上げ 新事業創出関連保証に係る中小企業信用保険の無担保保険の付保限度額を現行の 1,000万円から1,500万円に引き上げる。

2 創業等の支援に必要な施策の総合的推進

国は、新たな事業の創出を促進するため、人材育成、資金調達の円滑化及び需要開拓支援等に必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(2件)

πī	ith A	先	#8 (1)	参	議院	E	衆議院			
番号	件 名	先議院	提出月日	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
26	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	13. 11. 9	13. 11. 26	13. 11.29 可決 附帯	13. 11.30 可決	13. 11. 15 経済産業	13. 11. 21 可決 附帯	13. 11.22 可決	
27	新事業創出促進法の一部を改正する法律案	衆	11. 9	11.26	11. 29 可決	11.30 可決	11.15 経済産業	11.21 可決	11.22 可決	

(注) 附帯 附帯決議

·本院議員提出法律案(1件)

	SEZ.		提出者	文.供	衆院	参	議隊	ī.	衆	議『	完
1	番号	件名	(提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
	6	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木俣 佳丈君 外3名 (13.11.28)	13. 11. 30		13. 12. 5	未	了			

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出1件、衆議院国土交通委員長提出1件の合計3件であり、そのうち内閣提出1件、衆議院国土交通委員長提出1件の合計2件を可決した。

また、本委員会付託の請願2種類16件は、いずれも保留とした。

[法律案の審査]

海上保安庁法の一部を改正する法律案は、外国船舶と思料される船舶の乗組員等が、海上保安官の立入検査のための停船命令に応ぜず抵抗し又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が船舶の外観等から判断して一定の要件に該当する事態であると認めたときは、海上保安官等は、他に手段がないときには、必要な限度において、武器を使用することができることとするものである。

委員会においては、外交防衛委員会、内閣委員会との連合審査会、本委員会において質 疑、討論を行い、多数をもって可決した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律 案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び 運営の一層の促進を図るため、公共施設等の管理者に衆議院議長、参議院議長等を加える とともに、選定事業の用に供する等のため国又は地方公共団体の行政財産を選定事業者に 貸し付けることができることとする等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって可決した。

〔国政調査等〕

10月18日、扇国土交通大臣から国土交通行政の諸施策について説明を聴取した。

11月8日、質疑を行い、不審船対策の充実、観光振興、公共事業の効果及び改革、道路整備、ハイジャック防止対策、住宅金融公庫及び都市基盤整備公団の見直し、道路特定財源の使途、静脈物流システムの構築、都市再生プロジェクト、鉄道の安全輸送問題とその保安維持体制、タクシー業界をめぐる状況、日本道路公団の経営状況等の諸問題が取り上げられた。

また、11月27日及び29日、今後の道路整備の在り方及び特殊法人等をめぐる諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月18日(木)(第1回)
 - ○理事の選任及び補欠選任を行った。
 - ○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
 - ○国土交通行政の諸施策に関する件について扇国土交通大臣から説明を聴いた。
- 〇平成13年10月19日(金)(第2回)
 - ○海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について扇国土 交通大臣から趣旨説明を聴いた。
 - ○平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応 して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施す る措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(閣法 第3号)(衆議院送付)及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院 送付)について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
 - ○海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について内閣委員会及び外交防衛委員会からの連合審査会開会の申し入れがあった場合はこれを受諾することを決定した。

〇平成13年10月23日(火)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第1回)

(外交防衛委員会を参照)

〇平成13年10月24日(水)

外交防衛委員会、国土交通委員会、内閣委員会連合審査会(第2回)

(外交防衛委員会を参照)

〇平成13年10月25日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について扇国土 交通大臣、泉国土交通副大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し 質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由、無会 反対会派 社民

- 〇平成13年11月8日(木)(第4回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - o参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○不審船対策の充実に関する件、観光振興に関する件、公共事業の効果及び改革に関する件、道路整備に関する件、ハイジャック防止対策に関する件、住宅金融公庫及び都市基盤整備公団の見直しに関する件、道路特定財源の使途に関する件、静脈物流システムの構築に関する件、都市再生プロジェクトに関する件、鉄道の安全輸送問題とそ

の保安維持体制に関する件、タクシー業界をめぐる状況に関する件、日本道路公団の 経営状況に関する件等について扇国土交通大臣、泉国土交通副大臣、佐藤国土交通副 大臣、木村(仁)国土交通大臣政務官、中川法務大臣政務官、政府参考人、会計検査 院当局及び参考人日本道路公団理事奥山裕司君に対し質疑を行った。

〇平成13年11月27日(火)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○今後の道路整備の在り方及び特殊法人等をめぐる諸問題に関する件について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、泉国土交通副大臣、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君、都市基盤整備公団総裁伴襄君及び日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

〇平成13年11月29日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○今後の道路整備の在り方及び特殊法人等をめぐる諸問題に関する件について扇国土交 通大臣、安倍内閣官房副長官、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行っ た。
- ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第19号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長赤松正雄君から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年12月4日(火)(第7回)

- O政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第19号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長赤松正雄君、衆議院国土交通委員長代理木村義雄君、同原田義昭君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第19号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無会 反対会派 共産

〇平成13年12月6日(木)(第8回)

- 特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案(参第7号) について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴いた。
- ○請願第488号外15件を審査した。
- ○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定 した。
- ○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、船舶の乗組員等が、海上保安官の立入検査等のための船舶の進行の停止命令に応ぜずなお海上保安官等の職務に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態であると認めたときは、海上保安官等は、当該船舶の進行を停止させるため他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができることとしようとするものである。

- 1 外国船舶と思料される船舶が我が国領海内で無害通航でない航行を現に行っていること。
- 2 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があること。
- 3 我が国領域内における重大凶悪犯罪の準備のためとの疑いを払拭できないこと。
- 4 当該船舶を停船させて立入検査をしなければ将来の重大凶悪犯罪の発生を防止できないこと。

なお、この法律は公布の日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改 正する法律案(衆第19号)

【要旨】

本法律案は、効率的かつ効果的な社会資本の整備を目的として、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の一層の促進を図るため、公共施設等の管理者に衆議院議長、参議院議長等を加えるとともに、公共施設と民間収益施設との合築による事業者の事業機会の拡大、行政財産の有効活用及び事業の安定化等のため、国又は地方公共団体の行政財産を選定事業者に貸し付けることができることとする等所要の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(1件)

-3F-	ш	先	担山	参 議 院			衆議院			
番号	件 名 ·	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
5	海上保安庁法の一部を改正する法律案	衆	13. 10. 5	13. 10. 19 19 参本会	13. 10.25 可決 議趣旨説		13. 10.10 テロ防止 0.10 衆本会	13. 10.16 可決 議趣旨説	13. 10. 18 可決 明	

·本院議員提出法律案(1件)

<u> </u>		提出者	工/ 共	衆院	参	議隊	A¢.	衆	議『	完
番号	件 名	提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議決	本会議議決
7	特定有害物質による建築物の居室内の 空気汚染の防止等に関する法律案	櫻井 充君 外4名 (13.11.28)	13. 11. 30		13. 12. 5	未	了			

·衆議院議員提出法律案(1件)

117.		相山本	工准	本院	参	議隊	T.	衆	議「	院
番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決
19	民間資金等の活用による公共施設等の 整備等の促進に関する法律の一部を改 正する法律案	国土交通委員長 赤松 正雄君 (13.11.27)	13. 11. 27	13. 11. 27	13. 11. 28	13. 12. 4 可決	13. 12. 5 可決			13. 11. 27 可決

【環境委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。 また、本委員会付託の請願2種類24件は、いずれも保留とした。

[国政調査等]

10月18日、川口環境大臣より環境行政に対する所信を聴取した。

10月30日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑としては、気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議(COP7)に向けての我が国の取組方針と国内対策の在り方、牛海綿状脳症(いわゆる狂牛病)対策としての肉骨粉処理方策、PFI等による廃棄物処理施設整備促進策、環境リスクの評価方法とリスク管理の重要性、渡瀬遊水池及び泡瀬干潟等の湿地保全の必要性、環境税についての検討状況、廃棄物処理施設解体等に伴うダイオキシン被害対策、循環型社会形成推進に向けての取組姿勢等の問題が取り上げられた。

また、11月22日、環境及び公害問題に関する調査のうち、COP7に関する件について 川口環境大臣から報告を聴取した後、同件について質疑を行った。主な質疑としては、C OP7に臨んだ環境大臣の対処方針、京都議定書の2002年発効の可能性、米国参加を求め ての継続協議の続行、不遵守の場合の罰則取扱い先送り理由、CO2排出削減に向けての 国内対策の進め方、環境保全型産業の育成、地球温暖化対策大綱見直しのポイント、自販 機や家電の待機電力の節減、エコ製品の低コストでの提供、ブラックバス等の外来種問題、 泡瀬干潟の状況調査の必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月18日(木)(第1回)
 - ○理事の選任及び補欠選任を行った。
 - ○環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 〇平成13年10月30日(火)(第2回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議に向けての我が国の取組方針と 国内対策に関する件、狂牛病対策としての肉骨粉処理方策に関する件、PFI等によ る廃棄物処理施設整備促進策に関する件、環境リスクの評価方法及びリスク管理に関 する件、ジュゴンの保護に関する件、渡良瀬遊水池及び泡瀬干潟等の湿地保全に関す る件、環境税に関する件、廃棄物処理施設解体等に伴うダイオキシン被害対策に関す る件、循環型社会形成推進に向けての取組に関する件等について川口環境大臣、風間 環境副大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月22日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議に関する件について川口環境大 臣から報告を聴いた後、同大臣、風間環境副大臣、植竹外務副大臣、大島経済産業副 大臣、西野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月6日(木)(第4回)

- ○請願第397号外23件を審査した。
- ○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

【 国家基本政策委員会 】

(1) 審議概観

第153回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

[国政調査等]

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎 君及び土井たか子君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

11月21日の合同審査会(第1回)では、堀之内久男衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、総理の目指す特殊法人改革各論の内容、与党内での法案事前審査廃止、政・労・使によるワークシェアリングの検討、労働者の人権尊重の必要性、小泉政権による政治主導の政策決定・実施の必要性、現下の国際情勢の下での核廃絶に向けた我が国の取組等について討議が行われた。

12月5日の合同審査会(第2回)では、広中和歌子参議院国家基本政策委員長が会長を務め、特殊法人改革に係る道路財源の使途と在り方、国民に負担偏重の医療制度改革の問題性、外務省プール金問題に対する第三者による再調査の必要性、牛海綿状脳症対策への取組、医療制度改革の受診率への影響、文化・考え方の違いを原因とする国際紛争と我が国の役割、閣僚の株取引解禁の是非等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年10月17日(水)(第1回)
 - ○理事の補欠選任を行った。
 - ○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
 - ○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

〇平成13年11月21日(水)(合同審査会 第1回)

○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井 たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

〇平成13年12月5日(水)(合同審査会 第2回)

○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井 たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

【予算委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本委員会は平成13年度補正予算3案の審査を行った。また、予 算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成13年度補正予算3案は、平成13年10月26日に決定された改革先行プログラムの実施 等のために編成されたものである。一般会計の歳入・歳出の純追加1兆610億円を加えた 補正後の規模は、83兆7,133億円となった。

補正予算3案は、11月9日国会に提出され、同日塩川財務大臣から趣旨説明を聴取、衆 議院からの送付を待って、11月14日及び15日に質疑を行った後、討論、採決を行い、翌16 日成立した(補正予算の概要については、Ⅲの2 (2)「財政演説」を参照されたい)。

主な論点は、以下のとおりである。まず、「今年度も名目成長率がマイナス2.3%に下方 修正され、平成10年度以降4年連続でマイナス成長となり、デフレの進行が一段と鮮明に なったが、政府は景気の現状、今後の動向をどのようにみているのか」との質疑があり、 これに対し小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「我が国経済は失業率が戦後最悪となる など、厳しい状況にある。特に、米国では同時多発テロ以来、景気は予想を上回るスピー ドで減速し、世界的にも景気後退感が拡がっている。今後、我が国でも厳しい状況が続く のではないかと認識している。しかし、我が国経済の潜在的な力は十分にあり、政府とし ては、雇用、中小企業等に対するセーフティネットの整備を図りつつ、構造改革を進めて いく考えであるが、景気回復にも全力をあげて対策を講じてまいりたい」旨の答弁があっ た。

また、補正予算に関して、「近年、補正予算で多額の義務的経費の追加が常態化してお り、今回の補正予算でも8.300億円もの義務的経費の追加が行われているが、1年間に必 要な経費は、原則として全て当初予算に盛り込むべきではないか」との質疑があり、これ に対し、塩川財務大臣より、「補正予算の義務的経費の追加については、平成7年度以降、 医療保険制度の変更や景気悪化に伴う生活保護対象者の増加などがあり、当初予算で見込 んだ以上に増加し、補正予算で追加せざるを得なくなった。当初予算段階での見積もりに 誤算があったことは事実である」旨の答弁があった。

さらに、雇用問題について、「本補正予算には、緊急地域雇用創出特別交付金等併せて、 5,500億円の雇用対策費が盛り込まれているが、その実効性はどうか。また、今回の雇用 対策による雇用創出効果はどの程度か」との質疑があり、これに対し坂口厚生労働大臣よ り、「緊急地域雇用創出特別交付金は、過去の反省も踏まえ、人件費に8割以上の使用を 義務づけるなど、有効活用の措置を講じているが、それぞれの地域において最も効果のあ る事業に使うよう知恵を絞ってもらい、本格的な雇用の拡大につなげていくことを期待し ている。今回の雇用対策の諸施策を合わせると、約100万人の雇用創出効果があるものと 見込んでいる」旨の答弁が行われた。

この他、米国同時多発テロ事件への対応、特殊法人改革、不良債権問題、第2次補正予

算編成の可能性、牛海綿状脳症対策等について質疑が行われた。

[国政調査等]

第152回国会閉会後の9月19日、株価下落、雇用情勢悪化等により、補正予算編成論議 が浮上したことから、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれた。

委員会では、米国同時多発テロ事件への対応、牛海綿状脳症対策、景気対策等について 質疑が行われた。

また、第153回国会冒頭に行われた小泉内閣の所信に対する本会議での代表質問を受けて、10月9日及び10日、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれた。

委員会では、米国同時多発テロ事件への対応、雇用対策の必要性、不良債権処理問題、 医療制度改革、地球温暖化問題、ベンチャー企業育成策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年9月19日(水)(第152回国会閉会後第1回)
 - ○理事の選任及び補欠選任を行った。
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、田中外務 大臣、中谷防衛庁長官、村井国家公安委員会委員長、石原国務大臣、柳澤金融担当大 臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、片山総務大臣、武部農林水産大臣、 坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年10月2日(火)(第1回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年10月9日(火)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○米国等による攻撃に関する件について小泉内閣総理大臣から報告を聴いた。
- ○予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、村井国家 公安委員会委員長、森山法務大臣、田中外務大臣、中谷防衛庁長官、塩川財務大臣、 柳澤金融担当大臣、武部農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、片山 総務大臣、川口環境大臣、竹中経済財政政策担当大臣、扇国土交通大臣、中島人事院 総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

〇平成13年10月10日(水)(第3回)

○予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、田中外務 大臣、中谷防衛庁長官、森山法務大臣、片山総務大臣及び津野内閣法制局長官に対し 質疑を行った。

- 〇平成13年11月9日(金)(第4回)
 - ○平成13年度一般会計補正予算(第1号)(予)
 - 平成13年度特別会計補正予算(特第1号)(予)
 - 平成13年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予)

以上3案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 〇平成13年11月14日(水)(第5回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○平成13年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
 - 平成13年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
 - 平成13年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、坂口厚生労働大臣、竹中経済 財政政策担当大臣、尾身科学技術政策担当大臣、片山総務大臣、塩川財務大臣、柳 澤金融担当大臣、中谷防衛庁長官、扇国土交通大臣、村井国家公安委員会委員長、 福田内閣官房長官、森山法務大臣、遠山文部科学大臣、石原国務大臣、大島経済産 業副大臣、野間農林水産副大臣、遠藤農林水産副大臣、政府参考人及び参考人日本 "銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

〇平成13年11月15日(木)(第6回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
 - 平成13年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
 - 平成13年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について小泉内閣総理大臣、田中外務大臣、福田内閣官房長官、川口環境大臣、坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、武部農林水産大臣、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、大島経済産業副大臣、野間農林水産副大臣、風間環境副大臣、遠藤総務副大臣、桝屋厚生労働副大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事増渕稔君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(平成13年度補正予算) 賛成会派 自保、公明、無会 反対会派 民主、共産、社民、自由

〇平成13年12月6日(木)(第7回)

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予 算(3件)

番			参	議	完	衆議院			
号	件名	提出月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1	平成13年度一般会計補正予算(第1号)	13. 11. 9	13. 11. 9 (予備)	13. 11. 15 可決	13. 11. 16 可決	13. 11. 9 予算	13. 11.13 可決	13. 11. 13 可決	
		013.11.9	衆・参	財政演説					
2	平成13年度特別会計補正予算(特第1号)	11. 9	11. 9 (予備)	11.15 可決	11. 16 可決	11. 9 予算	11. 13 可決	11. 13 可決	
3	平成13年度政府関係機関補正予算(機第1号)	11. 9	11. 9 (予備)	11.15 可決	11.16 可決	11. 9	11. 13 可決	11. 13 可決	

【決算委員会】

(1) 審議概観

[平成11年度決算外2件の審査]

平成11年度決算及び国有財産関係2件は、第151回国会の召集日である平成13年1月31日に提出された。このうち、11年度決算については、13年11月28日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

平成11年度決算の概要は、次のとおりである(Ⅲの3 (2)「平成11年度決算の概要についての報告」を参照)。

平成11年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は94兆3,763億円、歳出決算額は89兆374億円であり、差引き5兆3,389億円の剰余を生じた。この剰余額は財政法第41条の規定により、平成12年度一般会計歳入に繰り入れられた。11年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は3兆8,019億円、不用額は6,101億円、また、財政法第6条の純剰余金は1兆402億円である。

平成11年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳 入決算額は310兆1,755億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は279兆3,689億円である。

平成11年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆3,669億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は55兆5,600億円であるため、差引き8,069億円が平成11年度末の資金残額である。

平成11年度政府関係機関決算書における14機関の収入済額を合計した収入決算額は7兆2,094億円、支出済額を合計した支出決算額は6兆9,204億円である。

国有財産関係2件の概要は、次のとおりである。

平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書における11年度中の国有財産の差引純増加額は5兆2,117億円、11年度末現在額は105兆8,364億円である。

平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書における11年度中の国有財産の無償貸付の差 引純増加額は148億円、11年度末現在額は1兆1,485億円である。

委員会においては、13年11月28日、財務大臣から平成11年度決算外2件の概要説明を、 会計検査院長から平成11年度決算検査報告及び平成11年度国有財産検査報告の概要説明を それぞれ聴取した。

(2) 委員会経過

〇平成13年10月17日(水)(第1回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

〇平成13年11月28日(水)(第2回)

○平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国 税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書

平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件について塩川財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について金子会計検査院長から説明を聴いた。

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成11年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査 のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定し た。

〇平成13年12月5日(水)(第3回)

- ○平成11年度決算外 2 件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に 関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成11年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査 のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを 決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他 (3件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

	,	参議院			衆議院			
件名	提出月日	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付·託	委員会 議決	本会議議決	
平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別 会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金 受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書	13. 1.31 (151回)	13. 11. 28	継続	審査	13. 9.27 決算行監	継続	審査	
文仏計算者、平成11年度政府関係機関伏算者	013.11.28	財務大日	E報告					
平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書	13. 1.31 (151回)	11.28	継続	審査	9.27 決算行監	· 継続 	審査	
平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書	13. 1.31 (151回)	11. 28	継続	審査	9.27 決算行監	継続	審査	

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本委員会は、「現下の緊急課題」を中心に調査を進めることとし、 主として牛海綿状脳症(BSE)対策、特殊法人改革等の問題が取り上げられた。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めること を内容とする苦情請願は付託されなかった。

[国政調査等]

10月15日、行政評価・監視活動実績の概要について片山総務大臣から説明を、小坂総務副大臣から補足説明を聴取した。

その後、10月22日に、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び現下の緊急課題に関する件について質疑を行った。質疑では、BSE全頭検査実施以前の牛肉の安全性及び回収措置の必要性、畜産農家及び流通業者に対する救済策、風評被害拡大に対する農水省と厚労省の責任、BSE発症の原因究明、1次検査段階での検査結果の公表の必要性、我が国における羊のスクレイピー発生状況及びスクレイピー感染食用羊が市場に流通しないための対策、BC(生物・化学)兵器テロに対する各省庁の取組状況、HIV等の感染症防止のための日本政府の具体的支援策、特殊法人改革の進捗状況、公務員制度改革に関する行革担当大臣の取組、医薬品に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対する総務大臣の所見等の諸問題が取り上げられた。

続いて、11月19日、26日及び12月3日に、現下の緊急課題に関する件について質疑が行われ、日本道路公団の経営実態、高速道路整備計画の見直し、首都圏中央連絡道路東京区間の費用対便益効果の算定根拠、日本道路公団、日本政策投資銀行及び住宅金融公庫の改革の方向性、グリーンピア等の経営状況、健康保険制度の財政の一元化を検討する必要性、産業廃棄物処理への公的関与の必要性、男女共同参画2000年プランにあった「賃金格差の解消」が基本計画から落とされた理由、レシピエント未登録者の親族への臓器移植の是非、連結納税制度導入先送りに対する財務大臣の認識と同制度導入への決意、クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟に関する国の責任、市町村合併の議論を踏まえた21世紀の国家像及び地方自治体像、地方公共団体の課税自治権の行使に対する総務省の対応、医療用具業公正取引協議会の指摘による医療用具無償貸出禁止により、従来医療材料価格に包含されていた貸出費用が別途徴収される不合理、相次ぐ不祥事に対する外務大臣の所感及びプール金返済についての外務省の対処方針、諫早湾干拓事業に係るノリ養殖被害の状況とその原因、諫早湾干拓事業中止に対する農林水産大臣の所見、刈羽村生涯学習センター「ラピカ」の建設に係る電源立地促進対策交付金の返還の必要性等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

〇平成13年10月15日(月)(第1回)

- ○理事を選任した。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- ○行政評価・監視活動実績の概要に関する件について片山総務大臣から説明を、小 坂総務副大臣から補足説明を聴いた。

〇平成13年10月22日(月)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び現下の緊急課題に関する件について片 山総務大臣、武部農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、田中外務大臣、桝屋厚生労働副 大臣、野間農林水産副大臣、遠藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月19日(月)(第3回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○現下の緊急課題に関する件について坂口厚生労働大臣、石原国務大臣、塩川財務大臣、 福田男女共同参画担当大臣、森山法務大臣、風間環境副大臣、遠藤総務副大臣、政府 参考人及び参考人日本道路公団理事奥山裕司君に対し質疑を行った。

〇平成13年11月26日(月)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○現下の緊急課題に関する件について石原国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川 財務大臣、坂口厚生労働大臣、武部農林水産大臣、岸田文部科学副大臣、南野厚生労 働副大臣、佐藤国土交通副大臣、山名総務大臣政務官、政府参考人及び参考人住宅金 融公庫理事井上順君に対し質疑を行った。

〇平成13年12月3日(月)(第5回)

- o 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○現下の緊急課題に関する件について塩川財務大臣、田中外務大臣、武部農林水産大臣、 桝屋厚生労働副大臣、遠藤総務副大臣、植竹外務副大臣、大村経済産業大臣政務官、 政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
- ○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出する ことを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

[法律案の審査]

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員 の例に準じて、当分の間、議員秘書に特例一時金を支給するものである。

本法律案は、11月9日に衆議院から提出、同16日、本委員会に付託され、同21日に全会 一致をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げるものである。

本法律案は、11月9日に衆議院から提出、同28日、本委員会に付託され、同30日に全会 一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

〇平成13年9月27日(木)(第1回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科 学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、環境委員長、国家 基本政策委員長、決算委員長及び行政監視委員長の辞任及びその補欠選任について 決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、 社会民主党・護憲連合及び自由党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、 社会民主党・護憲連合及び自由党各1人 計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守党10人、民主党・新緑風会5人、公明党3人、日本共産党及び 無所属の会各1人 計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守党12人、民主党・新緑風会6人、公明党及び日本共産党各2人、

社会民主党・護憲連合、自由党及び無所属の会各1人 計25人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党17人、民主党・新緑風会9人、公明党及び日本共産党各3人、 社会民主党・護憲連合、自由党及び無所属の会各1人 計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した。 た後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・保守党8人、民主党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、参議院傍聴規則の一部改正に関する件について決定した。
- 一、広島未来会議21を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定 した。

イ、日取り 10月2日及び3日

- ロ、時 間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党及び日本共 産党各25分
- ハ、人 数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各2人、公明党及び日本共 産党各1人
- 二、順序 1民主党・新緑風会 2自由民主党・保守党 3公明党 4日本共産党 5民主党・新緑風会 6自由民主党・保守党
- 一、会期を72日間とすることに決定した。
- 一、米国における同時多発テロ事件に関する決議案(山崎正昭君外4名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年10月2日(火)(第2回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年10月3日(水)(第3回)

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、同予備員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について 決定した。
- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、国会議員として在職期間が25年に達した議員関谷勝嗣君を院議をもって表彰することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年10月19日(金)(第4回)

一、平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び海上保安庁法の一部を改正する法律案に

ついて本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領 により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・保守党10分、民主党・新緑風会30分、公明党及び日本共 産党各10分

口、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年10月22日(月)(第5回)

一、銀行法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

口、人数1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年10月29日(月)(第6回)

- 一、地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年10月31日(水)(第7回)

- 一、次の件について遠藤総務副大臣、南野厚生労働副大臣、泉国土交通副大臣及び風間 環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件
 - ロ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ハ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
 - 二、運輸審議会委員の任命同意に関する件
 - ホ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- 一、本会議における内閣総理大臣の第9回アジア太平洋経済協力首脳会議出席及びその際に行われた二国間首脳会談に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

口、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、司法制度改革推進法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

口、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月2日(金)(第8回)

一、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を 改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これ に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。 イ、時 間 民主党・新緑風会15分

口、人数 1人

一、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について本会議においてその趣旨の 説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

口、人数 1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月9日(金)(第9回)

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 11月9日

ロ、時 間 民主党・新緑風会20分、日本共産党10分

ハ、人 数 各派1人

二、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月14日(水)(第10回)

一、地方税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案 について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要 領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

口、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月16日(金)(第11回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月21日(水)(第12回)

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第7号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産 反対会派 なし

- 一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月26日(月)(第13回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月28日(水)(第14回)

一、平成11年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行 うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

口、人数1人

一、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

口、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年11月30日(金)(第15回)

- 一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院 提出)を可決した。
 - (衆第8号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産 反対会派 なし
- 一、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年12月3日(月)(第16回)

- 一、次の件について安倍内閣官房副長官、仲村内閣府副大臣、遠藤総務副大臣、横内法 務副大臣及び青山文部科学副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定し た。
 - イ、検査官の任命同意に関する件
 - ロ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件
 - 二、公正取引委員会委員の任命同意に関する件
 - ホ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
 - へ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
 - ト、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- 一、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

口、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年12月5日(水)(第17回)

- 一、皇孫殿下御誕生につき天皇陛下及び皇太子殿下に院議をもって賀詞をささげること に決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成13年12月7日(金)(第18回)

一、地方自治法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴

取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。 イ、時間 民主党・新緑風会15分 ロ、人数 1人

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定 した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第7号) 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書に特例一時金を支給しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 1 当分の間、各年度の3月1日に在職する議員秘書について特例一時金を支給する。.
- 2 本法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規 定は、平成13年4月1日から適用する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号) 【要旨】

本法律案は、国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、 育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げようとするものであ る。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案 (2件)

.T.		相山本	弘 /世	予備本院		議隊	r U	、衆	議「	院
番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
7	国会議員の秘書の給与等に関する法律 の一部を改正する法律案	議院運営委員長 藤井 孝男君 (13.11.9)	13. 11. 9	13. 11. 9	13. 11. 16	13. 11.21 可決	13. 11.21 可決			13. 11: 9 可決
8	国会職員の育児休業等に関する法律の 一部を改正する法律案	議院運営委員長 藤井 孝男君 (13.11.9)	11. 9	11. 9	11. 28	11.30 可決	11.30 可決 ·			11. 9 可決

【懲罰委員会】

(1) 委員会経過

- 〇平成13年11月14日(水)(第1回)
 - ○理事の補欠選任を行った。

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。 また、本特別委員会付託の請願2種類21件は、いずれも保留とした。

[国政調査等]

11月28日、質疑を行い、危機管理体制の在り方、生物化学テロ対策、東海地震対策、雑居ビルの火災対策、災害時における高齢者対策、被災者生活再建支援金の見直し、三宅島の被災者支援対策、阪神・淡路大震災後の住宅復興対策等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年9月27日(木)(第1回)
 - ○特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成13年11月28日(水)(第2回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○危機管理体制の在り方に関する件、生物化学テロ対策に関する件、東海地震対策に関する件、雑居ビルの火災対策に関する件、災害時における高齢者対策に関する件、被 災者生活再建支援金の見直しに関する件、三宅島の被災者支援対策に関する件、阪神・ 淡路大震災後の住宅復興対策に関する件等について村井防災担当大臣及び政府参考人 に対し質疑を行った。

〇平成13年12月5日(水)(第3回)

- ○請願第510号外20件を審査した。
- ○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

数 罰

火舌刈束

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

[国政調査等]

10月24日、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、田中外務大臣から、第153回国会の委員会開会に当たってのあいさつがあり、沖縄及び北方問題について所信が述べられた。

11月28日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖縄振興新法の基本方向、米国での同時多発テロ事件の沖縄観光への影響、沖縄振興開発金融公庫の在り方、普天間飛行場代替施設問題、日米地位協定の見直し、北方領土問題をめぐる日ロ交渉、北方領土隣接地域の振興、日ロ経済協力、北方四島周辺水域における漁業問題などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年9月27日(木)(第1回)
 - ○特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成13年10月24日(水)(第2回)
 - ○理事の補欠選任を行った。
- 〇平成13年11月28日(水)(第3回)
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○沖縄振興新法の基本方向に関する件、米国での同時多発テロ事件の沖縄観光への影響 に関する件、沖縄振興開発金融公庫の在り方に関する件、普天間飛行場代替施設問題 に関する件、日米地位協定の見直しに関する件、北方領土問題をめぐる日ロ交渉に関 する件、北方領土隣接地域の振興に関する件、日口経済協力に関する件、北方四島周 辺水域における漁業問題に関する件等について尾身沖縄及び北方対策担当大臣、田中 外務大臣、仲村内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、古屋経済産業副大臣、植竹外務副大 臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月5日(水)(第4回)

- ○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出すること を決定した。
- ○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

[国政調査等]

11月14日、国会等の移転に関して、参考人三重県知事北川正恭君及び近畿商工会議所連合会副会長髙橋宗次郎君から意見を聴取し、各参考人に対し、地方分権に対する考え、重都、分都、展都等の移転の形態に対する考え、地元が移転候補地から外れた場合の対応、環境との共生の実現へ向けた取組、高速交通網整備の見通しと東京との連携、国・地方とも厳しい財政状況下で移転をすることの是非、三重・畿央地域を経済力・情報力をもった地域にすることの可能性、構造改革が進む中での移転の必要性の有無、水資源確保への見通し、三重・畿央地域の人口規模と用地確保の見通し、移転にかかる費用と年数の試算、移転による日本の文化・経済への影響、遷都反対論への意見等について質疑を行った。

11月15日、国会等の移転に関して、参考人岐阜県知事梶原拓君及び中部経済連合会副会 長須田寬君から意見を聴取し、各参考人に対し、移転に関して求められる国の役割、都市 基盤の整備されていない地域へ移転する必要性、都市再生に向けての方策と首都機能移転 との比較、移転に伴う環境への配慮、都市のあるべき姿、国会の審議に対する印象、首都 機能が移転した場合の国事行為への対応、広域行政の在り方も含めた「地方主権」の考え 方、国・地方とも厳しい財政状況下で移転することの是非、岐阜・愛知地域の地盤の強さ、 移転に当たっての理想的条件等について質疑を行った。

また同日、国会等の移転に関して、参考人栃木県知事福田昭夫君及び福島県商工会議所連合会会長坪井孚夫君から意見を聴取し、各参考人に対し、栃木県知事の国会等移転に対する姿勢、栃木・福島地域が移転先として優れている点、「国会等移転」と「首都機能移転」の考え方の混乱、東京都幹部がシンポジウムで述べたいわゆる「展都」の考え方への意見、広域行政の在り方も含めた「地方主権」の考え方、国・地方とも厳しい財政状況下で移転することの是非、伝統的文化の点での他候補地との比較、栃木・福島地域における都市インフラの状態、移転先でも現在の東京都と同じ問題が起こることへの懸念等について質疑を行った。

沖縄·北方

国会移転

(2) 委員会経過

- 〇平成13年9月27日(木)(第1回)
 - ○特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成13年11月14日(水)(第2回)
 - ○参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○国会等の移転に関する件について参考人三重県知事北川正恭君及び近畿商工会議所連 合会副会長髙橋宗治郎君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月15日(木)(第3回)

○国会等の移転に関する件について参考人岐阜県知事梶原拓君、中部経済連合会副会長 須田寬君、栃木県知事福田昭夫君及び福島県商工会議所連合会会長坪井孚夫君から意 見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月5日(水)(第4回)

- ○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年9月27日(木)(第1回)
 - ○特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成13年12月5日(水)(第2回)
 - ○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決 した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ、開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものである。なお、衆議院において、指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票については、一部の行政区を除いて、電磁的記録式投票機によることができること、電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とすること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、本法律案におけるセキュリティ対策と投票の秘密の確保、国による助言と援助の具体的内容、電磁的記録式投票機の導入とその費用対効果等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

[国政調査等]

11月26日、第19回参議院議員通常選挙の執行状況について片山総務大臣から、同通常選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年9月27日(木)(第1回)
 - ○特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成13年11月26日(月)(第2回)
 - o政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○第19回参議院議員通常選挙の執行状況等に関する件について片山総務大臣及び政府参 考人から報告を聴いた。
 - ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票 方法等の特例に関する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙 法改正に関する特別委員長中馬弘毅君から説明を聴いた。

〇平成13年11月28日(水)(第3回)

- o 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票 方法等の特例に関する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について衆議院政治倫理

金融経済

倫理選挙

の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長中馬弘毅君、片山総務大臣、遠藤総務 副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会 反対会派 なし

〇平成13年12月5日(水)(第4回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(閣法第24号)

【要旨】

本法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 電磁的記録式投票機による投票
 - (1) 市町村の議会の議員又は長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、市町村は、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることができる。
 - (2) 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、都道府県は、電磁的記録式投票機を用いた投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることができる。
- 2 電磁的記録式投票機の具備すべき条件等
 - (1) 電磁的記録式投票機は、二重投票の防止、投票の秘密保持等の条件を具備したものでなければならない。
 - (2) 電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。
- 3 電磁的記録式投票機の指定

市町村の選挙管理委員会は、2(1)の条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、 当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。

4 電磁的記録式投票機による代理投票等

身体の故障等により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人に対する電磁的記録式投票機を用いた代理投票の制度、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人に対する電磁的記録式投票機の操作についての補助の制度を設ける。

5 電磁的記録式投票機を用いた投票の開票

開票管理者は、開票所において、開票立会人とともに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各公職の候補者の得票数を計算しなければならない。

6 電磁的記録媒体の複写

- (1) 投票管理者は、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写しなければならない。
- (2) 開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことにより、電子計算機を用いた集計を行うことが不可能であると認めるときは、開票立会人の意見を聴いて、当該投票の電磁的記録媒体に代えて、(1)により投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う。
- 7 同時選挙等の特例

同時選挙等に関し、公職選挙法等の特例を設ける。

8 罰則

公職選挙法の罰則の適用に関し必要なみなし規定を設ける。

9 電磁的記録式投票機の使用に要する費用の負担 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する電磁的記録式投票機の使用に要する 費用については、当該地方公共団体の負担とする。

10 国の援助

国は、電磁的記録式投票機を用いた投票による選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に対する助言その他の援助の実施に努める。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、①指定都市の議会の議員又は長の選挙の 投票については、指定都市は、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都 市の区の区域内の投票区を除き、電磁的記録式投票機による投票によることができること、 ②公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏 名及び党派別とすること等を内容とする修正が行われた。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(1件)

		先	梅山	参	議院		衆	議院	
番号	件 名	先議院	提出 月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
24	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る 電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の 特例に関する法律案	衆	13. 11. 9	13. 11.26	13. 11.28 可決	13. 11.30 可決	13. 11.16 倫理選挙	13. 11.21 修正	13. 11.22 修正

(注) 修正 修正議決

2 委員会未付託議案審議表

· 内閣提出法律案(1件)

*		先	提出	·参	議り	ž	*	說	
番号	件名	先議院	月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
151 回 90	個人情報の保護に関する法律案	衆	13. 3. 27				13. 9.27 内閣	継続	審査

・本院議員提出法律案 (4件)

-W.		提出者	文 /选	衆院	参	議隊	完	衆	議『	院
番号	件 名	(提出月日)	予備 送付	への 提 出	委員会付 託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
2	育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律の 一部を改正する法律案	井上 美代君 外 5 名 (13.10.26)	13. 10. 30			13. 11. 1 撤 回				
9	持続性の高い農業生産方式の導入の促 進に関する法律の一部を改正する法律 案	郡司 彰君 外2名 (13.11.29)	12. 3		Ā	ŧ 7	7			
10	食品衛生法の一部を改正する法律案	松 あきら君 外2名 (13.11.30)	12. 4		オ	₹ 7	7			
11	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律 案	千葉 景子君 外10名 (13.12.4)	12. 6		#	₹ 7	7			

・衆議院議員提出法律案(53件)

-W-		提出者	予備	本院	参	議	完		衆議	院
番号	件名	(提出月日)	送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
1	国の防衛及び自衛隊による国際協力に 関する基本法案	東 祥三君 外1名 (13.10.5)	13. 10. 9					13. 10. 12 テロ 防止	未	了
3	聴覚障害者の利便の増進に資する字幕 番組の提供の促進のための放送法及び 有線テレビジョン放送法の一部を改正 する法律案	大畠 章宏君 外2名 (13.10.30)	10. 31							継続審査(総務)
6	エネルギー政策基本法案	亀井 善之君 (13.11.8)	11. 9					12. 4 経済 産業	継	続審査
9	特殊法人の整理及び合理化に関する法 律案	中井	11. 12						未	7

12. 5

外3名

(13, 12, 4)

参議院

委員会 委員会 本会議

議決 議決

付託

本院

 ~ 0

提出

予備

送付

13.

提出者

(提出月日)

件

26

学校教育法の一部を改正する法律案

名

衆議院

本会議

議決 13.

委員会 委員会

付 託 議決

13.

13.

(文部科学)

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議隊		院
					委員会 付託	委員会 議 決		委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
27	消費生活用製品に係る危険情報の提供 を促進する等のための食品衛生法等の 一部を改正する法律案	石毛 鍈子君 外 5名 (13.12.4)	13. 12. 5							継続審査 (内閣)
28	身体障害者補助犬法案	熊代 昭彦君 外 6名 (13.12.5)	12. 6					13. 12. 6 厚生 労働	継	続審査
29	身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案	熊代 昭彦君 外 6名 (13.12.5)	12. 6					12. 6 厚生 労働	継続審査	
148 回 1	永住外国人に対する地方公共団体の議 会の議員及び長の選挙権等の付与に関 する法律案	冬柴 鐵三君 外1名 (12.7.5)						9.27 倫理 選挙	継続審査	
148 回 2	永住外国人に対する地方公共団体の議 会の議員及び長の選挙権等の付与に関 する法律案	北橋 健治君 外6名 (12. 7. 5)						9.27 倫理 選挙	継続審査	
150 回 18	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山 由紀夫君 外5名 (12.11.20)						9.27 議院 運営	継続審査	
150 回 19	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12.11.20)						9.27 災害 対策	継	続審査
150 回 20	災害弔慰金の支給等に関する法律の一 部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12.11.20)			,			9.27 災害 対策	継続審査	
151 回 6	犯罪被害者基本法案	細川 律夫君 外4名 (13. 3.13)			• • •			9. 27 内閣	継続審査	
151 回 13	医薬品副作用被害救済・研究振興調査 機構法の一部を改正する法律案	中川 智子君 外8名 (13. 3.30)						9.27 厚生 労働	継続審査	
151 回 20	農業経営再建特別措置法案	小平 忠正君 外2名 (13.4.12)						9.27 農林 水産	継続審査	
151 回 23	民法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外 7名 (13. 5.8)						9.27 法務	継	売審査
151 回 25	公職選挙法の一部を改正する法律案	中野 寛成君 外15名 (13.5.18)						9.27 倫理 選挙	継	売審査
151 回 33	証券取引委員会設置法案	海江田 万里君 外10名 (13. 6. 4)						9. 27 財務 金融	継	売審査

	件 名	LD . (1. 44		本院	参議院			衆 議 院			
番号		提出者 (提出月日)	予備 送付	への提出	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決	委員会付 託	委員会 議 決	本会議議決	
151 回 36	公共事業基本法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						13. 9.27 国土 交通	継		
151 回 37	公共事業関係費の量的縮 減 に関する臨 時措置法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						9.27 国土 交通	継続審査		
151 回 38	公共事業一括交付金法案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)						9.27 国土 交通	継		
151 回 39	ダム事業の抜本的な見直し及び治水の ための森林の整備の推進等のための緊 急措置法案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)						9.27 国土 交通	継続審査		
151 回 40	国会法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外1名 (13.6.5)						9.27 議院 運営	継		
151 回 41	育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律の 一部を改正する法律案	山花 郁夫君 外 5名 (13. 6. 6)						9.27 厚生 労働		撤回申出 撤回(委員 会許可)	
11	中で以上)では汗光	(10. 0. 0)	○第151回国会 13.6.8 衆本会議趣旨説明								
151 回 42	児童福祉法の一部を改正する法律案	金田 誠一君 外 5 名 (13. 6. 6)						9.27 厚生 労働		撤回申出 撤回(委員 会許可)	
151 回 45	衆議院議員選挙区画定審議会設置法の 一部を改正する法律案	鹿野 道彦君 外3名 (13.6.8)						9.27 倫理 選挙	継	続審査	
151 回 49	ホームレスの自立の支援等に関する臨 時措置法案	鍵田 節哉君 外 9 名 (13. 6.14)						9.27 厚生 労働	継	続審査	
151 回 50	芸術文化振興基本法案	斉藤 鉄夫君 外2名 (13. 6.14)						9.27 文部 科学		撤回申出 撤回(委員 会許可)	
151 回 53	少子化社会対策基本法案	中山 太郎君 外8名 (13. 6.19)						9. 27 内閣	継	続審査	
151 回 54	民法の一部を改正する法律案	漆原 良夫君 外 2名 (13. 6.20)						9.27 法務	継続審査		
151 回 55	医療法の一部を改正する法律案	今野 東君 外12名 (13. 6.25)						9.27 厚生 労働	継	続審査	
151 回 56	政治資金規正法等の一部を改正する法 律案	鹿野 道彦君 外3名 (13. 6.27)						9.27 倫理 選挙	継	続審査	

番号	件 名	相小木	予備 送付	本院への提出	参議院			衆議院		
		提出者 (提出月日)			委員会 付託	委員会 議決		委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
151 回 57	道路交通法の一部を改正する法律案	長妻 昭君 外1名 (13.6.27)						13. 9.27 内閣	継続審査	
151 回 58	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改 正する法律案	石井 紘基君 外 6名 (13. 6.27)						9.27 総務	継続審査	
151 回 59	独立行政法人通則法の一部を改正する 法律案	石井 紘基君 外 6名 (13. 6.27)						9.27 総務	継続審査	
151 回 60	特殊法人の役員等の報酬等の規制に関 する法律案	石井 紘基君 外6名 (13. 6.27)						9.27 総務	継続審査	
151 回 61	日本銀行法の一部を改正する法律案	石井 紘基君 外 6 名 (13. 6.27)						9.27 財務 金融	継続審査	
151 62	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定 審議会設置法の一部を改正する法律案	中井						9.27 倫理 選挙	継続審査	
151 回 63	道路交通法の一部を改正する法律案	西村 眞悟君 (13. 6.28)						9. 27 内閣	継続審査	
151 回 64	防衛省設置法案	野田 毅君 (13. 6.28)						9.27 内閣	継	続審査

・予備費等承諾を求めるの件(7件)

		参	議『	完	衆	議院	
件 名	提出月日	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 本会議 議 決 議 決	
平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及 び各省各庁所管使用調書	13. 3.30 (151回)				13. 9.27 決算行監	継続審査	
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁 所管使用調書(その1)	13. 3.30 (151回)				9.27 決算行監	継続審査	
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁 所管使用調書(その1)	13. 3.30 (151回)				9.27 決算行監	継続審査	
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増 額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	13. 3.30 (151回)				9.27 決算行監	継続審査	
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁 所管使用調書(その2)	13. 5.29 (151回)				9.27 決算行監	継続審査	
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁 所管使用調書(その2)	13. 5.29 (151回)				9.27 決算行監	継続審査	
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増 額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その 2)	13. 5.29 (151回)			·	9.27 決算行監	継続審査	

・NHK決算(1件)

		参	議隊	Ž.	衆議院		
件 名	提出月日	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決
日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び 損益計算書並びにこれに関する説明書	13. 2. 9 (151回)				13. 9.27 総務		

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

[調査の経過]

本調査会は、第152回国会の平成13年8月7日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。その具体的な調査項目としては、①「イスラム世界と日本の対応」、②「国際経済」では「グローバリゼーションと国際経済」「東アジア経済の現状と展望」「貧困の削減と世界経済の持続的発展」、③「地球環境問題の現状と日本の取組」及び④「アジア太平洋の安全保障」について調査を行うこととした。なお、第1年目は、まず初めに「第IV期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状」について調査することとし、その後、「イスラム世界と日本の対応」及び「国際経済」の中の「東アジア経済の現状と展望」について調査を行うこととした。

第153回国会においては、2回の調査を行った。

11月7日に、「第IV期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状」について、政府からの報告を面田外務省経済協力局長から聴いた後、各政府参考人(高橋外務省総合外交政策局国際社会協力部長、西田外務省経済協力局長、溝口財務省国際局長、白川文部科学省国際統括官及び林経済産業省貿易経済協力局長)に対し質疑を行った。

次に、11月28日に、「イスラム世界と日本の対応」のうち「イスラム世界の歴史と現在」 について、後藤明参考人(東京大学東洋文化研究所教授)及び小杉泰参考人(京都大学大 学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授)から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

(1)「第IV期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状」

「第IV期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状」について政府からの報告を聴取した後、委員から、政府のODA施策に対する調査会提言の効果、援助実施におけるNGOとの連携、「人間の安全保障」のためのODA支援の現状、ODA基本法制定の可能性、ODAによるIT支援の現状、我が国ODAと資源開発の関係、ODA大綱の基準に該当しない国に対する援助の扱い、ODAのアンタイド化の意味等について質疑を行った。(2)「イスラム世界の歴史と現在」

後藤参考人から主としてイスラム世界の歴史について、小杉参考人から主としてイスラム世界の現在について意見を聴取した後、委員から、我が国とイスラム世界との関係、イスラム社会における宗派の違い、タリバンによるアフガニスタン支配の歴史上の位置付け、米国同時多発テロを受けてイスラムが採るべき対応、イスラム原理主義、グローバリゼーションとイスラム、イスラムにおける民主主義、個人主義のとらえ方、米国がイスラムから敵意を持たれる理由、国家と宗教との関係等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

〇平成13年10月2日(火)(第1回)

- ○理事を選任した。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

〇平成13年11月7日(水)(第2回)

- ○調査項目の選定について会長から報告があった。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○第4期調査会のODAに関する提言と政府施策の現状について政府参考人から報告を 聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月28日(水)(第3回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応(イスラム世界の歴史と現在)について参考人東京大学東洋文化研究所教授後藤明君及び京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授小杉泰君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月5日(水)(第4回)

○国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

[調査の経過]

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として、第152回国会の平成13年8月7日に設置され、3年間にわたり調査活動を行うこととなった。

第153回国会では、まず、今期の調査項目を選定するため、理事会等を中心に協議を重ねた結果、調査に当たって以下の共通認識を得るに至った。

我が国社会においては現在、モノの豊かさだけではなく、心の豊かさを含めた真の豊かさが求められているが、現下の深刻な雇用・経済情勢や、地球規模の競争が一層激しくなることが予想される中では日本経済の活性化が緊急の課題である。また、少子高齢化、グローバリゼーションの進展等経済社会情勢の変化を見通した雇用と社会保障制度の在り方も求められる。

こうした観点から、11月21日の理事会において今期の調査項目を「真に豊かな社会の構築」とし、「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」及び「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障の在り方」をサブテーマとすることに決定し、同日、この決定は調査会で報告された。

第153回国会は調査を2回行った。まず、11月21日に「改革先行プログラム」について 内閣府から説明を聴取し、関係省庁に対し質疑を行った。

また、11月28日には「日本経済の活性化に向けた課題」について株式会社野村総合研究 所上席エコノミスト植草一秀君及び株式会社日本総合研究所調査部長高橋進君の両参考人 から、意見を聴取し、質疑を行った。

[調査の概要]

11月21日の調査会では、「改革先行プログラムに」ついて、小林内閣府政策統括官から説明を聴取した後、構造改革への国民参加を促す方法、中小企業の事業承継税制の見直しの必要性、日本が解決すべき構造問題と具体的な解決策、いわゆる工場等制限法の廃止の必要性、中小企業及びベンチャー企業の支援施策の準備状況、消費税の引上げ及び引下げについての政府の考え、緊急地域雇用創出特別交付金において雇用期間更新を認める事業範囲、国民に構造改革の具体的展望を示す必要性、構造改革推進による失業率の更なる上昇についての政府の想定、ものづくりを通じた日本の生き残り策についての政府の見解等について質疑を行った。

11月28日の調査会では、植草参考人からは、「改革」の課題として、戦後日本体制を刷新することが求められており、「官」と「民」の関係を根本から変える時期に来ていること、経済運営の基本原理を、これまでの規制を張りめぐらしたもとでの「護送船団」方式から原則自由化されたもとでの「自己責任」をベースにした運営に切り替えること、財政支出のむだが指摘されているがこの機会に財政支出の中身を全面的に見直すこと、が重要であるとの意見のほか、現在のように景気悪化が進行し、株価、地価の下落が進行しているときに企業を整理しても事態の改善にはならない、最も重要な点はマクロ経済状況の改

善を促進し、株価、地価の下落に歯止めをかけることが最優先されるべきであり、現在の 施策はこの優先順位の設定において大きな誤りを犯している等の意見が述べられた。

高橋参考人からは、当面の景気展望、構造改革の意味・課題、生活者起点の改革につい て意見が述べられた。このうち構造改革については、改革により景気が悪化し痛みが増す との懸念が強いが、むしろ改革をやらなくても日本経済は相当の痛みを覚悟せざるを得な いところまで体質が悪化している、さらに、日本の貿易黒字がこのところ急速に縮小して きており、日本経済に余裕があるうちに早く構造改革に着手すべきであるとの意見であっ た。また、生活者起点の改革について、21世紀の日本をどうつくるかという観点から人々 の「生き方」「暮らし方」「働き方」を根本から問い直す「生活者起点の構造改革」が必要 であり、とりわけ、空洞化している地域経済は、従来型の成長至上主義・産業振興の観点 からはなかなか苦境を救えず、「まちづくり」の観点から政策を打っていく必要がある、 等の意見が述べられた。両参考人に対し、銀行のディスクロージャーが十分でない中での ペイオフ実施の問題点、産業構造の転換に成功したIT先進国と我が国の違い、国と地方 の仕組みの改善及び道州制について、日本型ワークシェアリングの望ましい在り方、国民 が真の豊かさを実感できない理由、経常黒字の減少及び国債発行の30兆円枠についての見 解、景気回復に有効と考えられる文化・芸術振興施策に対する見解、公共投資をマイナス にすべきでないとの意見に対する見解、現在の為替レート水準についての見解等について 質疑を行った。

(2) 調査会経過

〇平成13年9月27日(木)(第1回)

- ○調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○理事の選任及び補欠選任を行った。

〇平成13年11月21日(水)(第2回)

- ○調査項目の選定について会長から報告があった。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「真に豊かな社会の構築」のうち、改革先行プログラムについて政府参考人から説明 を聴いた後、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月28日(水)(第3回)

○「真に豊かな社会の構築」のうち、日本経済の活性化に向けた課題について参考人株 式会社野村総合研究所上席エコノミスト植草一秀君及び株式会社日本総合研究所調査 部長高橋進君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年12月5日(水)(第4回)

○国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

[調査の経過]

本調査会は、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため第152回国会の平成13年8月7日に設置され、第153回国会において、理事会で調査テーマを「共生社会の構築に向けて」と決定した。

本調査会の調査範囲が広範囲にわたっていることから、調査テーマの決定を調査会に報告した平成13年11月5日に、具体的な調査事項について各委員の意見交換を行った。そこでは、生命の危機にもつながる児童虐待を調査会として取り上げるべきである、だれもが住みやすく自立できる生活環境及び生活習慣を構築するため障害者と健常者の共生を課題とすべきである、生涯にわたる女性の健康支援について多方面から調査を行うべきであるなどの意見が出された。これらの意見を踏まえ理事懇談会で協議した結果、「児童虐待防止に関する件」を当面の調査事項として取り上げることとし、鋭意調査を行っている。

平成13年11月19日及び21日には、児童虐待の防止に関する施策等について政府及び最高裁判所から説明を聴取した後、質疑を行った。また、12月3日には、日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事・東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員・弁護士磯谷文明君、国立小児病院・小児医療研究センター小児生態研究部長谷村雅子君及び大阪府中央子ども家庭センター所長萩原總一郎君を参考人として招き、各参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。

[調査の概要]

平成13年11月19日の調査会では、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から説明を聴取した後、①児童虐待の防止等に関する法律施行後も児童虐待が増え続ける要因、②児童相談所が関与しながら児童虐待による死亡事件が起こる原因についての検証状況、③虐待親の心のケアのための対策、④児童虐待の全体像を把握する必要性、⑤民法上の親権に基づく懲戒権と児童虐待防止法で規定される児童虐待の定義との関係等について質疑を行った。

平成13年11月21日の調査会では、警察庁、法務省及び最高裁判所から説明を聴取した後、 ①児童虐待問題を始めとする国民生活に関係の深い事件を取り扱う家庭裁判所の在り方、 ②人権擁護委員の在り方を見直す必要性、③児童虐待防止に向けた国及び地方の各レベル での連携の在り方、④被虐待経験と非行問題との関連性、⑤親権を一時停止することの必 要性の有無等について質疑を行った。

平成13年12月3日の調査会では、参考人から、児童虐待防止法の制定はその内容面からは必ずしも十分なものではなく、児童相談所を中心とした対応面からの法改正や親権制度そのものの見直しが必要である、児童虐待は人間社会の普遍的課題であり社会状況に即した対策が必要とされ、被虐待児の治療と健全育成のための養育環境の提供、児童虐待のハイリスク家庭の把握と地域の育児支援等の対策が必要である、通告受理機関の体制整備、子どもの心のケアと保護者の指導、地域の虐待防止ネットワークの構築、子育て支援や母子保健施策の充実等が今後の課題である等の意見が述べられた。参考人に対し、①民法の親権制度の見直し及び子どもを中心とした親子関係法の制定の必要性、②被虐待児を施設

から家庭に戻す場合の判断基準、③死亡事例を国の中立的な調査機関が調査する必要性、 ④虐待親に対する刑罰的アプローチと治療的アプローチの有効性、⑤児童虐待に対応する 専門職について通告義務に違反した場合の罰則規定の創設の必要性の有無、⑥被虐待児の 心のケアに関する現状と課題等について質疑を行った。

(2) 調查会経過

〇平成13年11月5日(月)(第1回)

- ○理事を選任した。
- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○調査項目の選定について会長から報告があった。
- ○共生社会の構築に向けてについて意見の交換を行った。
- ○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月19日(月)(第2回)

○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について松下内閣府副大臣、 岸田文部科学副大臣及び南野厚生労働副大臣から説明を聴いた後、南野厚生労働副大 臣、岸田文部科学副大臣、松下内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年11月21日(水)(第3回)

○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について横内法務副大臣、 政府参考人及び最高裁判所当局から説明を聴いた後、横内法務副大臣、政府参考人及 び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〇平成13年12月3日(月)(第4回)

- ○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について参考人日本弁護士 連合会子どもの権利委員会幹事・東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会 委員・弁護士磯谷文明君、国立小児病院・小児医療研究センター小児生態研究部長谷 村雅子君及び大阪府中央子ども家庭センター所長萩原總一郎君から意見を聴いた後、 各参考人に対し質疑を行った。
- ○共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

[調査の経過]

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成 12年1月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せ によって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

なお、調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を 見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらう ことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」、「平和主義と安全保障」の4つのテーマを取り上げ、まず「国民主権と国の機構」から論議をしている。

今国会においては、平成13年11月7日に、ドイツ・スペイン・英国における憲法事情について、海外派遣議員から報告を聴いた後、憲法をめぐる諸問題について、委員相互間の意見交換を行った。

そして、11月21日には国民主権と国の機構に関する憲法判例について、最高裁判所事務 総局総務局長中山隆夫氏から説明を聴取した後、同氏及び最高裁判所事務総局行政局第二 課長増田稔氏に質疑を行った。

[調査の概要]

1. 委員相互間の意見交換

委員相互間の意見交換では、ドイツ・スペイン・英国派遣議員からの報告を踏まえた各国憲法に関する意見、今国会におけるテーマである国民主権と国の機構に関する意見等憲法をめぐる諸問題について議論が行われた。

ドイツ・スペイン・英国の憲法事情の調査に関しては、ドイツ憲法は、制定当初は国家統一までの暫定的な性格のものと考えられ、簡潔なものであったが、その後、基本法を補足しなければならない事項が多く生じ、48回にわたり改正されてきた、ただし基本的な内容、本質は制定時と変わっていない、スペイン憲法は、過去の市民戦争や専制政治という悲惨な経験を繰り返さないように、すべての政治勢力が結集し、国民投票の支持を受け、全ての県で支持を受けて1978年に成立した、イギリスでは、上院が有効に機能している点として、予算審議がないため下院より時間的余裕がある、異なった経験、専門性を持った人物が異なった目でものを見ることができる点が挙げられるが、公選制でないため国民の目から、いかに正当性あるものとしてみてもらえるかは今後の大きな課題である等の報告がなされた。

これに対し、ドイツやスペインでは下院が国民の代表であるのに対して、上院は地域を 代表する役割が担われ、我が国においても地方分権が進むなか、参議院の果たす役割は大 きく、真剣に考えなければならない問題である等の意見が出された。

2. 最高裁判所当局からの説明聴取

最高裁判所当局から、裁判所の機構、我が国の司法の実情及び国民主権と国の機構等に 関する憲法判例に関し、まず、裁判の現状について、民事訴訟、刑事訴訟とも事件数は増 加傾向にあるが、平均審理期間は短縮傾向にある旨、次に、国民主権と国の機構に関する 5件の判決及び代表的な11件の違憲判決について、その事実関係及び判決内容について説 明を聴取した。

これに対し質疑がなされ、違憲立法審査がある程度の審理期間を要することについて、 三審制を採用している以上、システムとしてはやむを得ないが、憲法違反の法令が長期間 適用される事態は好ましくなく、これらの訴訟につき、審理の充実、迅速化のために努力 していく旨、違憲判決の効力について、我が国は付随的違憲審査制を採用し、その効力も 当該事件に限られると最高裁判例は示しているが、その条項が違憲とされた場合は、執行 に当たってその適用を避け、また、速やかに廃止、改正がされることが好ましい旨、統治 行為論について、その定義、統治行為論を採用したと言われている最高裁判例は2件であ り、統治行為論を用いて憲法判断を回避している傾向があるという批判は当たらないもの と考えている旨最高裁判所当局から、説明を受けた。

(2) 調査会経過

〇平成13年10月31日(水)(第1回)

- ○幹事を選任した。
- ○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

〇平成13年11月7日(水)(第2回)

- o ドイツ連邦共和国、スペイン及び英国における憲法事情について海外派遣議員から報 告を聴いた後、意見の交換を行った。
- O日本国憲法に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月21日(水)(第3回)

○国民主権と国の機構に関する憲法判例について最高裁判所当局から説明を聴いた後、 質疑を行った。

法

1 議案審議概況

【概観】

閣法は、新規提出28件(うち本院先議2件)のすべてが成立した。また、衆議院において継続審査となっていた7件のうち銀行法改正案等5件が成立し、個人情報保護法案は引き続き衆議院で、地方自治法改正案は本院において継続審査となった。

参法は、提出された11件のうち保健婦助産婦看護婦法改正案が成立、2件が本院において継続審査、7件は審査未了となった(1件は撤回)。

衆法は、新規提出29件のうち金融再生法改正案等9件が成立、1件が否決、14件が衆議院において継続審査、5件は審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた36件のうち商法改正案等3件が成立、30件は引き続き衆議院で継続審査となった(3件は撤回)。

予算は、平成13年度一般会計補正予算外2件が提出され、成立した。

条約は、新規に提出された爆弾テロ防止条約及び衆議院で継続審査となっていた3件すべてが承認された。

承認案件としては、テロ対策特別措置法に基づく自衛隊の活動についての承認案件が提出され、承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成12年度予備費等7件はいずれも引き続き 衆議院で継続審査となった。

決算は、平成11年度決算が継続審査となり、NHK決算は審査に入るに至らなかった。 決議案は、提出された2件のうち山崎正昭君外4名発議の米国テロ事件決議案が可決された。

【議案の審議状況】

[予算の審議]

平成13年度一般会計補正予算外2件は、平成13年11月9日に提出され、同日の衆・参両院本会議における財政演説及びこれに対する質疑の後審査に入り、同月13日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、同月16日の参議院本会議において可決された。

今回の補正予算は、本年10月、政府において決定された改革先行プログラムを実施するため編成された。その内容は雇用・中小企業のセーフティネット、緊急構造改革の加速、テロリズム等についての対策を講ずるための追加支出を行うもので、今年度一般会計予算の補正後の総額は、当初予算に対し1兆610億円増加し、83兆7,133億円となる。

〔法律案の審議〕

一 閣 法 一

【成立した主な閣法】

司法制度改革推進法案(11月9日成立)

司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本理念及び基本方針を定めるとともに内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする司法制度改革推進本部を設

置する。

テロ対策特別措置法案、自衛隊法改正案、海上保安庁法改正案-テロ対策関連- (10月29 日成立)

テロ対策特別措置法案は、平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロに対する国際的な取組に積極的かつ主体的に寄与するため、我が国領域、戦闘行為のない公海及びその上空並びに同意を得た外国の領域において、協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他必要な措置を実施できることとし、この実施には、基本計画の閣議決定と速やかな国会報告を義務付けている。また、任務に就く自衛官には、自己及び同じ場所に所在する自衛官、自己の管理下に入った者のために武器を使用できることとする。[衆議院修正]自衛隊の活動については、防衛庁長官の命令後20日以内に国会に付議して、承認を求めなければならないこととした。

自衛隊法改正案は、同時多発テロに関連し、テロの対象となる恐れのある駐留米軍の施設及び自衛隊の施設について、警護出動の制度を創設して、自衛隊がこれら施設を直接警護することを可能とし、武装工作員、不審船事案への対応として、武器使用権限の拡大、武器を携行した自衛隊の部隊による情報収集活動、海上保安庁法と同じく船体射撃の際の違法性の阻却のための規定を整備するとともに、防衛秘密を指定し、この漏えいに対する罰則を強化する。

海上保安庁法改正案は、不審船事案に対応し、立入検査の目的で不審船を停船させようとする場合、一定の要件の下に、武器の使用の結果として人に危害を加えたとしても違法性が阻却されることとして船体射撃を可能とする。

PKO協力法改正案(12月7日成立)

国連のPKO活動に適切かつ効果的に寄与するため、PKF本体業務への参加凍結を解除し、武器使用に係る防衛対象に自己の管理下に入った者を加えるとともに武器の防護のためにも武器を使用できることとする。

銀行法改正案(11月2日成立)

銀行等の株式の20%を超える株式を保有するものを主要株主とし、株式取得を認可制とするなど一定のルールを整備するとともに、銀行の営業所の設置を届出制にするなどの規制緩和を行う。[衆議院修正]一部規定の施行期日について所要の修正を行った。

雇用対策臨時特例法案(12月7日成立)

最近の雇用失業情勢の悪化に対応し、中高年齢者について、所定給付日数を超えて求職者給付を受けつつ再度職業訓練を受けることができることとするとともに派遣労働における派遣期間の上限を1年から3年に延長する等の措置を講ずる。

【参議院で継続審査となった閣法】

地方自治法改正案

地方分権を推進し、住民自治の充実を図る観点から、直接請求に必要な署名数に係る要件の緩和、住民監査請求制度、住民訴訟制度の見直し、市町村合併協議会設置に係る住民投票制度の創設等の措置を講ずる。

【衆議院で継続審査となった閣法】

個人情報保護法案

個人情報についての個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いの基本原則を規

定するとともに、事業者が遵守すべき義務などの基本的事項について定める。

- 参 法 -

【成立した参法】

保健婦助産婦看護婦法改正案(12月6日成立)

資格の名称について、保健婦及び保健士を保健師に、看護婦及び看護士、准看護婦及び 准看護士をそれぞれ看護師、准看護師に、助産婦を助産師に改める。

- 衆 法 -

【成立した主な衆法】

商法改正案及び同整備法案(12月5日成立)

コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外監査役の増員等監査役の機能強化、責任範囲の限定と責任免除手続の緩和等取締役の責任の軽減、株主代表訴訟制度の合理化等の措置を講ずる。[衆議院修正]取締役の責任の軽減について、責任範囲、責任免除手続を現行法より緩く、改正案より厳しくするなど。

金融再生法改正案(12月7日成立)

金融機関等の不良債権の処理を促進するため、預金保険機構に入札に参加し、時価で資産を買い取ることを認める。

文化芸術振興基本法案(11月30日成立)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進のため、その基本理念及び基本的施策を示し、基本方針の策定について定める。

〔条約の審議〕

【承認された主な条約】

爆弾テロ防止条約(11月9日承認)

爆発物や化学物質、生物剤、放射線等を用いた致死装置の設置、使用、その未遂、加担 行為を犯罪と規定し、締約国に対し、自国に対する行為及び自国民のみならず、すべての 国外犯に対する裁判権を設定することを求める。

[決議案]

【可決された決議案】

米国テロ事件決議案(9月27日可決)

米国における同時多発テロを非難し、犠牲者を哀悼するとともに、テロ行為の追放を我が国の責務と宣言し、政府に対し我が国の危機に対する安全確保、米国等への可能な限りの協力、国際機関の活動への積極的参加を求める。

2 議案件数表

			48.0	提出 成立 -		参議院			衆議院		備考	,
			提出	DX.立.	継続	否決	未了	継続	否決	未了		
88) / 4-	新規	28	28	0	0	0	0	0	0		
閣法	衆 継	7	5	1	0	0	1	0	0			
参	法	新規	11	1	2	0	7	0	, 0	0	撤回	1
ıfn.); <u>†</u>	新規	29	9	0	0	0	14	1	5		
茶	法	衆 継	36	3	0	0	0	30	0	0	撤回	3
=	*	算	3	3	0	0	0	0 (0	0		
	46	新規	1	1	0	0	0	0	0	0		
条	約	衆 継	3	3	0	0	0	0	0	0		
承	認	新規	1	1	0	0	0	0	0	0		
予備	費等	衆 継	7	0	0	0	0	7	0	0		
決その	算 の他	継続	4	0	3	0	1					
ž	央 議	案	2	1	0	0	1					

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の(修)は衆議院修正を示す。

- ◎ 内閣提出法律案(35件)(うち衆議院において前国会から継続7件)
 - ●両院通過(33件)(うち衆議院において前国会から継続5件)
 - 1 司法制度改革推進法案
 - 2 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案
 - 3 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(修)
 - 4 自衛隊法の一部を改正する法律案
 - 5 海上保安庁法の一部を改正する法律案
 - 6 商法等の一部を改正する法律案
 - 7 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
 - 8 刑法の一部を改正する法律案
 - 9 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
 - 10 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 11 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 12 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 - 13 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 - 14 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
 - 15 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法 律案
 - 16 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関 する法律の一部を改正する法律案
 - 17 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 18 地方税法等の一部を改正する法律案
 - 19 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案
 - 20 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備 に関する法律案
 - 21 租税特別措置法等の一部を改正する法律案
 - 22 地方交付税法等の一部を改正する法律案
 - 23 平成12年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
 - 24 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う 投票方法等の特例に関する法律案(修)
 - 25 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の

機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案

- 26 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 27 新事業創出促進法の一部を改正する法律案
- 28 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案 (第151回国会提出)
 - 35 予防接種法の一部を改正する法律案(修)
 - 36 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(修)
 - 60 銀行法等の一部を改正する法律案(修)
 - 65 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案
 - 74 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案
- ●本院継続(1件)(衆議院において前国会から継続)

(第151回国会提出)

- 64 地方自治法等の一部を改正する法律案
- ●衆議院継続(1件)(衆議院において前国会から継続)

(第151回国会提出)

90 個人情報の保護に関する法律案

◎本院議員提出法律案(11件)

- ●両院通過(1件)
 - 5 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
- ●本院継続(2件)
 - 3 民法の一部を改正する法律案
 - 4 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案
- ●本院未了(7件)
 - 1 医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案
 - 6 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
 - 7 特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案
 - 8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案
 - 9 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案
 - 10 食品衛生法の一部を改正する法律案
 - 11 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
- ●撤回(1件)
 - 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部 を改正する法律案
- ◎衆議院議員提出法律案(65件)(うち衆議院において前国会から継続36件)
 - ●両院通過(12件)(うち衆議院において前国会から継続3件)
 - 2 児童福祉法の一部を改正する法律案

- 4 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案
- 7 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 文化芸術振興基本法案
- 18 子どもの読書活動の推進に関する法律案
- 19 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(第151回国会提出)
 - 17 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案
 - 31 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(修)
 - 32 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(修)
- ●衆議院継続(44件)(うち衆議院において前国会から継続30件)
 - 3 聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線 テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
 - 6 エネルギー政策基本法案
 - 11 一括交付金の交付等に関する法律案
 - 15 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案
 - 16 入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算 執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 17 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 21 消防法の一部を改正する法律案
 - 22 商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案
 - 23 航空法の一部を改正する法律案
 - 24 民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案
 - 26 学校教育法の一部を改正する法律案
 - 27 消費生活用製品に係る危険情報の提供を促進する等のための食品衛生法等の一部を改正する法律案
 - 28 身体障害者補助犬法案
 - 29 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案

(第148回国会提出)

- 1 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する 法律案
- 2 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する 法律案

(第150回国会提出)

- 18 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 19 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 20 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

- 6 犯罪被害者基本法案
- 13 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案
- 20 農業経営再建特別措置法案
- 23 民法の一部を改正する法律案
- 25 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 33 証券取引委員会設置法案
- 36 公共事業基本法案
- 37 公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案
- 38 公共事業一括交付金法案
- 39 ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措 置法案
- 40 国会法の一部を改正する法律案
- 45 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 49 ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案
- 53 少子化社会対策基本法案
- 54 民法の一部を改正する法律案
- 55 医療法の一部を改正する法律案
- 56 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 57 道路交通法の一部を改正する法律案
- 58 国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 59 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
- 60 特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案
- 61 日本銀行法の一部を改正する法律案
- 62 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 63 道路交通法の一部を改正する法律案
- 64 防衛省設置法案

●衆議院否決 (1件)

10 雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に 関する法律案

●衆議院未了(5件)

- 1 国の防衛及び自衛隊による国際協力に関する基本法案
- 9 特殊法人の整理及び合理化に関する法律案
- 13 国際平和協力法案
- 14 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 25 住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案

●撤回(3件)(いずれも衆議院において前国会から継続)

(第151回国会提出)

- 41 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部 を改正する法律案
- 42 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 50 芸術文化振興基本法案

◎予算(3件)

- ●両院通過 (3件)
 - 1 平成13年度一般会計補正予算(第1号)
 - 2 平成13年度特別会計補正予算(特第1号)
 - 3 平成13年度政府関係機関補正予算(機第1号)
- ◎条約(4件)(うち衆議院において前国会から継続3件)
 - ●両院通過(4件)(うち衆議院において前国会から継続3件)
 - 1 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求める の件

(第151回国会提出)

- 4 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2000年11月27日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件
- 5 投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定 の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件(1件)

- ●両院通過(1件)
 - 1 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に 対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国 が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措 置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救 助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件
- ◎予備費等承諾を求めるの件(7件)(いずれも衆議院において前国会から継続)
 - ●衆議院継続(7件)

(第151回国会提出)

- ○平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- ○平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- ○平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

- ○平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費 増額調書(その1)
- ○平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- ○平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- ○平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費 増額調書(その2)

◎決算その他(4件)

●継続(3件)

(第151回国会提出)

- 〇平成11年度一般会計歲入歲出決算、平成11年度特別会計歲入歲出決算、平成11年度 国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書
- ○平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書
- ○平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書
- ●未了(1件)

(第151回国会提出)

〇日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する 説明書

◎決議案(2件)

- ●可決(1件)
 - 1 米国における同時多発テロ事件に関する決議案
- ●未了(1件)
 - 2 米国における同時多発テロ事件に関する決議案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,328件(102種類)であり、このうち特に件数の多かったものは、「食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願」183件、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願」79件、「消費税の増税反対、消費税率の三%への減税に関する請願」75件、「安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願」68件などであった。また、アメリカにおける同時多発テロに関連した請願は13種類122件が紹介提出された。

各委員会への付託件数は、内閣23件、総務71件、法務15件、外交防衛149件、財政金融94件、文教科学109件、厚生労働786件、経済産業20件、国土交通16件、環境24件、災害対策21件であった。

請願者の総数は594万9,733人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、11月21日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の同月30日までと決定された。なお、最終回の付託請願については、特別委員会における請願審査が12月5日に行われることになったため、請願文書表の配付を待たず、4日午前中に原本付託した。

12月5日、6日及び7日、各委員会において請願の審査が行われ、4委員会において369件 (14種類)の請願が採択すべきものと決定された。次いで7日の本会議において「私立学校の保護者負担軽減及び私学助成の充実に関する請願」外368件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率(採択件数/付託件数)は、27.8%であり、また、種類別の 採択率(採択数/付託数)は、13.7%であった。

2 請願件数表

		委		員		会		本会議	備考
委員	会名	付	託	採	択	不採択	未了	採択	т Н
内	閣		23		0	0	23	0	
総	務		71		31	0	40	31	
法	務		15		0	0	15	0	
外交	防衛		149		27	0	122	27	
財政	金融		94		0	0	94	. 0	
文教	·科学		109		37	0	72	37	
厚生	労働	,	786		274	0	512	274	
経済	産業		20		0	0	20	0	
国土	交通		16		0	0	16	0	
環	境		24		0	0	24	0	
災害	対策		21		0	0	21	0	
	計 	1,	328		369	0	959	369	提出総数 1,328件

			
ર	木仝議におい	て採択された	た請願件名一覧
.)	74275 DHV YLL 9JJ V 1	・ しつあつハ ここなし./	\ 14 \\ \\ \\ \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\

○総務委員会
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願(第246号外30件)
○外交防衛委員会
女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(第1号外22件)
ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願(第471号外2件)
子供の権利に関する三条約の早期批准に関する請願(第1244号)
○文教科学委員会
私立学校の保護者負担軽減及び私学助成の充実に関する請願(第399号)
保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する
請願(第760号外32件)
義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の
維持等に関する請願(第911号外1件)
学校事務職員を始めとする教職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持に
関する請願(第1170号)
○ 厚生労働委員会 ······ 274件
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請
願(第387号外182件)
安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願(第472号外67件)
保育制度の改善及び充実に関する請願(第779号)
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する
請願(第870号外17件)
新薬の早期承認に関する請願(第953号外2件)

待機児童解消施策の緊急な強化等保育制度の改善に関する請願(第976号)

質問主意書一覧

【第153回国会(臨時会)】

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	備考
1	アイヌ民族についての日本政府の認識に関す る質問主意書	 峰崎 直樹君 	13. 10. 11	13. 10. 15		13.10.19 内閣から通知書受 領(13.11.19まで答弁延期)
2	歯科用水銀アマルガムに関する質問主意書	 櫻井 充君 	10. 15	10. 17	11. 20	10.23 内閣から通知書受領 (11.21まで答弁延期)
3	ソンドゥ・ミリウ水力発電事業に関する質問 主意書	 櫻井 充君 	10. 18	10. 22	11. 13	10.26 内閣から通知書受領 (11.14まで答弁延期)
4	外国人登録原票写しの交付請求に関する質問 主意書	円 より子君	10. 19	10. 22	11. 20	10.26 内閣から通知書受領 (11.21まで答弁延期)
5	電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広 場に関する質問主意書	福島 瑞穂君	10. 26	10. 31	12. 4	11. 6 内閣から通知書受領 (12. 5まで答弁延期)
6	米軍厚木基地周辺の航空機騒音軽減に関する 質問主意書	福島瑞穂君	12. 4	12. 7		12.11 内閣から通知書受領 (14.1.23まで答弁延期)
7	日本国債の格下げに関する質問主意書	福島 瑞穂君	12. 6	12. 7		12.11 内閣から通知書受領 (14.1.23まで答弁延期)

【第152回国会(臨時会)答弁書未受領分】

番号	件名	提出	出者	提出 月日	転送月日	答弁書 受領	備考
1	米国・デンバー前総領事の公金流用に対する 告発文書の処理に関する質問主意書	櫻井	充君	13. 8. 8	13. 8. 10	13. 8. 28	13.8.14 内閣から通知書受 領(13.9.3まで答弁延期)
2	金融問題に関する質問主意書	峰崎	直樹君	8. 8	8. 10	8. 31	8.14 内閣から通知書受領 (9. 5まで答弁延期)
3	選挙における投票に関する質問主意書	櫻井	充君	8. 9	8. 10	9. 18	8.14 内閣から通知書受領 (9.19まで答弁延期)
4	年金福祉事業団の行った事業に関する質問主 意書	櫻井	充君	8. 9	8. 10	8. 31	8.14 内閣から通知書受領 (9. 5まで答弁延期)
6	咽喉部や気管カニューレ、気管内チューブなど の中の痰や分泌物を吸引する行為をヘルパー に特例として認めることに関する質問主意書	渡辺	孝男君	8. 9	8. 10	9.11	8.14 内閣から通知書受領 (9.12まで答弁延期)

【第151回国会(常会)答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送 月日	答弁書 受領	備考
32	刑事拘禁施設における懲罰の手続等に関する 質問主意書	福島 瑞穂君	13. 6. 8	13. 6. 13	13. 9. 25	13.6.19 内閣から通知書受 領(13.9.26まで答弁延期)
33	刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する 質問主意書	福島 瑞穂君	6. 8	6. 13	9. 25	6.19 内閣から通知書受領 (9.26まで答弁延期)
34	被収容者に対する懲罰制度の運用等に関する 質問主意書	福島 瑞穂君	6. 8	6. 13	9. 25	6.19 内閣から通知書受領 (9.26まで答弁延期)
36	出入国管理及び難民認定法の旅券等証明書常 時携帯義務違反の運用に関する質問主意書	福島 瑞穂君	6. 18	6. 20	9. 25	6.26 内閣から通知書受領 (9.28まで答弁延期)

[※] なお、第153回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第154回国会 参議院 審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

1 国会会期一覧

	u	BH A IS	A 110/44 T	:	 会 期	•
国会回次	召集日	開会式	会期終了日	当初日数	延長日数	総日数
第139回 (臨時会)	8.11.29(金)	8.11.29(金)	8. 12. 18(水)	20	-	20
第140回 (常 会)	9. 1.20(月)	9. 1.20(月)	9. 6.18(水)	150		150
第141回 (臨時会)	9. 9.29(月)	9. 9.29(月)	9. 12. 12(金)	75		75
第142回 (常 会)	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18.(木)	150	8	158
第143回 (臨時会)	10. 7.30(木)	10. 8. 7(金)	10. 10. 16(金)	70	9	79
第144回 (臨時会)	10.11.27(金)	10.11.27(金)	10. 12. 14(月)	18	_	18
第145回 (常 会)	11. 1.19(火)	11. 1.19(火)	11. 8.13(金)	150	57	207
第146回 (臨時会)	11.10.29(金)	11. 10. 29(金)	11. 12. 15(水)	48	_	48
第147回 (常 会)	12. 1.20(木)	12. 1.20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	_	135
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	-	3
第149回 (臨時会)	12. 7.28(金)	12. 7.28(金)	12. 8. 9(水)	13	_	13
第150回 (臨時会)	12. 9.21(木)	12. 9.21(木)	12.12.1(金)	72	_	72
第151回 (常 会)	13. 1.31(水)	13. 1.31(水)	13. 6.29(金)	150		150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8.10(金)	. 4	_	4
第153回 (臨時会)	13. 9.27(木)	13. 9.27(木)	13.12.7(金)	72	-	72

直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第 1 回(特別会)	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3 .	第8回(臨時会)	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	 第73回 (臨時会)	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7.22(火)
第15回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回(臨時会)	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

小泉内閣

(平成13年4月26日認証式)

内閣総理大	臣	小泉	純一郎	(衆・自民)
総 務 大	臣	片山	虎之助	(参・自保)
法 務 大	臣	森山	眞弓	(衆・自民)
外 務 大	臣	田中	眞紀子	(衆・自民)
財 務 大	臣	塩川	正十郎	(衆・自民)
文部科学大	臣	遠山	敦子	
厚生労働大	臣	坂口	カ	(衆・公明)
農林水産大	臣	武部	勤	(衆・自民)
経済産業大	臣	平沼	赳夫	(衆・自民)
国土交通大	臣	扇	千景	(参・自保)
環 境 大	臣	川口	順子	
国務大	-	福田	康夫	(衆・自民)
(内閣官房長 (男女共同参		<u>:</u>)		
国務大			仁	(衆・自民)
(国家公安委 (防災担当大		:)		
国 務 大		中谷	元	(衆・自民)
(防衛庁長官	-	p 4.	+. >/-	/m + = = 1
国 務 大 (沖縄及び北	-		辛仅	(衆・自民)
(科学技術政		-		
国務大 (金融担当大		柳澤	伯夫	(衆・自民)
国務大	-	竹中	平蔵	
(経済財政政				/
国 務 大 (行政改革担		石原	1中光	(衆・自民)
(規制改革担	当大臣)			
内閣法制局	長官	津野	修	÷

4 本会議·委員会等傍聴者数

(会期終了日 13.12.7 現在)

E Va	6/A 출L		内 訳		
回 次	総計	本会議	委員会等		
139 (臨時	会) 424	267	157		
140 (常	会) 5,108	1, 451	3, 657		
141 (臨時	会) 1,668	410	1,258		
142 (常	会) 3,301	999	2,302		
143 (臨時	会) 1,621	665	956		
144 (臨時	会) 506	269	237		
145 (常	会) 6,108	1, 837	4,271		
146 (臨時	会) 1,115	362	753		
147 (常	会) 4,497	1, 340	3, 157		
148 (特別	(会) 45	32	13		
149 (臨時	会) 432	193	239		
150 (臨時	会) 2,028	902	1,126		
151 (常	会) 4,788	1, 351	3, 437		
152 (臨時	会) 122	78	44		
153 (臨時	会) 3,019	913	2, 106		

⁽注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

(会期終了日 13.12.7 現在)

年	6 /A ⊋1.		参	観	訳	
	総計	一般	小·中学	高校	外国人	特別参観
6 .	166, 708	38, 331	125, 641	1,817	876	43
7	178, 174	28, 198	147, 063	1,521	1, 392	. 0
8	176, 469	32, 030	138, 823	2,668	2, 893	55
9	180, 885	41,617	134, 748	2, 287	2, 223	10
10	187, 657	34, 734	149, 878	1,515	1, 525	. 5
11	190, 559	36, 580	149, 835	2, 727	1,412	5
· 12	185, 764	31,630	150, 391	1, 996	1, 694	53
13	198, 827	44, 419	149, 319	2, 926	2, 066	97

^{*}特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り 実施している参観である。

6 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先			滞在期間	
ルーマニア上院議長	団長	上院議長	ニコラエ・ヴァカロイウ君	13. 11. 13
		同夫人	マリレナ・ヴァカロイウ君	\sim 11.17
(13.10.16 招待状発送)	団員	上院副議長	ドール・イオアン・タラチラ君	
		同夫人	アウリカ・タラチラ君	
	同	上院議員	コンスタンティン・ニコレスク君	
•		同夫人	ヴィオリカ・ニコレスク君	
	司	上院議員	アッティラ・ヴェレシュトイ君	
	同	同	コリン・ペンチュク君	
	同	同	イオン・ヴェラ君	
	随員	上院議長室長		
		ソリン・	ゲオルゲ・ダン・パナイテスク君	
	同	上院対外議会関		
			マルガレタ・イオネスク君	
	司	通訳	ペトレ・ストイアン君	
	同	上院議長警護官	フロリチェル・ドラゴミル君	
	同	同	イリエ・ルチァン君	•

7 参議院議員海外派遣一覧

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第106回列国議会同盟(IPU) 会議出席及び各国の政治経済事 情等視察 (13.7.17 議長決定)	ブルキナ・フ ァソ フランス	13. 9. 6 ~9. 18	日出 英輔君続 訓弘君大門 実紀史君	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
第22回東南アジア諸国連合議員 機構(AIPO)総会出席及び タイ王国の政治経済事情等視察 (13.8.2 議長決定)	タイ	13. 9. 1 ~9. 8	久野 恒一君 千葉 景子君	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
オーストラリア連邦議会上院及 びニュー・ジーランド国会訪問 並びに両国の政治経済事情等視 察 (13. 8. 9 議長決定)	オーストラリ ア ニュー・ジー ランド	13. 8. 22 ~ 8. 31	山清森築藤山畑 市本 海 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
アメリカ合衆国及びカナダにおける財政及び税制に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (13.8.15 議長決定)	アメリカ カナダ	13. 9. 3 ~9.15	山田月八八 大田	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
ポルトガル共和国国会議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察(13.8.17 議長決定)	ポルトガル ドイツ イタリア フランス	13. 9. 3 ~9. 12	(議長) 井山 裕和君 用田 義一良典 計一日 一百日 一百日 一百日	
ロシア連邦及びベルギー王国に おける安全保障問題に関する実 情調査並びに両国の政治経済事 情等視察 (13. 8.20 議長決定)	ロシア ベルギー	13. 9. 2 ~9. 9	吉斉野山郡佐弘宮村藤間下司藤友本郎宣赳彦彰平夫志郡 建和岳	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
ドイツ連邦共和国、スペイン及 び連合王国における憲法事情に 関する実情調査並びに各国の政 治経済事情等視察 (13.8.21 議長決定)	ドイツ スペイン イギリス	13. 9. 5 ~9.13	野村 龍二君 君 相	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
オーストラリア、ニュー・ジー ランド及びパラオ共和国におけ る環境保全に関する実情調査並 びに各国の政治経済事情等視察 (13. 8.21 議長決定)	オーストラリア ニュー・ジー ランド フィリピン (注1)	13. 9. 4 ~9.12	大 新 野 ボ 大 新 明 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
アメリカ合衆国及びカナダにおける司法制度及び犯罪対策に関する実情調査並びに両国の政治 経済事情等視察 (13.8.27 議長決定)	アメリカ (注2)	13. 9.10 ~9.16	保佐仲山海小松山 三昭俊俊 敏夫ら和 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
マレイシア、シンガポール共和国及び香港における情報通信及び情報通信技術 (IT) に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (13.8.29 議長決定)	マレイシア シンガポール 香港	13. 9. 5 ∼9. 14	世耕 弘成君 山下 英利君 小宮山 洋子君 山本 孝史君	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
メキシコ合衆国上院議長の招待 による同国公式訪問及び各国の 政治経済事情等視察 (13. 8.29 議長決定)	メキシコ アメリカ	13. 9. 9 ~9.19	中曽根 弘文君 尾辻 秀久君 勝木 健司君 山本 保君 林 紀子君	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出
欧州評議会議員会議・第10回経 済協力開発機構(OECD)活 動拡大討議出席及びフランス共 和国の政治経済事情等視察 (13. 9. 7 議長決定)	フランス	13. 9.22 ~9.28	有馬 朗人君 齋藤 勁君	13.12.7 議院 運営委員会に 報告書提出

⁽注1) 米国同時多発テロ事件の影響により、パラオ訪問を取りやめた。 (注2) 米国同時多発テロ事件の影響により、カナダ訪問を取りやめた。

8 国会関係日誌 (13.8.11~13.12.7)

【第152回国会(臨時会)閉会後】

平成13年

- 8.13(月)○菅原喜重郎衆議院議員、議員辞職
 - ○小泉総理が靖国神社参拝
 - o「子ども環境白書」(環境省)
 - 22(水)○裁判官弾劾裁判所裁判員合議
 - 23(木) ○石原健太郎君(東北ブロック、自由 党) 衆議院議員繰上当選(菅原喜重 郎君辞職による)
 - 26(日) 高祖憲治参議院議員派の選挙違反事 件で近畿郵政局長を逮捕
 - 27(月)○約2年ぶりの政労会見
 - ○児童買春処罰法違反の罪に問われた 東京高裁判事の村木保裕被告に対し 懲役2年執行猶予5年の判決(東京 地裁)
 - 28(火)○失業率、初の5%台(労働力調査) ○海上保安レポート2001(海上保安庁)
 - 29(水)○民主、自由、共産、社民の4野党、 臨時国会召集要求書を衆議院に提出 ○日経平均株価、17年ぶりの1万1千
 - 円割れ 31(金)○平成14年度予算概算要求締切り、総
 - 額85兆7千億円 ○世界人種差別撤廃会議(南ア・ダー
 - バン、~9月8日)
- 9. 1(土) ○新宿歌舞伎町で雑居ビル火災、44人 死亡
 - 3(月)○井上議長一行、ポルトガル公式訪問 (~12日)
 - o中朝首脳会談
 - 4(火)○伊藤宗一郎前衆議院議長逝去
 - 7(金) 厚生労働白書
 - 8(十) 0 サンフランシスコ講和条約署名50周 年記念式典(サンフランシスコ)
 - ○APEC財務相会合(蘇州、~9日)
 - 9(日) ○第106回 I PU会議 (ブルキナファ ソ、~14日)
 - 10(月) O農水省、BSEの疑いのある牛を日 本で初めて確認と発表
 - 11(火)○米国で旅客機ハイジャックによる同 時大規模テロ
 - ○ニューヨーク証取、取引停止(17日
 - ○破綻金融機関の処理のために講じた 措置の内容等に関する報告
 - する決議を全会一致で採択、国連総 会でも
 - 13(木) ○衆総務委(歌舞伎町ビル火災)

- O目・フィリピン首脳会談
- 14(金) 0 衆予算委 (総理出席)
 - o 平成12年政治資金収支報告書
 - Oマイカル、民事再生法適用を申請
- 16(日)○茨城県知事選、橋本昌氏3選
 - o 徳島県知事選、圓藤寿穂氏3選
- 17(月) ○保守党、野田毅幹事長を党首に選任
- 18(火) ○衆外務委 (米テロ事件に関する件)
- 19(水)○参予算委(総理出席)
 - 裁判官訴追委員会庶務・調査小委員 会合同審議会(裁判官訴追審查事案 の処理について協議)
 - ○都道府県地価調査(基準地価)
- 20(木)○裁判官弾劾裁判所公判
 - ○参農水委(牛海綿状脳症問題)
 - ○G8首脳、テロ阻止へ共同声明
 - 総合雇用対策
 - ○国立国会図書館の経営及び財政状態 の報告
- 21(金)○臨時国会9月27日召集を閣議決定
 - ○参総務委(歌舞伎町ビル火災)
 - ○警察白書
 - ○改革工程表 (経済財政諮問会議)
- 22(土)○農水省、BSE感染を確認
- 25(火)○高祖憲治参議院議員、議員辞職
 - ○衆総務委(人勧)
 - ○日米首脳会談(ワシントン)
- 26(水)○衆農水委(牛海綿状脳症問題)

【第153回国会(臨時会)】

- 9.27(木)○第153回国会(臨時会)召集
 - ○開会式
 - ○参本会議(議席の指定、常任委員長の 選挙、5特別委員会の設置、会期の 件、米国同時多発テロ事件に関する 決議、所信表明演説)
 - ○衆本会議(議席の指定、会期の件、常 任委員長の選挙、5特別委員会の設 置、米国同時多発テロ事件に関する 決議、所信表明演説)
 - ○参議院傍聴規則一部改正
 - ○日・インドネシア首脳会談
 - 28(金)○薬害エイズ事件で元厚生省課長に有 罪判決(東京地裁)
 - 公正取引委員会年次報告(独占禁止 白書)
- 12(水)○国連安保理がテロ行為を厳しく非難 10.1(月)○衆本会議(代表質問:鳩山由紀夫君、 麻生太郎君、北橋健治君、太田昭宏
 - ○日・南ア首脳会談

- 2(火)○**参本会議**(代表質問:角田義一君、 青木幹雄君)
 - ○衆本会議(代表質問:東祥三君、志 位和夫君、土井たか子君、野田毅君)
- 3(水)○**参本会議**(代表質問:白浜一良君、 市田忠義君、岡崎トミ子君、月原茂 皓君。永年在職議員表彰(関谷勝嗣 君))
 - ○裁判官弾劾裁判所裁判員合議(裁判 官罷免訴追事件について合議)
 - ○裁判官訴追委員会(裁判官訴追審査事案の処理について審議決定)
 - ○中島啓雄君(自民・比例)繰上当選 (高祖憲治君辞職による)
- 4(木) o 衆予算 (総理出席)
- 5(金)○衆予算(総理出席)
 - ○人勧完全実施を閣議決定
 - ○社民党党首に土井たか子党首が無投票で4選
- 6(土) O G 7 財務相・中央銀行総裁会議 (ワ シントン)
- 7(日)○米英軍、タリバンに攻撃を開始
- 8(月)○日中首脳会談(北京)
 - ○緊急テロ対策本部設置 (閣議決定)
- 9(火)○参予算委(総理出席)
 - ○衆本会議(テロ防止特別委設置、タリバンに対する攻撃についての総理の報告)
- 10(水)○参予算委(総理出席)
 - ○衆本会議(テロ対策関連3法案趣旨 説明)
 - ○ノーベル化学賞に野依良治・名古屋 大教授
- 11(木) ○衆本会議
 - ○衆テロ防止特委(総理出席)
- 12(金) 0 衆テロ防止特委(総理出席)
 - ○ノーベル平和賞に国連とアナン事務 総長
- 13(土) ○衆テロ防止特委(参考人)
- 15(月)○日韓首脳会談 (ソウル)
- 16(火)○衆テロ防止特委(テロ対策関連3法 案可決)
- 17(水) A P E C 閣僚会議 (上海、~18日)
- 18(木) ○衆本会議(永年在職議員表彰、テロ対策関連3法案可決)
- 19(金)○参本会議(テロ対策関連3法案趣旨説明)
 - の衆本会議
- 20(土) A P E C 首脳会議 (上海、~21日) ○ 日米首脳会談
- 21(日)○日中、日口首脳会談 ○米口首脳会談

- 22(月)○参本会議
 - ○米政府、ワシントンの郵便職員2人 が肺炭疽の疑いで死亡と発表
- 23(火)○参外交防衛・国土交通・内閣委連合 審査(テロ対策関連法案)
 - ○衆本会議
 - ○東チモール国際平和協力業務の実施 結果報告
- 24(水) 参外交防衛・国土交通・内閣委連合 審査 (テロ対策関連法案)
 - ○裁判官訴追委員会(田中前神戸地裁 所長の不訴追を決定)
- 25(木)○参外交防衛委公聴会(テロ対策関連 法案)
- 26(金) 参外交防衛委 (テロ対策関連法案可 決)
 - ○政府、インドとパキスタンに対する 経済制裁の解除を発表
 - ○森林・林業基本計画
- 27(土) 社民党大会 (~28日)
- 28(日)○衆院宮城4区補選、伊藤信太郎氏 ○衆院滋賀2区補選、小西理氏
- 29(月) **参本会議**(テロ対策関連3法案成立) ○ 栄典制度の在り方に関する懇談会最
 - ○宋典制度の任り万に関する懇談会: 終報告書
- 30(火) O 衆本会議 (A P E C 等報告)
- 31(水)○**参本会議**(APEC等報告、予防接種法改正案成立)
 - 裁判官弹劾裁判所公判
 - o平成12年国勢調査確定値(総務省)
- 11. 1(木) ○衆本会議
 - 2(金)○参本会議(銀行法等改正案成立)
 - ○衆本会議
 - 4(日)○広島県知事選、藤田雄山氏3選
 - ○ASEAN首脳会議、反テロ共同行動宣言を採択
 - 5(月)○日中韓首脳会談(ブルネイ)
 - ○ASEAN・日中韓首脳会議(ブル ネイ、~6日)
 - 6(火)○衆本会議
 - 7(水)○補正予算案概要閣議決定
 - COP7閣僚級会合(マラケシュ、 ~10日)
 - ○世界人口白書(国連人口基金)
 - 8(木)○衆本会議
 - ○農産物3品目セーフガード暫定発動 期限切れ(日中間の交渉を続行)
 - 9(金)○**参本会議**(財政演説、司法制度改革 推進法案成立、育児・介護休業法改 正案成立、爆弾テロ防止条約承認)
 - ○衆本会議(財政演説)
 - ○WTO閣僚会議(ドーハ、~14日)

- 10(土) C O P 7、「マラケシュ合意」を採択
 - ○国連年次総会(~16日)
 - ○WTO、中国加盟を承認
- 11(日) OWTO、台湾加盟を承認
- 12(月) ○衆予算委
- 13(火)○衆予算委(補正予算可決)
 - ○衆本会議(補正予算可決)
 - ○ルーマニア共和国国民議会議長一行 (議長招待)、議長訪問
 - ○米口首脳会談、戦略核弾頭削減で合意
- 14(水) 参本会議
 - ○参予算委
- 15(木)○参予算委(補正予算可決)
- 16(金)○参本会議 (補正予算成立)
 - 0 衆本会議
 - ○テロ対策特措法に基づく自衛隊派遣 の基本計画を閣議決定
 - ○犯罪白書
- 18(日)○宮城県知事選、浅野史郎氏3選
- 19(月) ○衆院改革に関する調査会答申
- 20(火)○公益法人白書
- 21(水) **参本会議**(銀行株式等保有制限等法 案成立)
- 22(木) 0 衆本会議
- 25(日)○自衛艦3隻がインド洋へ(テロ特措 法に基づく派遣)
- 26(月) **参本会議** (地方税法等改正案、租税 特別措置法等改正案成立)
 - ○第2次補正予算編成方針を閣議決定
 - 文科相、中教審に教育基本法の見直 しを諮問
- 27(火) O 衆本会議 (テロ対策特措法に基づく 自衛隊派遣の基本計画を承認)
 - ○裁判官訴追委員会
 - ○アフガニスタン暫定政権協議が開幕 (ボン)
- 28(水) **参本会議**(平成11年度決算報告・質 疑)
 - 衆本会議
 - ○裁判官弾劾裁判所公判(村木判事に 罷免判決)
 - ○警視庁、朝銀東京信用組合の資金不 正流用疑惑で朝鮮総連幹部を逮捕
- 29(木)○医療制度改革大綱(政府・与党社会 保障改革協議会)
- 30(金) **参本会議** (テロ対策特措法に基づく 自衛隊派遣の基本計画を承認、保健 婦助産婦看護婦法改正案可決)
 - ○衆本会議
- 12. 1(土) ○皇太子妃雅子さま、女児を御出産
 - 2(日)○米総合エネルギー会社のエンロン、

連邦破産法11条の適用を申請、米市 場で過去最大の会社倒産

- 3(月) 参本会議
 - ○衆予算委(金融問題参考人審議)
 - ○アフリカ開発会議 (TICAD) 閣 僚級会合 (東京、~4日)
 - ○シャロン・イスラエル首相、パレス チナ自治政府を「テロ支援組織」と認 定
- 4(火)○衆本会議(皇孫殿下御誕生につき賀 詞泰呈)
 - ○平成14年度予算編成基本方針(経済 財政諮問会議)
 - ○経済財政白書「改革なくして成長な 1...
 - ○通貨及び金融の調節に関する報告
 - ○米格付け会社のムーディーズ、日本 国債を格下げ、G7では最低水準に
- 5(水)○参本会議(皇孫殿下御誕生につき賀 詞奉呈)
 - ○アフガニスタン暫定政権発足で合意
- 6(木)○衆本会議(保健婦助産婦看護婦法改 正案成立)
 - ○債権放棄を受け再建中の青木建設が 民事再生法を申請
- 7(金)○**参本会議**(雇用対策臨時特例法、金融再生法改正案、PKO協力法改正案成立)
 - ○衆本会議
 - ○第153回国会閉会
 - O木村睦男元参議院議長逝去